

座の膝を突くと共に床上に突き、次に兩足の指先を伸ばし、全く着座すると共に、兩手は全く掌を床に着けて突くのである。

女子の作法

女子の座前着座は、男子の時の如く兩膝を突いて、爪立て、兩手は是と同時に指先を軽く床上につき、次に下座の膝を起し、膝頭を上座の膝の上に重ねるやうにし、足は爪立てたま、下座の方へ十分に踏み開き、次に上座の足を下座の足の後方に引きつけ、次に膝を起し、體を廻らすと共に手を後方に送つて突き、次に下座の膝を引いて床上に突くと共に、其の方の手を送つて膝側に突き、次に上座の膝を引きて下座の膝に揃へて着座し、然る後兩手は膝の上に置くのである。また是を上輩の面前にて行ふときは普通上輩の前で坐る時のやうに、上座より順次に手と膝とを突いて跪き、次に前の法の如くして座に着き、兩手は掌を全く床上に着けて突けば宜しいのである。

座後着座

次に座後着座と云ふは座の後方より進んで着座するのである。其の仕方は普通着座の如く上座より先に兩膝を突いて跪き、次に男子は兩手を膝

に置いたま、女子は兩手を軽く床上に突き、上座の膝を起して四五寸程前に踏み出だし、上座の膝を突くと共に、女子は此時上座の手を前に送つて突き、次に下座の膝を進め、上座の膝に突き揃へ、女子は是と共に下座の手を前に送り、左右の足の指を伸べて全く坐ると同時に、女子は兩手を膝の上に執るのである。また上輩の面前で行はんとするときは普通上輩の面前で着座する時のやうに、上座から順次に膝と手とをつき、上座の足を四五尺程踏み出して膝を突くと共に、其の方の手をも進め、次に下座の膝を進めて上座の膝に突き整へると共に、其方の手をも進め、全く着座するに及んで兩手も掌を全く床に接して突くので、男女ともに同じである。

着座の際に於ける足の進退
本條の終りに臨んで猶ほ注意して置くのは、着座の際に於ける足の進退である。是れは最も男女によつて多少の相違がある。女子は進退する足の爪先と、他の一方の足の爪先とが凡そ二三寸、丁度土踏ますの邊まで進退するが適當である。併し場合によつては其れより多く進退することもあ

るが、假令多くとも、足の半を越えぬやうにするが可い。それより多いときは態度が亂れで宜しくない。又男子は女子より少きも見苦しく、餘りに多きに過ぐるも宜しくない。先づ適當の所は足の半位である。併しながら是も一定することは出来ぬから、多少の伸縮は差支ないが、少くとも一方の足の爪先が、他方の足の土踏まずに接する位より少くしてはならぬ。また多くとも一方の足の爪先が、他の一方の足の踵を離れぬ程に進退せねばならぬ。それよりは多くともまた少くとも、皆態度の上に關係を及ぼすものであるから、平素より能々注意して置かねばならぬ。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

〔修身書配
卷一の十八
卷四の十八
卷五の十六〕

座ニ着クニハ兩足ヲ揃ヘテ兩手ヲ膝ニ添ヘ左足ヲ少シク引キ先ツ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ兩膝ヲ揃ヘテ座スヘシ

(同省小學校作法要項)

坐スルニハ兩足ヲ揃ヘ左足ヲ少シク引キ先ツ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ兩膝ヲ揃ヘテ坐スヘシ

五 起座の作法

起座の種類

着座に數様の區別があるが如く、起座にもまた、普通起座、敬禮起座、進む起座、退く起座等の數種がある。よつて是も左に順を追うて説明しよう。

普通起座

普通起座とは日常の立ち方である。此の立ち様は先づ兩手を軽く膝の上へ八字形に置き、次に兩足を爪立て、跪居の體となり、次に下座の足を踏み出して徐に立上り、進む起座のときは上座の足を進めて下座の足に揃へ、退く起座の時は下座の足を引いて上座の足に揃へ、直に歩み去らんとする時は上座の足から踏み出して行くのである。是も前に云つたやうに、男女によつて足を進退すべき理由は更に無いのである。然しながら普通の場合、上座の足を引いて下座の足に踏揃へるのである。爰に注意すべきは足を爪立てるとき腰を上ぐるに餘り高く上げてはならぬ。必ず足を爪立て得るを程度とし、腰は踵より離れぬやうにするが肝要である。又下座の

足を踏み出す程度に就いては、或は時によつて多少の相違はあるが、足の踏み出し方が餘りに少きは立ち悪く、又餘りに多きも甚だ見苦しいものである。此の故に男子は凡そ下座の足の爪先を、上座の膝頭より先に出さぬやうにし、女子は下座の足の爪先が、上座の膝の半程より多からぬやうにせねばならぬ。猶ほ注意を要するは、上體の姿勢を亂さぬやうにすることである。殊に下腹の力が充實して居らぬと、起座着座ともに上體が前方に傾いて甚だ見悪いのみならず、授受進撤の時に當つて大いに障礙となるものであるから、起ち居の際には常に下腹の力を抜けないやうにし、假令上體が傾くやうなことがあつても、頭部が自分の膝頭より先に出さぬやうに注意することを忘れてはならぬ。

敬禮起座

また敬禮起座と云ふは、敬意を來すべき人の面前より立ちて退かんとする時の仕方である。是は我が背後を其の人の正面に向けぬやうにするが爲である。故に前にも云つたやうに、古は詰開きと云ふ立ち方によつたも

のである。「進退記」に「詰め開きは貴人の御前へ出で、御禮を申し、又は何にても持て參りなどしたる時、貴人に差し向ひたる儘にて立ち候へば、貴人の方へ我が後を向けては尾籠なり。されば左へなりとも、又は右へなりとも座敷の様によりて廻り立つべし」とあるを見ても明かであらう。併し此の詰め開きは、常に仕馴れないと俄には出來ぬものである。假令出來得るとしても恐々しく見え、又は轉びなどすることがあつて、容易には滞りなくすらすらと且つ美しく見ゆるやうには立てぬものである。此故に後世に至つては、一般に是が簡略法によることゝ成つたのである。其の簡略法と云ふのは、詰り前の詰め開きを略したものであつて、體を右方或は左方に捻つて立ち、又は少し捻つて立ちながら眞直になり、逆行して退く等の仕方がある。然しながら是等は皆對者の位置によつて變るのであるから、少しく心を用ふれば間違ふやうなことはないが、會得し易いが爲に一々説明することにしよう。

正面に客に對する起座

(イ) 入口の正面に在る客の面前より退座せんとするとき、兩手を膝の上で八字形になし、次に上座の方の膝を引いて足を爪立て、次に下座の方の膝を引いて足を爪立て、兩足の爪先を揃へて跪座の體となり、次に始めに引いた方、即ち上座の膝を起して上座の方に開き、次に後に引いた方、即ち下座の膝を疊から離れないやうに浮かし、少しく摺る心持で前に開いた上座の膝に寄せ、是と同時に體を上座の方に捻つて立ち上り、先なる足を引いて兩足を齊へるのである。

(ロ) 又客の正面より立つて逆行して退かんとするときは、前の如く上座より順に膝を引いて爪立て、只少しく上座に捻り立ちながら始のやうに眞直になり、其れより逆行して退くのである。

側面に去る時起座

(ハ) 次に客の前から立つて、我が右の方でも亦左の方でも側面の方に退かんとする場合には、前の如く上座の膝から順に引いて爪立て、我が向はんとする方の膝を起し、其の方に體を捻つて立ち上がつて退くのである。以

引合せの起座

上述べた所は普通の客に對する場合の仕方、若し客が上輩貴人ならば次の如くにするのである。

(ニ) 先づ前に突いた兩手を膝許に堅く引き寄せ、手と膝と離るゝことなきやう上座の方なる手と膝とを引き、手も足も共に爪立て、次に下座の方なる手と膝とを引いて、前のやうに手も足も爪立て、次に體を起し、客の位置によつて右でも左でも捻つて立ち、或は逆行しても退くのである。

而して是等の際に注意すべきことは、足を爪立つるとき、足の指先から爪立てず、足の爪を疊に立つるやうにし、膝を引くに從つて全く爪立てるのである。次に上座の膝を擧ぐる時には、足を少しも踏み出さぬやうにせねばならぬ。それと下座の膝を上座の膝の側に寄するとき、其の膝は疊より離れぬやうにせねばならぬ。膝が疊から離るゝと體が動揺する恐れがあるから、是等を能く心得て置かねばならぬ。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

〔修身書配
卷一の十八
卷四の十八
卷五の十八〕

座ヲ起ツニハ兩手ヲ膝ニ置キ先ツ兩足ヲ爪立テ右膝ヲ少シク立テ上體ヲ
屈セサルヤウニ徐ニ立上ルヘシ

(同省小學校作法要項)

座ヲ起ツニハ兩手ヲ膝ニ置キ先ツ兩足ヲ爪立テ、少シク右膝ヲ立テ徐ニ
起チ上ルヘシ

第五節 建具等の開閉及び出入

一 開閉及び出入の大意

建具開閉の注意

室の出入及び建具等の開閉は随分に心を用ゐて靜かにせねばならぬ。然らざれば或は敷居に躓き、或は建具を倒し、又滑走し易き戸障子等は、時に力餘つて思はざる失態を演ずる等のことは往々あるものである。殊に夜間早朝其の他人の臥床にあるか、或は病者のある場合には一層心を用ゐ、決して粗暴に涉るやうなことがあつてはならぬ。

また自己の開きたる所は必ず闔ぢ置くことを忘れぬやうに心懸け、又自

建具の開閉すべき場所

分の開いた所ではなくとも、己れが最後に入出したならば必ず閉づるが至當である。若し初から開放してあつた所は其の儘開いて置いて宜しい。また自分よりも後に出入する者があるのを知つたならば、閉づるも全く閉ぢ盡さずして、少しく開いて置くが法である。「禮記」にも「戸の開きたる所は亦開き、戸の闔ちたる所は亦閉ぢ、後に入るものあるものあらば閉づるも遂ぐるとなかれ」とあるを見れば、只我が國のみの禮ではない、他邦もまた其の心は同一である。また戸障子其他の建具にしても、之を閉ぢんとして全く閉ぢ盡さず、無意義に多少を開き置く等のことは、假令直ちに再び開閉する必要ありとも深く慎まぬばならぬ。

次に建具は、上座の方を開閉すべき場合と下座の方を開閉すべき場合とがある。上座の方を開閉するは他人の爲にする場合で、下座の方を開閉するは自己の爲にする場合である。爰に上座下座と云つたのは兩端の戸障子類を指して云ふのではない。例へば四枚を立てたる所ならば、中央の左

右二枚を云ふのである。然るに兩端のもの開閉するものもあるが、是れは全く誤である。併し何か都合によつて中央の二枚は開閉することの出来ない場合はまた別である。

建具の建て方

猶ほ常に注意すべは建具のたて方である。是は人の注意を缺き易いことであるから、往々違例を見ることがある。殊に日本室に用ふるものは、多く溝によつて開閉するのであるから、溝の一筋なるは誤ることはないが、二筋以上の時に多く誤るのである。而して其の建て方といへば、二枚を用ふる所は室の外から見て、外側なるを我が右と爲し、内側なるを我が左にすればよろしい。また四枚を建つる所は、室と室との間にあるものは、左右兩端の二枚を上室の方となし、中央の二枚を下室の方とし、また縁側廊下等に接する所に建つるものは、兩端の二枚を室の外側に建て、中央の二枚を室の内側に建つるのである。また洋室の窓のやうに上下に開閉すべき戸障子は、外側なるを上とし、内側なるを下にするのである。

〔修身書配
高卷の二十

〔参照〕(文部省小學校作法要項)

扉・戸障子・襖等ハ靜ニ開閉スヘシ又開放スヘカラス

二 他人の室に入るとき的心得

他人の室
意にする注

凡そ他人の室を訪ひ或は其の附近を通過するに當り、濫りに足音を忍ばせて窺ひ寄り、或は室内の談話を立聞し、或は其の様子を差し覗き、若しくは其の室の戸障子襖等を突然に開閉するが如きは、假令下輩の室なりとも、最も無禮惡むべき所爲であるから、如何なる事情があつても深く慎まねばならぬ。此故に若し其の室内に用事のあるときは、近寄るまゝに咳拂ひをするか、或は足音を高めて我が室に近づきしを知らしめ、日本室ならば適當なる辭をかけ、西洋室ならば指先にて軽く扉を叩いて其の應答を待つて、然る後に之を開くが禮である。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

他人ノ室ニ入ラントスルトキハ日本室ノ場合ニハ先ツ許可ヲ受ケヘク四
第二編 普通作法 姿勢及び進退 一七九

三 扉の開閉

扉は右方に開くべきものと左方に開くべきものがある。而して之を開閉するには、自分の方に引いて開き、向に押して閉づるものと、また向に押して開き、自分の方に引いて閉づるものと二種がある。けれども之を開閉するに當つては、左方に開くべしものと、右方に開くべきものを問はず、凡そ自分の方に引いて開くべきものは、其づ其の把手を前にして少しく斜に向つて立ち、次に把手に近い方の手で其の把手を執り、次に扉に遠い方の足から引いて退き、適當の程度までに開いたとき、初めに引いた足、即ち扉に遠い方の足を前に踏み入ること共に、扉の内側な、把手を他方の手に持ち替へて是と同時に體を廻らし、而して其の扉に遠くなつた足から逆行して全く閉づるのである。

又向へ押して開き、押して閉づべきものも、前に述べたものと同じく、把を

上輩の爲に扉を開く注意

取るべき手も、初めに踏み出すべき足も、更に異なる所はない。唯引いて開閉すると押しして開閉するとの相違に過ぎぬのである。また扉は上輩の爲には廣く開き、把手を持つた手を放し、腰を屈めて其の人を請じ、後に之を閉づるものである。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

〔修身書配
高二の二十

扉ヲ開閉スルニハ右開ノ場合ニ右ニテ把手ヲ取り之ヲ開クト共ニ旋リナカラ室内ニ入り内側ノ把手ニ持チ替ヘ靜ニ正シク閉ツヘシ

左閉ノ場合ハ此ノ反對ニ爲スヘシ

(同省小學校作法要項)

右開ナル場合ハ把手ヲ右手ニ採リテ之ヲ開キ室内ニ入り内側ノ把手ヲ左手ニ持チ換ヘテ正シク之ヲ閉ツヘシ

右開キナル場合ハ前ノ反對ニ開閉スヘシ

四 戸、障子、襖等の開閉

戸障子等の開閉の注意

戸障子、襖等を開閉せんとするときは、能く其の内外に注意し、他に迷惑を及ぼさざるやうにするが第一の心掛である。また上輩貴人の出入せんが爲か、或は其の他の都合によつて、左右に開閉する必要があつても、兩手を以て左右のものを取り、同時に開閉するが如き粗暴なる行爲は、他人の有無を問はず慎まねばならぬ。若し左右に開閉する必要があるならば二人であるが良い。又一人でするときは、先づ上座の方を開閉し、次に下座の方を開閉するが法である。是等のものには、左に開閉すべし、右に開閉すべしものどがあるが、是を開かんとするときは、先づ其の開くべき戸障子或は襖の際により、引手を前にして、少しく斜に向ひ、立ちたるまゝ開かんとするときは、稍々腰を屈め、所謂中腰の態度を執り、其の建具に遠い方の手は軽く腿の前に着け、跪いたときと、跪くとは兩足を爪立て、兩膝を床に突くを云ふのである。斯の如きは、誰も能く知つて居る所であるが、現今世に流布せる作法書には、坐する事と跪く事を混同したのもあるから、爰に一言記して

立ちたる儘の開き方
跪座との區別

座跪の開き方

置くのである(坐したときは、建具に遠い方の手を床に突き、建具に近い方の手で引手を把つて二三寸程開き、其の手は、立つた場合はまた腿の前に軽く着け、坐跪の場合には成るべく後の方で床に突き、次に建具に遠い方の手で立つたときは引手より四五寸程下を把り、坐跪の場合には、敷居より四五寸程上を把つて静かに押し開くが良い。此の手をかくる時唯少しく指先を以てするものもあるが、之は開閉ともに凡そ指の第二の節の邊まで掛くるのが宜しいのである。

開閉に就きての安説

或る説には、建具に遠い方の手を引手に掛けて二三寸開き、次に近い方の手を掛けて全く開くと云ふものもあるが、是は順逆の理に反くから従はぬが宜しい。

立ちたる時の閉ち方

また是等を閉ちんとするときは、開く時のやうに引手を前にして斜に向ひ、立つたときは、中腰となり、建具に近い方の手は腿の前に軽くつけ、坐跪の場合には同じく近い方の手を成るべく後方なる床に突き、次に遠い方の手

坐跪の時
の閉方

で立ちたる場合には引手より四五寸程下を把り、坐跪の場合には同じく遠い方の手で敷居から四五寸程上を把つて靜に引き寄せ、次に其の手は立つたときは腿に執り、坐跪の場合には床に突き、次に近い方の手を引手に掛けて全く閉ぢるのである。

古の障子

障子には引手のあるものと無いものがある。元來障子と云へば襖カラカミまでも其の内に含まれもあつたので、古は帛障子、布障子、明障子など其の張り方に由て名がついて居た。帛障子と云ふのは絹を用ゐ、布障子は布を用ゐて、今の襖の如く兩面から張つて繪を書いたものもある。彼の賢聖の障子とか荒海あらかみの障子とか云ふやうなものは即ち此の種のものである。また明障子と云ふのは今の障子である。而して明障子には引手を附けぬが正式のものである。因て引手のあるものを開閉するには前に云つたやうにすれば宜しいが、若し引手の無いものを開閉せんとするには、室の内外によつて多少の相違がある。然しながら體の構へ手の順等は、引手のある

障子には
引手を附
けぬが正
式

室内より
障子の開
閉
室外より
障子の開
閉

ものも無いものも同一であるが、引手の無いものは室内より開閉する時は腰板障子の下部に張つた板で一名水板とも云ふの上なる横棧を引手の代りに用ゐ、室の外から開閉するときには、此の横棧も上下から指を掛けることが出来ないから、横棧の下から少しく押し上ぐる心持に手を掛けて引けば大概開くものである。斯くして指の入る程開いたならば、左右の手を替へて前のやうにして開き、また重い障子か或は具合の悪い障子ならば障子に近い方の手を後の方なる經棧つとせ例へば右に開かんとするときには、障子に向つて右の端なる經の縁木へぎぎの下部、即ち腰板に接した所を、右の手を裏返しとなし、手の甲を其の腰板に接し、指先で押すときは容易に開くものであるから、斯の如くして指の入る程に開き、之から後は前に云つた手順に従つて開き、また閉づるときは室の内外に關せず、襖を閉づる手順で閉ぢ、最後には引手の代りに經棧に手をかけて全く閉づるのである。決して張つた紙を破り、或は閉ぢ合せた隙間に爪をかけて開閉する等のことをなしてはならぬ。

開閉に坐
跪立の別
ある理由

禮儀作法續後

一八六

前の説明の中に、立つたときと坐つたとき、若しくは跪いたときとの場合を區別して置いたが、是は對する人の身分と其の場の模様とによつて相違が起るのである。それは普通の場合若しくは同輩に對しては少しく腰を屈めて開閉し、上輩に對するか或は少し改まつた席上ならば跪いて開閉し、特に敬ふべき人に對するか、或は特に改まるべき席上即ち誕婚葬祭其他の儀式等の際は坐して開閉するのである。然れども誕婚葬祭其他の儀式も略式で行ふやうな場合は、時宜に従ひ跪いて開閉して宜しい。又廊下等の如く上草履を用ふべき所で開閉する場合には、坐すべきを跪き、跪くべきを中腰で開閉して宜しい。また貴人の席上でも、其の貴人の命を承けて、至急を要する場合には跪いて開閉して可い。上輩以下に對しては之に準じて適宜に開閉して可いのである。

〔參照〕（文部省師中作法要項）

戸障子襖等ヲ右ニ開クニハ右手ヲ引手ニ掛ケテ先ツ少シク開キ次ニ左手

〔修身書配
卷五の十六
高二の二十

ニテ適度ニ押開クヘシ又之ヲ右ニ閉ツルニハ右手ニテ引寄せ左手ニ掛ケテ靜ニ正シク閉ツヘシ

左ニ開閉スル場合ハ此ノ反對ニ爲スヘシ

尊長ノ座敷ニ在ル場合ハ跪キテ之ヲ開閉スヘシ

（同省小學校作法要項）

右ニ開カントスルトキハ右手ヲ引手ニ掛ケテ少シク開キ左手ヲ下部ニ掛ケテ押開クヘシ之ヲ右ニ閉ツルニハ右手ニテ下部ヲ持チテ引寄せタル後左手ヲ引手ニ掛ケテ正シク之ヲ閉ツルヲ例トス
左ニ開キ又ハ閉ツル場合ハ前ノ反對ニ爲スヘシ
祭祀儀式等ノ場合ニ於テ座敷ノ戸障子襖等ヲ開閉セントスルトキハ跪キテ之ヲ行フヘシ

五 簾及び幕の出入

簾の種類

簾には内簾と覆簾との二種がある。内簾と云ふのは室内に掛つた簾で、覆簾と云ふは縁外などに掛つた簾である。また内簾は神前と神前以外に

第二編 普通作法 姿勢及び進退

一八七

因て捲上げ方が違ふ。神前のものは鉤もコマルも外側にあつて、其の他のものは内側にあるからである。故に人の出入するが爲か又は其の他の場合でも、之を捲き上ぐるときは、神前のものも外へ巻き、其の他のものは内へ捲いて鉤へ懸けて置くのである。又高く巻くには紙を繼ぎ四つに折つて簾の内へ、帽額衣（ぼうがくい）の下から兩方へ同じ程に引き出し、簾を高く捲き上げて此の紙で結び置くのである。結び方は一と結びして後は捻ぢ込んで置くが本式である。されど略したる場合には、他の紐で兩輪（りょうりん）に結んでも可い。また既に捲上げてある所を出入するときは、頭の觸れぬやうにせねばならぬ。卸してあるなら内へ入る時は柱の際で下を向ふへ推して入り、若し外へ出るときは手前の方へ引いて出るが法である。また覆簾を出入するときは、出入ともに外の方に押して開くのである。上古は簾を捲き上げて潜り入ることも行はれたが、後世漸やく行はれないやうになつたけれども、場合によつては捲き上げて出入するも差支へはないが、能く其の態度に注意せねば、或は傲慢に見え疎暴に見える恐れがあるから、十分に心を用ゐねばならぬ。

方 簾の巻き
内簾の出
入 覆簾の出
入

ば、或は傲慢に見え疎暴に見える恐れがあるから、十分に心を用ゐねばならぬ。

幕の出入

また幕を張つた所を出入せんとするときは、先づ幕の際で跪き、頭の上の邊まで兩手で幕を捲き上げ、少し體を屈して向へ進むと共に下座の方なる手を放ち、體を少し上座の方へ捻り、幕を持つて居る手で、其のまゝ幕を靜かに引下ろすのである。最も席に上下の別なき場合には、體を何れに捻るも差支はない。若し其の幕に其の家の紋所あるときは、紋の下からは出入せぬものである。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

簾等ノ掛リタル所ヲ入ルニハ其ノ一端ヲ前方ニ押シ出シ出ルニハ手前ニ引クヘシ場合ニ依リテハ兩手ニテ捲上ケ潜リ入リテ靜ニ之ヲ下スヘシ

第三章 敬 禮

第一節 敬禮の心得

敬禮は吾人が敬意を表示するの最も崇高なる行爲であるから、是を行ふに當つては極めて儼肅鄭重なる態度を取り、決して誠敬の意を失うてはならぬ。「禮記」に「禮は敬のみ」とあつて即ち敬を以て第一として居る。而して敬は譯してツ、シミと云ふので、此ツ、シミには心と行との二がある。爰に所謂敬とは行を慎むを云ふので、「論語」に「子遊孝を向ふ。子曰く今の孝は是れ能く養ふを謂ふ。犬馬に至るまで皆能く養ふことあり。敬せざれば何を以てか別たんや」とあるのも亦此ツ、シミの意である。されば君に事へ、父母を養ひ、衆人に交るも素より敬を以て先とするのである。禮も亦之と同じく敬を缺く時は、縦へ禮拜を行ふも更に其價値はない。然らば禮は

敬禮の理

行に慎みあらば心に慎む所なくとも宜いかと云ふに、決してさうでない。縦へ姿勢を正し行を慎むとも、心に慎みなきときは是れ又禮と稱することは出来ぬ。然るに聖人敬を謂ひて心の慎みを曰はないのは、敬は心の慎みに因つて起るべきものであるからである。心の慎みとは心の放縱ならざるの謂ひで之を恭と云ふのである。此の故に唯形のみ拘泥して心に慎みなきものを虚禮と云ふのである。若し此の虚禮を以て人を拜するならば、恰も猿猴の拜すると同じくして、假令百千の拜を行ふも何の益もなく、寧ろ拜せぬが可いのである。

人を拜するに當つては必ず身分の階級を正しくせねばならぬ。古歌に「竹の屋も松の庵も皆人の上下を知る人ぞ人なる」と云はれたやうに、上下の分限を知つて拜を行はなければ或は上輩貴人に對しては不遜となり、同輩以下に對しては阿諛となるやうな場合がないとも限らぬから、能く是等の點に心を用うることが肝要である。然れども禮は如何に恭敬を以てする

人を拜するに身分の階級を正しくせよ

も適當なる場合に於て行ふにあらざれば却つて禮を失ふことがある。例へば彼我の距離甚だ遠きにも拘らず、妄りに之を呼び止めて拜するが如き、先方で何かの都合から、我に對することを厭ふが如き状態ある場合、其の他斯の如き場合には、能く其の時機の如何を考察して用捨せねばならぬ。

また下輩に對しては、随分慈愛懇切の心を以て之に接し、必ず傲慢粗暴の態度を避け且つ先方の身分位置等を考察し、更に過不及なきやうに心を用ゐ、假令彼我の身分位置等に於て多大の懸隔ありとするも、敬禮を受けたるときは、必ず相當の答禮を行はねばならぬ。然らざれば或は驕敖の誹りを受け、或は謙讓に過ぐるの笑を招くことがあるから、大いに注意せねばならぬ。而して下輩に對する答禮は第四節に擧げた課程を斟酌して用ふれば宜しい。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

總テ敬禮ハ恭敬ノ意ヲ表スコトヲ旨トスヘシ

〔修身書配〕
卷一の十八
卷三の十八
卷四の十八

總テ敬禮ハ適當ナル場合ニ於テ之ヲ行フヘシ

總テ敬禮ヲ受ケタルトキハ必ス答禮ヲ爲スヘキモノトス

(同小學校作法要項)

總テ敬禮ハ恭敬ノ意ヲ失フヘカラス

凡テ敬禮ヲ受ケタルトキハ必ス之ニ答禮スヘシ

第二節 立拜

一 立拜の概要

最敬禮
普通禮

凡そ拜には最敬禮と普通禮との二種がある。最敬禮とは皇室、皇族御眞影及び神祇を拜するの敬禮で、最も尊敬の意を表す所の儀である。普通禮とは日常一般の人に對して行ふべき敬禮である。我が國古來朝廷に行はれた拜儀は重に起拜で、之に亞ぐるものが坐拜(一に居拜とも云ふ)であつた。猶ほ此の外に立拜も行はれたであらうが、立拜のことに就いては、古書にも擧げられたもの少く、隨つて適確なる引證を得ることの出來ぬ所から、我が

國の立拜は西洋諸國の禮を斟酌して作られたるものであると云ふ説もあるが、彼の「東鑑」に「和田三郎朝盛之を引き、庭上に下り立ちて一拜して後退出す」とも見え、其の他「中右記」にも記された所を見れば、或は其の屈體の深淺屈仰の遲速等の相違などはあるかも知らぬが、兎に角其の形式の存在せられたことは確である。

また其の始めは、禮に最敬禮普通禮などある、特別の名稱のあつたのではないが、吾人が人に對して、恭敬の意彌々厚ければ、之を拜するに其の體軀を屈することの益々深きは、素より自然の状態である。由つて其の最も深厚なるものを最敬禮と云ひ、其の淺薄なるものを普通禮と云ふたのである。是等は只立拜にのみ然るのではなく、坐拜に於ても亦同一なるは云ふまでもない。

而して此の最敬禮及び敬禮に就いては、明治八年二月九日左の如く制定せられた。

朝廷の敬禮式

文官大禮服用の節敬禮式

判任官の通常禮服を以て大禮服に換用の節も亦本件による最敬禮

即ち従前の磬柝にして天皇に對し及び祭祀參拜の節此式を行ふ。腰を屈め兩手を膝上に當て、拜す。即ち宮中等にて帽を着ざるときは第一圖(省略す)以下皆同じの如くし、庭上又は路上車駕に出逢ひ、或は祭祀參拜等の節は帽を脱して左腋に挿み當つること第二圖の如し。其祭服着用祭祀奉仕等の者は總て此限にあらず。

敬禮

臣民相互の接遇に此式を行ふ。公門内に於ては知ると知らざるとを論せず之を行ひ、公門外に於ては相知らざる者は之を行ふに及ばず。第三圖の如く帽を脱して少しく領す。其宮中等にて帽を着ざる時は僅に其頭を領するのみ。

右の外大舍人の分番中は着帽たるべく天皇通御の外禮式を行ふことなし。但天皇通御の節最敬禮を行ひ三職送迎の者及除役奉務中は敬禮を行ふ。一般の式に同じ。

諸門の番兵並儀仗兵等文官に對し禮式を行ふ時は、文官より敬禮を以て之に答ふべし。但己より先づ禮を行ふべからず。其車駕に扈從じ又は公事整列の節は答禮に及ばず。

朝拜其他儀式等にて列立を要すべき時は第四圖の如く整立し地上に於ては着帽の儘たるべし。但此際脱帽行禮するは一般の禮式によるべし。非職有位の者は禮式總て本文に同じ。

然れども此の中最敬禮に關する條項は幾程もなく改正せられ、其の後明治四十三年十月三日官報を以て宮中鳳凰の間に於ける文官の拜謁敬禮式を發表せられた。但し鳳凰の間以外に於ける拜謁敬禮も亦之に準すべしとのことである。

鳳凰の間文官拜謁敬禮式

御間の外に達し玉座に面したるとき先づ敬禮を爲し、御間に入り直に敬禮を行ひ、而して徐かに進みて玉座を距ること約六歩の處に至り最敬禮を行ふ。

最敬禮終りたるときは玉座に面したるまゝ退歩し、御間の出口に於て敬禮を行ひ、猶退歩して御間の外に至り、玉座に面して再び敬禮を爲し退歩す。

最敬禮

玉座に正面して直立し、兩足を整へ兩手を體の兩側に垂下し、兩股に接着せしめ、玉座に注目して體の上部を約四十五度前に傾け、徐に舊に復す。若し帽ある時は右手を以て帽の前庇を摘み、之を垂直に提げ、帽の内部を右股に對せしむ。

大禮服又は宮内省小禮服の帽あるときは、右手を以て垂直に提げ、其頂を

前にし左側を右股に對せしむ。
敬禮

體の上部を約十五度に傾くるものとす。其他は最敬禮に同じ。

握手禮の
存否

此の敬禮式が即ち吾人國民の遵踏すべき標準である。また此の外に握手の禮がある。握手の禮は今日にては多くの外國人に對して行はるゝやうである。此の故に是れ又外國輸入の禮の如く思惟するものもあるが、決して左様ではない。我國太古に於て既に行はれたのである。其の證としては「チギル」「マタチギル」等の辭がある。而して此の「チギル」は即ち「手握る」の約で「マタチギル」は再會を約して手握るのである事は、古來學者の證言する所であるを見ても明かであらう。猶ほ之が法式等については、其の條項に於て詳説しよう。

二 普通立拜

普通立拜は其の場の廣狹等によつて多少の斟酌あるべきは勿論であるが、凡そ五六尺程を隔て互に向ひ合ひ、兩足を揃へて直立の姿勢を執り、兩手は指間の開かざる様に接し、掌を少しく凹めて股前に添へ、眼は始め先方の胸邊に注ぎ、將に拜せんとするとき一寸目遣を爲し、上體を屈するのである。目遣とは我が視線を瞬時先方の眼に注ぐのである。凡そ人を拜するに當り目遣を行はざるものは禮拜の價値がない。是は唯我國のみではない、古今東西皆同一である。而して體を屈するに當り、膝を屈しまた頭首のみを垂れ下げるやうの事があつてはならぬ。體の上部を共に徐に屈仰して、兩手は指先が膝頭の上部に接する程に、上體を屈するに伴ひ、靜に下げて禮拜するのである。又椅子に倚つたとき拜すべき人の來た時は、先づ椅子の正面に起立し、前に述べたやうに立拜を行ふのである。

三息の禮

人を拜するに古來三息の禮といふことを云つて居る。三息と云ふは即ち三呼吸と云ふことで、人を拜する期間を呼吸によりて定められたのである。

其れは先づ人の前に至り一呼吸の後に體を屈し、一呼吸間其狀態の儘に停止し、然る後徐かに體を起し直立の姿勢に復し、一呼吸の後ち他の行動に移るのである。又體を屈仰するも各一呼吸間に行ふのが法である。然しながら、同等上輩貴人輩に依つて多少の遲速あるべきは勿論であるが、近世多くの人が拜する狀を見るに、體を屈して拜したる儘で、時候の挨拶やら御無沙汰の申譯やら、五分も十分も屈んで居るのを禮の最たるものと心得て居るやうであるが、之は大なる誤である。却て失禮な仕方であるから大いに心せねばならぬ。

〔參照〕 (文部省師中作法要項)

立禮ニ於テハ先ツ直立ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ上體ヲ徐ニ屈スルト共ニ手ハ自然ニ下ケテ其ノ指尖ヲ膝頭ニ近ツカシムルチ度トス但シ更ニ頸ヲ屈スルト膝ヲ折ルトハ共ニ宜シカラス

(同省小學校作法要項)

普通禮ハ先ツ立テ爾姿勢ヲ取り次ニ上體ヲ徐ニ前ニ傾ケ手ハ自然ニ下ケ

〔修身書配
當一の
卷三の
十八
卷四の
十八

其ノ指尖股ノ中邊ニ達スルチ度トス但シ殊更ニ頸ヲ屈スヘカラス

三 最敬立拜

最敬禮については既に述べた。また其の形式に就いても、文官拜謁の制定條文を擧げて置いたから、其の大意は既に領知せられたことであらうと思ふ。が蛇足の嫌ひはあらうが、順序として一通り述べて置かう。

目遣の要

先づ其の御前に至つて兩足を齊へて直立の姿勢を取り、膝を屈曲することなく、最も謹肅の態度を以てし、將に拜せんとするとき前にも云へる如く先方に注目して上體を屈するのであるが、此の目遣に就いて或は先方の眼に注目すると云ふ説もあるけれど、直に此説に従ふことは出来ぬ。何となれば身體の中で吾人の意思心情を表現するは眼に勝つたものはない。或は口があると云ふものもあらうが、口は虚偽を云ふこともあるけれど、眼は決して偽りが出来ぬ。偽りが出来ぬほどであるから、禮敬に關することも

目遣の三

多いのである。此故に目遣も眼胸腹に三所に分けてある。是は必ずしも三所に限つた譯ではないが大體に於て三所としたのである。何故に此の三所を選んだかと云ふに、人の身分位置等はまた必ずしも上中下の三段に分れて居る譯ではない。上輩にも猶ほ上中下あるべく、其の上中下の中にも猶ほ又各、上中下があるに相違ない。是と同じく同輩下輩にも亦各、上中下あるが上に猶ほ又上中下があるに相違ない。斯の如く區分すると幾拾段の階級となるか知れない。其れ等に對し一々説明することは出来得べき事でない。因つて人の階級を凡そ三段程に大別して説明するのである。故にまた目遣も眼胸腹の三所としたのである。而して此の眼胸腹とは、皇室皇族等の貴尊に對しては腹部より以下に注目し、上輩に對しては胸部以下に注目し、同輩に對しては眼及び眼以下に注目するのである。斯の如く先の身分位置の高くなるに従つて、視線は次第に下に注ぐが禮である。因て最敬禮の際は腹部以下適當の所に注目し、頸のみを垂れて頷を現はさな

いやうに靜に體と共に屈し、其の程度は指尖が膝頭の下に達する程に下げ
て拜するのである。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

立禮ニ於テハ先ツ直立ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ上體ヲ徐ニ屈スル
ト共ニ手ハ自然ニ下ケ其指尖ノ膝頭ニ達スルヲ度トシ凡一呼吸ノ後徐ニ
原姿勢ニ復スヘシ但シ殊更ニ頸ヲ屈スルト膝ヲ折ルトハ共ニ宜シカラス
(同省小學校作法要項)
最敬禮ハ先ツ立テル姿勢ヲ取り次ニ上體ヲ徐ニ前ニ傾ケ手ハ自然ニ下ケ
其ノ指先ヲ膝頭ノ邊ニ達スルヲ度(約四十五度)トシ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ
姿勢ニ復スヘシ但シ殊更ニ頸ヲ屈シ又膝ヲ折ラサルヤウ注意スヘシ

(修身書配)
卷一の十六
卷二の十六
卷三の十六
卷四の十六
卷五の十六
卷六の十六

四 握手禮

握手の禮は我が國太古より存在したことは既に述べた通りである。而して西洋諸國では今日猶ほ盛んに行はれつゝあるは能く人の知れる所で

握手の起
原と發達

禮儀作法精義

二〇四

ある。是につき下田次郎氏の説によれば、握手は互に手を握り親密の情を表はす方法である。蓋し手を握つて情を表はすは人類自然の有様であるから、太古の時より如何なる人類間にも存在したものであらうが、其の書に現はれたものは、古代希臘の時代に於て、黨派の結合及び同志の盟約等を爲す場合に、互に手を握つて約束したといふ事が古書に散見して居るのを以て此の始とすべきか。又始めて基督敎が世に播まつた頃、その教徒が互に友情を結び、又互に其の仲間として特別の關係を結ぶるとき、互に握手したことが、彼の加拉太書、新約聖書の二章に、右の手を與へて我れとバルナバとに交りを結べり云々などゝある。我が國でもチキルと云ふ詞は、もと手にぎるの約つたもので、手を握つて契り交はすより起つた詞であると云ふから、必ずしも基督敎國のみの表情術ではないのである。今日では西洋諸國の普通の禮式で、我國の辭儀、目禮、叩頭、平伏等の如く、極めて通常の挨拶として用ゐらるゝことは人の能く知る所である。現今では遠く亞弗利加のホッ

テントット、南洋のフィジー島及び濠洲の土人より、グリーンランドのエスキモーに至るまで、この禮式は弘く行はるゝといふことである。

握手は我が國人の間には未だ多く行はれぬが、外國人からは往々之を望まらるゝことがある。最も同じ外國にしても亞米利加では盛に行はれて居るが、歐洲大陸では亞米利加ほどではないやうである。此の握手は右の手で行ふべきものであるが、若し已むを得ざる事情があつて、右手を用ふることも出来ない場合は、或は左の手を用ふることもあるが、此の際は必ず謝辭を述べねばならぬ。握手を行ふに當つて餘り緊握するは宜しくない。さりどて又餘りに輕きに過ぐるも失禮であるから、随分程能く握るやうに注意せねばならぬ。而して互に手を握つたら凡そ二三秒時の間、其の手を軽く振り揺かすやうにするのである。佛國などでは、往時は眼の上方までも手を揚げて振り揺かしたものださうだが、現今は左程高くは揚げぬやうである。又此の手を餘り甚だしく振り動かしたり、手を放つ時に餘り急劇に

握手上の注意

したりするやうな粗暴な行爲は慎まねばならぬ。

また握手は手袋を着けたまゝ行うても差支はないが、若し先方の人が着けて居らぬときは脱ぐべきである。然れども之を脱ぐべき暇なきか、或は脱ぐことの出来ぬ事情のある時、丁寧に謝辭を陳べて握手すべきである。それも山羊の皮の如き薄きものならば、謝辭を述ぶるには及ばぬ。

而して握手は男子と男子、若しくは女子と女子とにて行ふ時は、先づ上輩より手を出すべきであるが、女子と男子とのときは女子から先に手を出すことゝ成つて居る。併しながら青年未婚者の男女は濫に握手をせぬやうにせねばならぬ。また同輩間の握手は主人より始めに手を出すのが例である。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

西洋人等ニ對シテハ握手ノ禮ヲ行フコトアリ

握手禮ヲ行フ場合ニハ右手ヲ出シ先方ノ眼ニ注目シ徐ニ右手ヲ執リ約一

呼吸ノ間握ルベシ

握手ノ禮ハ尊長主人婦人ヨリ先ツ其ノ手ヲ出スヲ待チテ之ヲ行フモノトス

第三節 坐拜

一 坐拜の概要

坐拜にも最敬禮と普通禮との別あること及び恭敬の厚薄によつて俛伏に深淺あるは、立拜の概要に於て説明した通である。我が國では、難波の朝立禮を採用せられ、其の後孝徳天皇また立禮を採用せられ、それより以後立禮を以て朝廷の禮とせられた事は、國史によつて明瞭であるが、其の拜式は起拜を用ゐられたのである。起拜と曰ふは立拜の事ではない。其の形式は寧ろ坐拜に近いものである。今参考の爲に其の形狀を左に陳べよう。

起拜せんとする時は、先づ下座の膝より立ち、上座の足を進め兩足を踏み揃へて體を正し、正笏に構へて笏頭を目通りにあげ、次に上座の膝を伏せ、次

起拜

扇を笏に
代用せし
時代

に下座の膝を伏せて全く着坐し、床上より凡二三寸の所まで頭首を上體と共に屈して拜するのである。是は男子の禮であつて、女子は扱地拜又は肅拜を用ゐたのである。扱地拜は兩手を地に着け、肅拜は手を下して拜するのであるが、女子は男子の如く俛伏する事が困難であつたから、俛伏しなかつたこのことである。而して女子は持笏しないが爲め、或は扇を手に持つて拜したこともあつた。故に地下以下の人々も是を真似て、持笏せざるものは扇を代用したものである。此の風は鎌倉時代までも残つて居たものであらう。其の證は、曾我物語卷の六に「扇を笏に取直し、是に曾我十郎殿御入のよし、父にて候もの承はり、御迎の爲めよしびてを參らせられ候云々。此外曾我物語の卷の五六七九などにも見えたり」と貞丈の雜記に載せられてある。

最も古代朝廷の禮は唐法に準據せられたのは云ふまでもないが、其の形式に至つては、猶ほ太古よりの形式を斟酌して定められたものであるから、

座拜に手
を突く理
由

隨唐のものとは大いに其の趣きを異にして居る。それは今日日本に行はるゝ所の西洋禮式が、猶ほ日本古有の風俗を加味して居ると同一である。而して普通一般に行はるゝ坐拜は前に陳べたやうに、笏を手にしなす所から、其の手を床上に突くやうに成つたのである。然るを私流の輩は、此の坐拜は佛法の合手禮から出たもので、兩手を床上に突き揃へるのは詰り合手禮を兩つに分けて疊に着けたのであると云ふて居るが、之は其の本を知らぬ所から起つた誤解である。何となれば佛法の拜式とは其の形を大いに異にして居る。彼の僧侶が佛像を拜する古式を見よ。合掌せざる時は其の合拜の體を兩分し掌を上にし、手甲を下にして拜するではないか。是れ即ち佛法の合手禮によらざる一證である。また坐拜に於ける最敬禮に對して、坐拜の最敬禮は今日之を行ふ機會は多くはないが、實際上必要なこともあると云ふ説を爲すものもあるが、最敬禮である以上は、立拜坐拜によらず同じく最敬禮である。最敬禮は即ち最高なる禮式と云ふ所から名附け

最敬の坐
拜

られたもので、其の最高なる拜は、其の國で最も高貴の御一族に對し奉つて行ふべき拜式であることは、三尺の兒童も能く知れる所であらう。然らばこれ亦皇室、皇族、御眞影、及び神祇を拜する法式なるは明かである。然るを吾人が社會交際の上に之を行ふとせば、萬一至尊を拜するに坐拜を以てせんとするとき、其の時は如何なる形式によるべきか。要するに斯の如きは上下混同の行爲と云はねばならぬ。斯く云はゞ或は下級の輩には不必要なるが如く思はれるけれど、國民として其の國君を拜し、神祇を拜することを知らざるは所謂國民の恥辱と云はねばならぬ。

二 普通坐拜

坐拜は男女によつて多少其の形式を異にする所があるから心得て居らねばならぬ。凡そ男女に拘らず人を拜せんとするときは、先づ正坐の姿勢を取り、手は膝の兩角に軽く觸るゝ程にして徐に伸べ、膝の前に三四寸の間

坐拜に於ける男女の相違

隔を取つて八字形に突き、男子は兩肘を少しく膝の上に掛け、女子は膝の兩側に下し、先方に目遣をなし、頭部のみを垂れて衿を現はすことなきやうに注意し、必ず頭は體と共に伏俯し、前額部は指甲より三四寸程の所まで下げて丁寧に拜するのである。而して俯仰する期間は、前節に陳べたる三息の法に準じて遲速を斟酌し、宜しく時機に適するやうに行はねばならぬ。

兩手と頭との間隔

猶ほ爰に一言して置かねばならぬことは、左右の手の間隔と、指甲と前額との間隔である。此の兩者は常に比例すべきものであると共に、又對者の位置身分によつて廣狹の定まるものである。其れは先づ彼我同等の位置身分ならば、右に記せるが如く、兩手と前額部との間隔は凡そ三四寸程とし、對者の位置身分の次第に高まるに従ひ、兩手と前額とは共に接近し、普通坐拜の最も鄭重なるものに至りては、兩手と前額との間隔は凡そ一寸内外程に次第に近接するが法則である。左に擧ぐる所の最敬の坐拜も亦此の法則に適合するものである。そは其の條を見れば首領することが出来るであ

らう。故に人を拜するに當つては、恭敬の厚薄深淺によりて廣狹を斟酌することを忘れてはならぬ。

〔参照〕（文部省師中作法要項）

坐禮ニ於テハ先ツ正坐ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ兩手ノ指ヲ揃ヘ膝前ニ八字形ニ置キテ指尖ノ間ヲ約二三寸トシ徐ニ上體ヲ屈シ頭ハ座面ヨリ凡ソ二三寸ノ所マテ下クルヲ度トス但シ殊更ニ頭ヲ屈スルト腰ヲ上クルトハ共ニ宜シカラス

（同省小學校作法要項）

普通禮ハ先ツ坐セル姿勢ヲ取り次ニ兩手ヲ膝前ニ八字形ニ置キテ兩肘ヲ膝ノ兩側ニ近ケ同時ニ徐ニ上體ヲ屈シ顔ヲ座面ニ近カラシムヘシ但シ頭ヲ屈シテ襟元ヲ見ハスト膝ヲ上クルトハ共ニ宜シカラス

三 最敬坐拜

最敬の坐拜を行はんとするときは、先づ上座の膝と手とを同時に床上に

〔修身書配
卷一の十八
卷三の十一
卷四の十六
卷五の十八

正中を憚るべし

突き、次に下座の膝と手とを同時に床上に突き、而して上座の手と膝とを又同時に後方に引き、次に下座の手と膝とを上座の膝より稍々多く後方に引き、次に上座の手と膝とを、下座の手と膝とを能く突き整へ、左右の手の拇指と食指との尖端を互に觸接せしめ、先方に軽く目遣を爲し、前額部の指甲に接するまで徐に俛伏して拜するのである。但し此の際唯頭のみを屈して衿元を現はさないやうに必ず體と共に起伏することを忘れてはならぬ。猶ほ注意すべし正中を憚るべきことである。正中を憚るとは、人に對するは勿論、門戸の出入、階段廊下の往復等に至るまで、眞向に立ち眞中を通行する等のことを憚るべきを云ふのである。先づ拜に就いて一例を擧ぐれば、古書に「天皇を拜するときは、西に向つて揖し、乾に向つて拜す」と云つて居る。是は南面の玉座に對し正中に居るを憚つて、揖は西に向ひて爲し、拜は乾に向つて行ふべしといふのである。されば拜の坐立を問はず、禮の普通なると最敬なるとを論せず、必ず正中を憚ることを忘れないやうに注意せ

ねばならぬ。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

〔修身書配
當〕卷三の十一
卷四の十八
卷五の十六

坐禮ニ於テハ先ツ普通禮ニ準シ兩手ノ食指ヲ相接セシメ兩肘ヲ膝側ニ近
ツケ徐ニ俯伏シテ額ノ手甲ニ達スルヲ度トシ凡ソ一呼吸ノ後徐ニ原姿勢
ニ復スヘシ但シ殊更ニ頭ヲ屈スルト腰ヲ上ケルトハ共ニ宜シカラス

(同省小學校作法要項)

最敬禮ハ普通禮ニ準シテ兩手ノ食指ヲ互ニ接セシメ額ハ略指尖ニ達スル
ヲ度トシ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ姿勢ニ復スヘシ

第四節 會釋

一 會釋、辭儀及び揖の大意

普通禮法の中に會釋と云ふことのあるのは、世人の能く知つて居る所であるが、果して正確に實行せられてゐるであらうか。予の見る所によれば是を只頷くことのみ思つて居る人も少くないやうである。一體頷くと

會釋は即ち揖なり

名目混同の誤り

云のは首肯の意義で、即ち諾意を表する形式から出でたものであつて、爰に云ふ會釋は決して左ういふ性質のものではない。是は我國古來朝廷に行はれた揖の異名である。揖は拜に屬する敬禮作法の一で拜よりは稍々輕きものであつて、起居進退、出入、昇降、授受、薦撤等の際に敬意を表するが爲めに行ふべき作法である。而して是には立揖と坐揖との二種があつて、また此の兩揖には深揖と淺揖との別がある。此の故に吾人が常に行ふ所の會釋にも深淺の二法がなければならぬ、否確に有るのである。然れども多くは淺揖即ち淺き會釋のみを以て眞の會釋と心得、深揖即ち深きものは會釋にあらずして禮拜の如く思つて居る。是等の誤解は禮拜の形式を呼ぶに禮儀作法の總名たる禮と云ふ詞を適用した所から起つたもので、所謂名目分明ならざる缺點である。今是れが一例を舉ぐれば、彼の人前を通過し、又は物を進められたとき、少しく上體を傾けて頷くを一般に會釋すると云ふが、貴人上輩に物を進め若しくは物を撤せんとするの際上體深く前方に屈

する敬禮作法を、會釋と云はずして拜の意にて禮をすると云つて居るのである。然れども是は拜の意を有する禮ではなくて所謂深揖即ち深き會釋で、前者が即ち淺き會釋である。

また此の會釋を呼ぶに辭儀と云ふ詞を用ゐてゐる。この辭儀と云ふ詞は辭讓の儀と云ふことであるから、會釋に對しては最も適當な稱呼であるが、また一方では拜する事を辭儀即ち御辭儀と云つてゐる。是も前に云つたやうに會釋と拜とを混同せる誤解である。最も禮儀作法は名稱に由つて行ふべきものではないから、何れにしても差支ないやうではあるが、從來の例を見れば、後進者は其の名稱に依て誤解を招くものが多いから、特に是を開陳した次第である。

二 會釋の形式

會釋に坐立の二種があつて、此の二種にまた各、深淺の二法あることは前

會釋と辭儀

立禮に於ける淺き會釋

に陳べた通りである。因て左に其の形式を説明しよう。

(イ) 立禮に於ける淺き會釋は拜の如く直立の姿勢を取り、兩手は掌を叩めて指間の開かないやうに注意して股前に着け、上體を稍々前方に傾け、手は體の屈するに従つて垂下するのである。若し上體の傾斜を角度で言つてみると、凡そ三十度程前に傾くるが宜しい。しかし角度を以て示すは甚だ不穩當ではあるが、初學の人の解し易きが爲にするのであるから、必ずしも其の角度に就いて毫厘の差を争ふべき必要はない。因て以下も皆之と同一であると心得て貰ひたい。

(ロ) 立禮に於ける深き會釋は前と同じく直立の姿勢を取り、兩手を軽く股前に着け、上體を前方に凡そ五十度程傾けて會釋するのである。手はまた上體の傾くと共に垂下すれば宜しい。

(ハ) 座禮に於ける淺き會釋は、先づ正坐の姿勢を取り、兩手は指間の開かないやうに注意し、男子は軽く股側に接して床上に突き、女子は指先を膝頭

立禮に於ける深き會釋

座禮に於ける淺き會釋

座禮に於ける深き會釋

に並べて兩側に突き、上體を凡そ三十度程前方に傾けて會釋するのである。
(三) 座禮に於ける深い會釋は前と同じく正坐の姿勢を執り、兩手は指間の開かないやうに注意し、男子は指先を膝頭に並ぶ程に突き、女子は男子より少しく前方に進め、手腕を膝頭に接し、指先は膝前にて八字形を爲すが如く突き、上體を前方凡そ五十度程に傾けて會釋するのである。

以上述ぶる所は其の正式なる仕方であるが、對者の位置身分及び其他場合により、兩手は床上に突くこともあり、片手のみを突くことも、また兩手は膝に置いたまゝ會釋することもある。是と同時に上體の傾斜もまた時宜によつて、其の深淺を斟酌すべきは勿論である。

跪の會釋

此の外跪坐の際に會釋することあり、其の時は先づ跪居の姿勢を取り、兩手は指間の開かないやうに注意し、淺い會釋には男子は兩手の拇指側を膝頭側に接し、指先を床上に突いて會釋し、女子は膝前に正しく兩手を揃へ、左右の拇指側を接して指先を床上につき、掌は膝頭に接するやうにして會釋

するのである。深會釋には、男子は女子の如く指先を膝に突き、女子は左右の拇指側を接して正しく兩手を揃へて膝に突いて會釋するのである。是等もまた右に云へる如く、兩手を突くと片手を突くと更に突かざると、體の傾斜の深淺とを時宜に應じて斟酌すべきは勿論である。

第五節 行幸啓等の拜觀

一 行幸啓等拜觀の心得

普通の拜觀

行幸啓を拜觀するの際には普通の禮による場合と、軍陣の禮に依る場合との二つがある。普通の場合で云ふと、吾々庶民としては猥りに頭を擧げて龍顏を拜すべきものでない。假令我が前面に近く鳳輦の進ませ給ふことありとも、我が視線は必ず御車の轍に止まるが法である。それは最敬立拜の條で陳べた所を見ても分るであらう。であるから往古は、至尊は申すまでもなく、其の他貴尊の方々に對しても、布衣以下のものにあつては、皆路

往古の拜觀

有難き大御心を拜
思せよ

傍の一隅に坐して、頭を土につけて行き過ぎ給ふた後頭を掻ぐべきもので、此の間如何なる事情があつても、猥りに顔を上げて尊顔を拜することは許さなかつたのである。然るを先帝の國民を深く憐ませ給ふ畏き大御心から、土下座の制を廢させられ、加之ならず、古は如何なる大雨なりとも、雨覆をはじめ冠り物等は絶體に用ふることの出来なかつたのを、雨天の時には雨具を使用することを御許可あらせられたるなど、實に難有き大御心ではなにか。されば吾人は、行幸啓のあらせらるゝに逢はゞ、其の距離が如何に遠くとも、大雨でない限りは、洋傘帽子等は勿論其の他の雨具冠り物をも撤して、謹んで最敬禮を行はねばならぬ。斯の如く謹慎靜肅に拜觀すべきものであるから、夢にも物越し、或は高所より拜觀し、或は先後を争ひ、或は喧噪亂雑に互る等の振舞のないやうに心を用ゐねばならぬ。

〔參照〕(文部省師中作法要項)

行幸啓ハ、擬越又ハ高キ位置ヨリ拜觀スヘカラス

〔修身書配
當)卷四の二
卷五の二
卷六の二一五

行幸啓拜觀ノ際ハ、靜肅ヲ旨トシ、喧噪亂雜ノ舉動ナク、御行列ノ通過ヲ俟チ、徐ニ退散スヘキモノトス

拜觀者雜沓ノ際ハ、幼者婦人老人等ニハ、成ルヘク前列ノ位置ヲ讓ルヲ宜シトス

(同省小學校作法要項)

文意前ニ同シ

二 行幸啓等拜觀の敬禮

行幸啓等を拜觀せんとするときは、豫め御通過の時刻をはかり、帽子、洋傘は勿論、頭巾、頸卷等を脱ぎ、御車が左から來るときは右に、右から來るときは左に成るべく持つやうに心を用ゐ、鳳輦の近づくを待ち、前驅の見ゆるに及んで一層容儀を整へ、御車の十歩程も近づいたとき、謹んで最敬禮を行ひ、既に我が前を御通過あらせられた後、靜かに頭を上げ、首を旋らして暫く御車を見送つた後、徐かに退散すべきものである。また團體で拜觀する場合も

是に準ずれば宜しい。是に就いては明治四十三年文部省訓令第十八號を以て、行幸啓の節學生生徒の拜觀敬禮方を發布せられたから左に掲載することゝした。

文部省訓令

行幸啓ノ節學生生徒敬禮方

武裝セザル場合(女生徒ヲ含ム)

學校長及職員ハ前列ノ右翼ニ、指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ、前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム。御車ガ指揮者ノ前ニ達シタルトキ「禮」ノ號令ニテ敬禮セシメ(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈セシム)徐ニ元ノ姿勢ニ復セシム。御車ガ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ、學校長、職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス。

また本節の始めに云つた軍陣の禮といふは、今昔によつて其の形式を異にし、且つ普通の禮とは其の方法にも相違せる所少くないが、今此の普通作

文部省訓令武裝携銃の場合

法を説くに當つて、別に必要のない所であるから其の説明を省略し、茲には唯文部省が前記の敬禮方と共に訓令第十八號を以て發表せられたる、學生生徒が武裝携銃の場合に於ける敬禮方を記載することゝした。

行幸啓ノ節學生生徒敬禮方

武裝携銃ノ場合

學校長及職員ハ全隊ノ右翼ニ、指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ、豫メ劍ヲ銃ニ裝セシメ、前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム。御車ガ中隊ノ右翼約十歩ニ近ツキタルトキ「捧銃」ノ號令ニテ一齊ニ捧銃ヲナサシメ、御車ガ中隊ノ左翼約十歩ヲ過ギタルトキ元ノ姿勢ニ復セシム。

御車ガ中隊ノ左翼ヨリ通過スルトキハ、學校長、職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス。

(参照) (文部省師中作法要項)

(修身書配當) 卷四の二 卷五の二 卷六の二

通例行幸啓ヲ拜觀スルニハ豫メ帽引廻シ合羽等ヲ脱キ傘ヲ疊ミ容儀ヲ整へ御車御通過ノ際最敬禮ヲ行フヘシ但シ雨天ノ際ハ雨具ノ儘行フモ差支ナシ

(同省小學校作法要項)

前文ニ同シ

第六節 通過及び行逢の禮

一 通過の禮及び心得

通過の禮とは神社陵墓等は勿論、人の面前を通過するときの作法であつて、先方の身分位置によつて區別があるから、左に其の區別を追うて説明しよう。

神社陵墓

(イ) 神社陵墓等の附近を通過するときは、必ず脱帽して敬禮を行はねばならぬ。凡そ我が國に於ける神社は、多くは皇祖皇宗を始め、國家に功勞ありしもの、靈を奉祀せられた所で、また御陵は皇上及び皇族の神隱れまし

ました所であるから、國民として又臣子として敬禮を表すべきは云ふまでもない。また祖先の墳墓に就いても、吾人が今日あるは皆祖先の賜である。されば子孫としてまた至當なる行爲である。

世には行通の途次神社陵墓の面前を通過するに當り、拍手して最敬の禮拜を行ふものも少くないけれど、そは事の輕重を知らざる振舞である。何となれば此の拍手最敬禮は、吾人が特に神社陵墓に參詣する場合に於て行ふべき禮拜の作法である。吾人が唯其の附近或は前面を通過するに當つて是を拜する所以のものは、特に參拜するにあらずして、靈御の尊きを畏み、神威を瀆がさん事を恐るゝが爲め、其の戦々兢兢たる意思の形體に表はるゝに外ならぬのであるから、低頭屈伏最敬の禮を行へば宜しい。彼の拍手再拜の如きは必要はない。元來此拍手なるものは、驚悅感慨等が吾人の情意に徹する時に起る行爲から來るものであるから、深く考慮せねばならぬ。以上陳ぶる所は男子を主として云ふものではあるが、女子も亦此の條

項に従はねばならぬ。

〔参照〕 (文部省師中作法要項)

神社御陵墓等ノ前ヲ通過スル場合ニハ脱帽シテ敬禮ヲ爲スヘシ

〔修身書配〕
卷二の十九
卷四の四
卷六の二
高六の廿二

(同省小學校作法要項)

文意前ニ同シ

(ロ) 人の前を過ぐるに當つては、また相當の禮を盡すべきは當然のことであるが、今假りに世人に向つて、若し人の近傍を通過せんとするときはその人の面前よりすべきか、後方よりすべきかと問はゞ、恐くは後者の説を取るであらう。然れどもこは大いに注意を要する所である。何となれば其の人の座前に十分の餘地あるにも拘らず、後方の殆ど足跡を容るゝの餘地もなき所を、如何に禮意を表せばとて、其の人の體軀に觸れ、衣服を踏み、甚しきは之を押し分け、或は途を開かして行き過ぐるが如きは、實に無禮不作法の極である。然らば如何なる場合に於ても、必ず人の前面を通過すべきか

坐後通過の注意

坐前通過の注意

と云ふに、こは又確定する事は出来ぬ。例へば甲乙の對話せる折り、或は其の人の事を執りて通過するとき、或は其の人の前面狹隘にして却て後方に多くの餘地ある時の如き場合には、其の後方を通過するが宜しい。又其の人の前後とも狹隘にして、更に通過するの餘地なきときは、成るべく途を他に求むるが宜しい。若しまた他に之を求むることの出来ぬときは、必ず許諾を得て前面を通過するが宜しい。但し斯の如き際には衣服等を踏まずまた成るべく其の人に觸れざるやうに氣を付けねばならぬ。而して人の前面を通過するときは必ず相當の敬意を表し、後方を通過するときはまた相當の挨拶をして通過すべきものである。

凡そ人前通過の敬禮作法にもまた座立の品、同輩上輩貴人の別がある。併しながら同輩の面前を通過せんとするときは、別に座禮と立禮とを區別するには及ばない。其の作法は先づ二三尺程手前で兩足を揃へ、先方の人に目遣をなし、第四節に陳べた所の淺い會釋を行ひ、稍々腰を屈めて通り過

ぎて常の姿勢に復すれば宜しいのである。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

〔修身書配
當一の
卷の十四八

人ノ前ヲ過ケルトキハ會釋スヘシ

(同省小學校作法要項)

文意ニ同シ

人ノ相對シタルトキ其ノ間ヲ通り過ケヘカラス

上輩貴人
の面前
通過

(ハ) 上輩貴人の前面を通過するにも、立禮と座禮との別がある。而して上輩の片側なる椅子にあるか、又は立ちたる時は、其の人数の多少に拘らず、其の人より二三尺程手前で兩足を揃へ、目遣の上第四節に擧げた深き會釋を行ひ、屈行して行き過ぎたる後常の姿勢に復すべきものである。若し兩側に居らるゝときは、前の如く二三尺程手前で、上座下座と順次目遣をなし、深き會釋の上屈行して通り過ぐるのである。而して先方の人が特に敬ふべき方ならば、數歩手前から屈行して進み、凡そ四五尺程手前に行つた時斜

に其の人の方に向ひ、若し兩側に居らるゝときは、先づ上座に向つて目遣の上會釋し、次に下座に向つて目遣の上會釋し、前に云つたやうに屈行し、其の前を通り過ぎた後も、猶ほ數歩屈行を續け、然る後常態に復すべきである。

また上輩貴人の着座せられた前を通過せんとするときは、古は蹲居の禮を行つたものであるが、後世其の形式壞れ、蹲居の形を失ひ、跪居に近い形となつたので、いつしか通り禮など、呼び、武家禮法では専ら是によることゝなられた。最も公家では後世までも、此の蹲居の禮を用ゐられたのである。

蹲居の禮

足利時代にはまた通り禮をも、古のまゝ、蹲居の禮と云はれたものと見えて、其の當時の書に蹲居と云ふ詞を見かけることがある。又「進退記」「習禮抄」等にも蹲居の辭を用ゐてゐる。が此の「進退記」及び「習禮抄」等に云へる蹲居の禮は、即ち通り禮の事である。蹲居と云ふのは、兩足を揃へ、足蹠を全く地に着け、兩膝を立て、腰を低くし、臀部を床に接せざるやうにし、體を支へて居るのである。然し此の禮は今日普通には行はれない。矢張り禮によるの

通り禮

上輩に對する通り禮は、先づ數歩手前より屈行して進み、三尺程手前に行つたとき上輩に近い方の足を引き、其の方の膝と手を突き跪きたるまゝで目遣の上會釋し、立つて中腰となり屈行して行き過ぎるのである。若し兩側に居らるゝときは、上座の膝と手を突き、次に下座の膝と手をつき、跪いたまゝで目遣の上會釋するもので、目遣も上座下座と順次に行ふのである。而して後屈行して通過するのである。又特に敬ふべき人の前を通るときは、片側でも兩側でも、前と同じく兩手兩膝を突き目遣の上會釋し屈行して通過するので、上輩と貴人とは只謹肅の程度に淺深の相違があるのみである。

〔參照〕(文部省師中作法要項)

(修身書配
當一
卷三の九
卷四の十八
卷五の二十
卷六の廿一
高一の八

尊長ノ前ヲ過クルトキハ少シク體ヲ屈メ凡ソ二三歩手前ニテ斜ニ先方ニ
向ヒ場合ニ應シテ立禮又ハ坐禮ヲ爲スヘシ

(同省小學校作法要項)

文意前ニ同シ

通過の際
同輩に答
ふる立禮

(三) 人が我が前を通過せらるゝとき、其の人が同輩で、自分はまた立つた場合ならば、其の同輩から會釋さられたとき、相當の會釋をして之に答へるのが禮である。また自分が椅子に居る際ならば、椅子に倚つたまゝ會釋すれば宜しい。最も時宜によつては立つてすることもある。若し自分は一般の人から特に敬はるべき人と應待中であるならば、場合によつては、或は軽く傾いて答へることもあり、または只眼のみを注ぐことも、或は眼も注がぬこともある。是等は何れも時の宜しきに從ふことが肝要である。

又自己の坐した前を同輩が會釋して通過せらるゝ場合は、坐したまゝで兩手もまた膝に置いたまゝ相當の會釋をすれば可い。此の時も前に云つたやうに敬ふべき人と應待中ならば、前の條件に從つて宜しい。又先方が假令下輩にもせよ、自分に對して會釋せられたならば、坐立の場合に拘らず

通過せら
るゝ同輩
に答ふる
座禮

第二編 普通作法 敬禮

通過せらるゝ上輩に對する立禮

淺い會釋をすることも、只頷くことも、注目のみに止むることも、時の宜しきに從つて答へねばならぬ。

又自分の立つて居る際上輩の通過せらるゝ時は直立の姿勢を取り、また椅子に倚つた時は椅子から離れて直立の姿勢を取り、上輩の我が前より一間餘りも隔つた時、例の如く目遣の上普通の立拜を行ひ、其の通過するを待つて直立の姿勢に復し、頭のみを旋らして暫く見るべきものである。また人が特に敬ふべき方ならば、其の人の來らるゝ方に少しく斜に向つて直立の姿勢を取り、一間餘りも近ついた時、普通立拜を丁寧に行ひ、我が前を通過せる後徐に頭を上げ、暫く見送るが禮である。

通過せらるゝ上輩に對する座禮

若しまた坐した際ならば、上輩の二間程も近ついたとき、兩手を突き而して普通の坐拜を行ひ、上輩の行き過ぎたるとき徐かに起き上り、兩手を膝に取り、只頭のみを旋らして、其の行方を暫く見送るのである。若しまた特に敬ふべき人ならば、兩手を突いて其の人の來らるゝ方に注目し、二間程も近

づいた時丁寧な普通の座拜を爲し、我が前を行き過ぎたとき頭をあげ、兩手は突いたまゝ、暫く見送つて後原の姿勢に復すべきが禮である。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

我カ前ヲ過クル人會釋シタルトキハ答禮ヲ爲スヘシ

尊長我カ前ヲ過クルトキハ立チ又ハ坐セル儘敬禮ヲ爲スヘシ椅子ニ凭レ

ル場合ハ之ヲ離レテ立禮ヲ爲スヘシ

(同省小學校作法要項)

兩條トモ文意前ニ同シ

〔修身書配
當一
卷三の九
卷四の十八
卷六の廿八
高一の八

軍旗に對する禮

(ホ) 聯隊旗、軍艦旗は陛下の御名代として、畏くも御手づから授け給はる御印であつて、軍隊は皆此の軍旗に從つて進退するのであるから、軍人は軍旗に對するに猶ほ陛下に對し奉るが如く、また御眞影に奉事するが如く深く尊敬すべきものである。されば國民もまた此れに對しては軍人と等しく敬虔の念を以て迎へねばならぬ。然らば吾人は此の軍旗に對しては必

す相當の敬禮を行ふべきは、今更言ふまでも無いことである。故に軍旗の我が前を通過せらるゝときは、謹んで最敬禮を行ひ、行き過ぐるを待ちて靜かに頭を上げ、直立の姿勢に復し、頭のみを旋らして暫く是を目送するが至當である。然れども若し軍旗に上覆あるときは、特に最敬禮を行ふの必要はないが、猶ほ之に對しては敬意を表することを忘れてはならぬ。

〔參照〕（文部省師中作法要項）

〔修身書配當〕
卷二の二十
卷四の十一
卷六の二十一
高二の廿三

軍旗ニ對スルトキハ脱帽シテ敬禮ヲ爲スヘシ但シ其ノ上覆アル場合ニハ之ヲ爲スニ及ハス

（同省小學校作法要項）

文意上ニ同シ

二 行逢の禮及び心得

上輩貴人は勿論同輩及び葬儀等に行き逢つたときは相當の禮を行はねばならぬ。最も其の距離の遠近によつては多少の斟酌を要するは言ふま

車中の禮

でもないが、先づ正しくは室内と途上との論なく何れも我が左側に避け、立禮の拜式に準じて禮拜すべきである。又乗合馬車或は電車汽車等の内で逢つときは、席を立ちて拜するが至當ではあるが、車の動搖激しきか、或は其れが爲めに他人に迷惑を及ぼす憂あるときは強ひて立つにも及ばぬ。また同輩に對しては時宜により始めから立たぬも宜しい。若し人力車等の如き専用車に乗つて居る際などに人に逢つたときは、同輩ならば特に車を止むるに及ばず、只車上から淺き會釋を行へば可い。また平人の葬儀に對しても之と同じである。若し又上輩に逢つた時、彼我共車上ならば我は車を止め、上輩徒歩ならば車から降りて拜するが正しいのである。特に敬ふべき人ならば、先方の徒歩と乗車とに論なく必ず下車して拜するが正禮である。

突然行逢の禮

又帽子、頸卷、頭巾及び其の他冠り物は必ず取り除いて拜するが至當ではあるが、突然行き逢つて頭巾、頸卷其の他のものでも之を取り去る暇のない

ときは、其の人から遠い方の手を之に添へて拜するも可い。古は貴人に逢つたときは右に避け、僧侶に逢つたときは左に避けるなど云つたこともあるが、今日では是等に拘泥する必要はない。軍隊の外は左方に避くるが宜しい。又貴人上輩を目送するの際は、痰唾を吐き、或は鳥獸を呼び、或は口笛を吹き、或は私語、密談、嘲笑、其の他喧噪に互るが如き振舞は深く慎まねばならぬ。

目送中の注意

同輩行逢の禮

而して人に行き逢つた時の作法は、其の人同輩ならば、互に左足を左方に少しく斜に踏み開き、次に右足を左足に引き揃へ斜に向き合つて普通立拜を行ひ各自左足より静かに踏み出して行き過ぐるのである。また上輩に行き逢つたときは、數歩以前に於て我が左足を踏み開き、次に右足を左足に引き揃へ全く側面に向き直つて正立し、上輩の間内外の所に近づきたる時、丁寧に普通立拜を行ふのである。但し場所が狹隘で全く側面に向き直り難きときは斜に向つて拜するも可い。何れにしても先方の行き過ぎた

配膳其他の場合

とき頭を擧げ、暫し目送の後、靜に左足から立ち去るべきである。然しながら我れ若し配膳其他長者の爲に特に注意を要すべき品物を捧持せる等の場合には、先方の上等と同輩とに拘らず立拜を行ふに及ばぬ。唯靜に左に避け敬意を表するが爲め、淺きが上にも猶ほ深き會釋をなして行き過ぐれば宜しい。最も容易に片手で持ち得る品で多少動搖するも差支のない品を持つた時は、是を下座の手に托し、唯上座の手のみを下げて立拜を行ふこともあり、或は行はぬこともある。是等は皆時宜に従ふべきである。若し同輩にして一方は役に従ひ、一方は役に従はない時は、空手のものは例の如く左方に避け先方の様子を見計らひ、立拜若しくは會釋を便宜に任かせて行ふこともあり、又目禮のみに止めることもある。此の目禮には三つの品がある。是は前に云へる會釋よりも一層軽い敬禮作法であつて、矢張會釋に屬すべきものである。目禮の三品と云ふは、先づ人を見ながら、その腰を屈むるは上の品で、是等は同輩でも少し敬ふ人に行ふのである。夫れか

目禮の三品

下輩に對する答禮

ら見ながらそと頷くは中で、是は同輩間普通のものである。また唯振向いたばかりのは下の品で、是は下輩に行ふべきものである。而して此の目禮は貴人上輩に對しては古來行はぬものとしてある。

又下輩より禮拜せられた時は、其處に立ち止まつて目禮をせねばならぬ。然し時宜によつては、或は歩みながら目禮することも差支はないが、此際は驕傲の態度なきやうに心を用うべきである。

葬儀に對する禮

葬儀等に逢つたときは、柩の我が前に來たとき冠り物を取り除き、上體を稍々前方に傾けて暫時敬意を表するがよい。若し知人の葬儀ならば、先に立つた會葬者の我れに近づいたときに立ち止まり、柩に對して普通立拜を行ひ、暫時目送すべきである。又上輩の葬儀ならば、一入態度を慎んで禮拜目送し、此の際成るべく高所から見下すやうなことをせねが宜しい。

〔修身書配〕
卷二の廿一
卷三の十四
卷四の十八

〔參照〕 (文部省師中作注要項)

尊長ニ行達ヒタルトキハ數歩手前ニテ左方ニ避ケ敬禮ヲ爲スヘク知人ニ

卷五の十六
高一の十九

行達ヒタルトキハ少シク手前ニテ一禮ヲ爲スヘシ
途上葬儀ノ行列ニ達ヒタルトキハ其ノ柩ニ對シ敬意ヲ失ハサルヤウニ注意スヘシ

(同省小學校作法要項)

知人ニ行達ヒタルトキハ少シ手前ニテ禮ヲ爲スヘシ

尊長ニ行達ヒタルトキハ凡數歩手前ニテ禮ヲ爲スヘシ

葬儀ニ達ヒタルトキハ其ノ柩ニ對シ敬意ヲ失ハサルヤウ注意スヘシ

三 物品携帶上の敬禮法

爰に物品と云へるは帽子以下總ての手荷物を指したのである。斯の如き場合を區別すれば、帽子のみのこともあり、帽子と傘類とのときも、杖と傘類、頭巾のみの時、頭巾と頸卷、頭巾と傘、或は杖、頸卷と傘、或は杖、帽子、或は頭巾、或は頸卷と手荷物、帽子、頸卷と手荷物、傘、或は杖と手荷物、帽子、或は頭巾と杖、或は傘及び手荷物等其他種々なる場合あるであらう。然しながら是等を

一々説明することは容易でない。因て左の三種に大別して説明しよう。

(イ)帽子(ロ)傘及び杖(ハ)數品携帯等である。

敬禮中帽子の扱ひ方

(イ) 知人に行き逢つた時は、上輩は勿論同輩でも脱帽の上敬禮を行ふべきである。脱帽の仕方は帽子の形状によつて多少の相違がある。軍人或は學生等の帽子の如く前庇あるものは、其前庇を右手で摘み、其前庇なきものは其前縁を右手で持ち、是を我が右側に眞直に下げ、帽の内部を右股に軽く接するやうに持ち、而して相應の敬禮を行ふのである。宮内省の小禮服若くは大禮服用の際着用すべき帽の如く平たく折れ疊まるものは、右手に持ち、其の頂を前にして垂下し、其側面を我が右股に軽く接して相當の敬禮を行ふが禮である。是等は普通禮と最敬禮とを問はず同一である。

傘杖の扱方

(ロ) 和洋の品に拘はらず、傘を持つた際人に行き逢つた時雨天ならざる限りは、若し先方の人同輩ならば、其の柄を右手で持ち、頂きは左方に傾け、兩足を齊へ兩手を下げて敬禮を爲し、又對者が上輩ならば、凡そ四五間程も手

前より歩みながら傘を疊み、其のものが洋傘ならば柄を前に先端を後方に向けて右手に持ち、我が國在來の傘ならば柄を後方に先端を我が左足の方に向けて持ち、上輩の近づいたとき兩手を下げて敬禮を行ふのである。また杖鞭等の如きは洋傘の通り柄を前に先端を後にして持つのである。また雨天の際ならば特に傘を除くには及ばぬ。

多品携帯のをり

(ハ) また多くの携帯品あるときは、なるべく是を左手に持ち、右手で帽子を脱ぐべく、若し下に置き得るものならば、上輩に對しては下に置き、右手に帽子を取り、下に置くこと能はざるものにして且つ兩手を要するものは、帽子は冠りたるまゝ敬禮を行うても可い。兩手ともに使用して何分にも傘を疊むこと能はざるときは、(ロ)の條で云へる如く左方に傾けて拜しても可い。頭巾頸卷等も取り去ること能はざる場合は謝辭を陳べて其の儘拜を行ふも可い。然し片手でも明いて居る時は、其の手を其の物に加へて拜を行はねばならぬ。此條に云へる所は決して正式ではない。已むを得ざる

場合に行ふ變則であるから、其の心を以て行はねばならぬ。又突然知人に行き逢つて、其の準備の暇なき時も、已むを得ざれば此の變則に準じてても可い。

〔参照〕 (文部省師中作法要項)

通過及行逢ノ禮ヲ行フニ際シ携帶品アルトキハ之ヲ左手ニ持チ若クハ左腋ニ抱フヘシ
帽ヲ冠リタルトキノ敬禮ハ右手ニテ脱帽シ其ノ内面ヲ右ノ外股ニ向ケ輕ク之ヲ觸ル、程ニシテ行フヘシ
室内ニ入りタルトキハ必ス脱帽スヘシ
(同省小學校作法要項)

(注意) 敬禮ヲ爲ス場合ハ左ノ諸項ニ注意スヘシ

帽ヲ戴ケルトキハ右手ニテ之ヲ取り其ノ内面ニ向ケテ右股ノ外側ニ輕ク觸ル、程ニ爲スヘシ
傘其ノ他ノ物ヲ右手ニ携ヘタルトキハ之ヲ左手ニ持チ換ヘ或ハ左腋ニ

〔修身書配〕
卷二のののの
卷三のののの
卷四のののの
卷五のののの
高九十六

抱フヘシ

兩手ニ物ヲ携ヘタルトキハ其ノ儘ニテ敬禮スルモ妨ナシ

四 階段昇降の作法

玉階の昇階

階段の昇降には二様の仕方がある。一は正式の場合に行ふべきもので、例へば神殿若しくは宮中の諸殿等の玉階きぎはしを、儀式等の場合、昇降する仕方で、此の時には毎段必ず足を聚めて昇降するのである。足を聚むるとは、先づ左足を上げ次に右足をあげて左足に揃へ、毎段斯の如くしつゝ昇降することである。又他の一つは普通の場合に昇降する仕方であつて、例へば第一段に左足を上げ、第二段に右足を上げ、第三段は又左足、四段は右足と左右交互に昇降するのである。

階段を昇降するときは、成るべく下座の方に偏りて昇降し、若し席に上下の別なきときは、我が左方に偏つて昇降するが法である。けれども普通二階などの階子段の如きは、何れに偏るも便宜に任せても可い。

また上輩に随つて階段を昇降するときには、昇階には二三段後方より進み、降階には三四段先に立ちて降るやうにするが良い。又我が昇降せんとする時上輩の昇降せらるゝに遇はゞ、左に擧ぐる所に従へば宜しい。

階段昇降
中上輩に
對する作
法の一

(イ) 我が昇階せんとし若しくは一二段昇つたとき上輩が下より來た場合には、階下で側らに寄り、上輩の二三段以上も昇つたとき、後から徐に昇るがよい。若し此の際上輩の降りて來るときは、同じく階下の一方に偏つて上輩の全く降り盡した後に昇るのである。

其二

(ロ) 今階段を降らんとする際上輩が下から來たときは、前と同じく階上の一方に偏つて待ち、上輩の全く昇つた後に降るのである。此の際上輩の降りんとするに遇つたときは、同じく階上の一方に偏り、上輩の全く降り盡した後に降るのである。

其三

(ハ) また昇らんとして階段の中程まで進みたるるとき上輩の昇り來るあらば、其の段の一方に偏り、上輩の我が位置を通過して二三段程昇つたとき

後から靜に昇るのである。若し上輩が上から降り來るときは、同じく一方に偏り、上輩の全く降り盡した後徐に登り行くのである。

其四

(ニ) 又階段を降らんとして中程まで下りた時、上輩が昇り來る場合は、前に行つたやうに其の段一方に偏り、上輩が我が位置を通過して一二段昇つたなら靜に下るのである。若し上輩が降りて來る時は、同じく一方に偏り、上輩の降り盡した後靜に下ることもあり、また急いで先に下りて階下の一方に偏り、上輩の階下を去るを待つて歩を移すこともある。

以上述ぶる所は正式の仕方であるが、特に急ぐべき必要あるときは、上等に行き逢つた際相當の謝辭を陳べて昇降することもある。是等は皆時の宜しきに従ふことが肝要である。

五 教室内の敬禮及び心得

教室内に於て敬禮を行ふべき場合は種々あるであらうが、是を大別すれば

教官に對する敬禮

ば普通に於て二つの場合がある。一つは其の學科の教官に對する場合と、今一つは敬禮を行ふべき人の教場に臨まれた場合とである。最も前者は小學校では大抵教員が引率して教室に入るやうであるから其の必要もあるまいが、小學校以外の學校では、生徒の入場した後教員の入場する所が多い。斯の如き場合には、生徒は教官の入口に近づいたとき一齊に起立して直立の姿勢を取り、教官が其の席に進み、生徒に面して姿勢を正したとき靜に普通立拜を行つて席に着くのである。又授業の終つたときは、生徒はまた一齊に起立して直立の姿勢を取り、教官の直立して生徒に面し姿勢を正した時敬禮を行ひ、教官の全く其の室を出た後着席すべきものである。

臨場者に對する敬禮

次に後者の場合で、敬禮を行ふべき人の教室に臨まれたときは、教員は先づ教段を下りて其の人に敬禮を行ふが通例ではあるが、時宜によつては直ちに授業を中止せずとも、適當な所まで教授した後中止しても宜しい。而してまた時と場合とに由つては、強ひて教段を下りずとも可い。教員は自

己の敬禮の終つた後、其の人の身分氏名等を生徒に告げ、然る後敬禮を行はすのである。然れども、其の人の臨場せらるゝことが豫てから明瞭して居るときは、始業の前に身分氏名等は生徒に告げて置くが宜しい。而して生徒は教官よりの指圖に従ひ、其の學校の規定に依つて相當の立拜を行ふのである。

〔參照〕(文部省師中作法要項)

敬禮スヘキ人教室ニ臨ミタルトキハ教師先ツ敬禮シタル後教師又ハ指揮者ノ令ニテ一齊ニ起立シ敬禮ヲ爲スヘシ

〔備考〕

教師ハ此ノ際教段ヲ降ルヲ常例トス

敬禮スヘキ人教室ニ臨ミタルトキハ教師ハ其ノ人ノ身分氏名等ヲ生徒

ニ告ケルコトアルヘシ

(同省小學校作法要項)

敬禮スヘキ人教室ニ臨ミタルトキハ教師又ハ指揮者ノ令ニテ一齊ニ起立シ

教師又ハ指揮者ト共ニ敬禮スヘシ

第四章 服 装

第一節 服装の心得

禮は先づ身を修むるを以て本とするのであるから、若し身が修まらなければ其の本が成立しない。其の本が成立しなければ、假令坐作進退が度に適ふと雖も、未だ是れのみを以て禮と云ふことは出来ない。凡そ身を修むるのは精神の修養にあると云ふことは、是迄も屢々云つた所であるが、また被服頭髮等其の他外界の整否も此の精神の修養上に大なる影響を與ふるものであるから、禮儀作法を修得せんとするものは、精神の修養に亞いで、自己の容儀より整へねばならぬ。而して容儀の第一着としては此の服装を

容儀の第一

整ふることである。此の服装の如何は至極人の眼に着き易くして、且つ品格に重大なる關係を及ぼすものであるから、古來禁中に在つては屢々服色

明治の服制

羽織袴にて参朝

足袋の代用

平服の儘御前祇候

大禮服の通常出で古禮服を廢せらる

女子の服制

の制を定められたので、明治維新後も服制に就ては數回の制令を發せられたのである。今其の一二を擧ぐれば、明治元年には「常職の輩日參殊更御用繁に候間當座の處公卿諸公以下凡て節朔之餘は羽織袴にて参朝勝手たるべし」と仰せ出され、明治二年には「自今官服の節襪四時共用致す可き事、但し襪代足袋相用候儀苦しからず、並に平常足袋の儀用不用勝手たるべき事、次に明治四年には「三職宮内省及他官省長官次官へ衣冠制度定められ候まで儀式の外平服の儘御前祇候差許る」の命あり。又明治五年には「従前の制服廢止せられ候條、當分の中非常の節たりとも平常の通り勝手たるべし」との令達があつて、其の年の十一月新に勅奏判官員及び非役有位者の大禮服並に上下一般の通常服を定められ、衣冠を以て祭禮服とし、直垂狩衣上下等は總て廢止せられ、同月大禮服及び通常禮服の着用日を定められ、明治六年二月狩衣直垂を祭服に代用する事を許され、明治七年神官教道職及び僧侶の禮服を定められ、明治七年勅任及び麝香之間詰の輩妻女新年拜賀其の他

參朝の節の服装の儀を式部省から院省使へ廻達があり、其の後も數回の令達廻達等もあつたが、また明治十七年十一月更に女子の服制を内達せられたのである。然れども以上陳ぶる所は參朝等の正式に用うべき禮であるから、本章の第二節に於て詳説することにしよう。

現今社會の潮勢を見るに一般華奢に流れ身分位置等の階級は殆ど閉却せられ、上位者にして卑賤者の服装を着け、下級者にして上級者を凌ぐの盛装を爲せるものも少くないやうである。是等は自己の好む所に従ふのであるから一向差支ないやうに思はれるが、是れ則ち社會の階級を錯り、國家の秩序を亂るの原因ともなるものである。例へば一家の主人主婦が下婢下僕の服装をなし、下婢下僕が主人主婦の服装をして居る家庭があるとしたならば、是を見るもの誰か秩序なく階級を錯れるを嘲笑せざるものがあるらうか。されば吾人は其の身分位置職業等に適合すべき服装を選ばなければならぬ。加之凡そ衣服の用は品格を保ち、衛生に適ふを以て目的とする

衣服の用

るのであるから、其の用途により品質、色合ひ、縞柄等をも深く注意し、高尙にして身分年齢に調和し、決して野卑ならざる物を探らねばならぬ。さりとて徒らに華美を慕ひ、流行を追ひ、派手ならんことを望むは最も宜しくない。斯の如きは却て品格を失墜せしむるものである。

以上陳ぶる所は唯他人に對する時にのみ然るべきではない。必ず平素より污垢を去り、破綻を繕ひ、假令俄に人に面接するの必要を生じ、服装を更むるの餘裕なく、其の儘にて應接する時と雖も、決して恥ぢざるやうに心掛くることが肝要である。

〔參照〕 (文部省師中作法要項)

服装ハ質素清潔ヲ旨トシ分ニ應ジタルモノヲ着用スヘシ

衣服ハ家ノ内外ヲ問ハス取亂サ、ルヤウニ之ヲ着用スヘシ

慶弔儀式其ノ他訪問等ノ場合ニハ相當ノ服装ヲ爲スヘシ

喪服及喪章ハ一定ノ制規・慣習ニ從ヒ之ヲ着用スヘキモノトス

第二節 禮服

禮服は古來朝廷のものは勿論公武と庶民とは大に異つて居た。それは身分位置等の階級に相違がある爲めである。明治以後參朝の大禮服及び諸官省の公服を除くの外は、官民共に同一なるものを着用することゝなつてから、一般に漸く華美を競ふやうになり、遂には身分不相應なものを着用するものもあるやうに成つたのである。併し斯の如きは前節にも云へる通り、大に注意せねばならぬことである。

禮服の區別

大禮服

燕尾服

禮服には大禮服中禮服略禮服の區別がある。是は其の場の輕重に由つて定まつたものである。今此の三禮服の標準を説明しよう。

一 大禮服 爰に擧ぐるの是一般社會に用うるものである。故に朝儀に參列する人は朝制に従ひ各其の官職位記により相當の大禮服を着用すべきは勿論である。また民間に於て大禮服として用ゐて居るものは多く、

燕尾服である。是はイブニング・コート若しくはドレス・コートとも云つて、其の形が燕の尾に似て居る所から斯く名附けられたので、此の服は主に夜會などに着用する禮服である。

女子の大禮服

また女子の大禮服に相當すべきものは、前節に云へる如く、明治十七年に内達があつたが、其後また之に洋装をも加へられたのである。然れども上つ方には今日にても御婚儀等の場合に多く古式に依られ、服装も亦之に準せらるゝことであるから、左に明治十七年に定められたものを掲げて置く。 鞋。冬は地唐織、色目地紋隨意（後單衣を追加せらるゝ）。夏は紋の二重織、色目地紋隨意。

袴。地精巧、色緋。

服。冬は白の練絹。夏は晒布。

髮。垂髮。仕様隨意。

扇。檜扇。

履。袴と同色の絹。

十二單
以上の如くであるが、是は女官装束を省略したもので、俗に十二單の略である。十二單とは十二枚を重ねると云ふ事ではない、多く重ねて着るより俗に云ひ馴らした名である。女官装束も古と後世とは相違があるが、古代の物は爰に云ふ必要もあるまいが、近古のものを参考の爲め簡単に云つて見れば、先づ袴を着け、それより順次に、單衣、打衣、五ツ衣、表着、裏衣を着し、次に裳を着けて、其の掛帯を肩から取つて前で結び、引腰を後に引き、小腹を兩腋から取つて之も前に結ぶのである。而して髪は垂髪であつて額櫛を挿し、

襦姿

五ツ衣の着け方
絲花をつけたる和扇を持つが即ち着用次第である。然しながら是等は民間の用に適せぬ所から、現今では婚禮等の場合にも、矢張幕府時代の襦姿を以て大禮服に準じて使用するものが多い。襦姿とは一つに搔取姿とも云つて、將軍家の婦人の正装服で、大禮の場合には袴を着けるのである。
下着。白無垢又は組白。

間着。年齢及び四季によりて定則あり。

襦。地は綾、綸子。色目は白、赤、黒であつて、總縫模様である。略しては

色變り地に總縫裾模様、高裾模様等を用ゐ、又裾模様以下には紋を付くる事もある。但し夏は襦を用ゐずして附帯を用ゐる。

袴。緋色。

以上は和服に就いて陳べたのであるが、近年は洋装せるものも漸々に多きを加へるやうであるから、是も其の一通りを述べて置かう。

女子の洋装大禮服

大禮服に準すべき女子の洋装はローブ、デコルターを着用するのである。是は袖の短い服で、漸く五六寸程であるから、其れより腕の方は長い手袋を以て覆ふので、是を俗に夜會服とも云ふて居るやうである。是を着用した時は絹靴を用ゐ、髪は玉石、羽毛、造花等を飾り、猶ほ是等に相當せる首飾、腕飾等を用ゐ、又特に重い儀式にはツレンを着けるのである。而して夜會等の場合は扇をも持つことがある。

中禮服
フロック
コート

二 中禮服 男子の中禮服にはフロックコートを用ゐて居る。此の服は一名プリンス・アルバート・コートとも云ふのである。これは普通儀式及び饗應等の場合に着用するのであるが、また略禮服としても一般に用ゐられて居る。前に記載せる燕尾服と此のフロックコートとに附屬すべきネクタイ以下のものは、次に擧ぐる所の文部省の禮裝標準の表に在れば爰には略して置く。

和服

また和服に於ける男子の中禮服は、所謂羽織袴である。而して此の地質には種々あるが、其の大意を擧ぐれば、

上着。冬は綾絹、練絹、羽二重等にて、黒無地五ツ紋付。夏は紗綾、絹、羽二重等にて、黒或は薄色物にて無地五ツ紋付。
下着。上着の地質に准じ、冬は白若しくは薄色無地物。夏は白色。
帶。角帶仕立にて博多織、襦珍織隨意。
袴。表は仙臺平、茶苧等、裏は茶丸、甲斐絹等。

女子中禮服

羽織。黒斜子五ツ紋付。
足袋。白絹。

女子の中禮服は明治十七年の内達によれば
袴。冬は襦珍又は純子、其の他織物何にても色目地紋隨意。夏は紗、色目地紋隨意。

袴。地は隨意、色は緋。
服。冬は白羽二重、夏は晒。
髪。垂髮、仕様隨意。
扇。隨意。
履。隨意。

此の中禮服は觀櫻、觀菊の御宴、其の他平常の宴等に召さるゝ折に着用するのである。

次にまた袴姿にて云ふと、

下着。羽二重、平絹、其の他地質隨意。色は白無地を用う。
間着。地質色目隨意。但し裾模様を附く。

襦。地質色目隨意。但し縫ひ若しくは裾模様にて紋を附ける。若し襦
を用ゐざる時は、帯を矢の字に結ぶ。

帯。丸帯仕立にして地紋色目隨意。但し無地物を用う。

褌絆。白羽二重。襟同上。

足袋。白絹。

此の中禮服の場合には、幕府當時は袴を用ゐることは殆どなかつたが、今日では袴を用ゐるのが却て宜しからうと思ふ。又爰に擧げたる帯、褌絆、足袋等は、大禮服の際にも同様の物を用ゐるも差支ない。

次に女子の洋装を擧ぐれば、中禮服として用うべきものはローブドモントンである。是は袖の長さが前に云へるローブドモントの殆ど倍程もあつて、普通のものに比すれば稍々短く、而して裾は長く仕立てたものである。

女子洋装
中禮服

る。此の服を着用する時は、靴は皮でもゴムでも差支ない。

略禮服

三 略禮服 男子の略禮服としては、モーニングコートなどを用ゐるものもあるが、是は矢張和服を用ゐる方が宜からうと思ふ。和服は中禮服に

準じて地質は一段低いものを使用し、身分及び職業によつては綿服を用ゐるも差支ない。而して上着下着等は任意の地色縞柄を用ゐて宜しい。併し羽織は黒の紋附に極る。最も紋は五つでも三つでも隨意である。帯も之と同じく隨意であるけれども、成るべく角帯を用ゐるが正しいので、又足袋は必ず白と定めて居る。

女子略禮服

次に女子の略禮服に就いては、明治十七年内達のもの左の通りである。

袷 冬は地綸子、紗綾、綾羽二重、平絹等、色目地紋隨意。夏は地生絹、紗、絹等。

袴。地色目共に隨意。

服。地色目共に隨意。

髪。隨意。

扇。隨意
履。隨意

此の服装は通常服として、平素着用しても差支はないとのことである。又民間普通のものを用いて云ふと所謂白襟紋附であるが、今盛に用ゐらるゝ黒地の紋附でなくとも宜しい。一體此の黒紋附は禮服として定まつた物ではない。禮服として正しいものは白である。況して此の略禮服にあつては地質色合等は隨意のものを用ゐて差支ない。併し下着襦袢等の襟だけは是非とも白を用ゐるが法である。又帯は晝夜帯でも妨げない。足袋は必ず白である。女子は縦へ平素家庭にあるときでも、色替り或は紺足袋等は成るべく用ゐぬが宜しい。

臣下の避
紋くべき地

猶ほ爰に一言して置くのは、臣下として用うべからざる地紋及び凶事以外に用うべからざる色合がある。左に是を示さう。其の臣下として憚るべき地紋とは、共律雲鶴、小葵雲立涌、向ひ鸚鵡、鳳凰眼の長きもの等で、是等は

凶事以外
に用ゐさ
る色合

兩陛下の御禮服に用うべき地紋であるが故である。また凶事以外に用ゐぬ色と云ふは、黒色、純色、柑子色、萱艸色、椽色等である。併し此の黒色などは、參朝の女禮服を除くの外は、時宜によつては用ゐても差支はない。

女子の略
禮洋装

また女子の略禮洋装としてはウヰヂチングドレスを用ゐることもあるが、是は訪問の際に用うる服であるから、多くは中禮服のロールドモンタン又はロープミードコルターを着用するのである。元來我が國では、洋装の禮服を着用するものは、上流の一部に過ぎない。斯くの如き状態であるから、マントドクールを着用するものは殆ど僅かである。故に此のマントドクールを除き、ロールドコルター以下を大中略の禮服に配當したのであるから、若しマントドクールを着用するものは、是を大禮服とし、ロールドモンタン及びロープミードコルター又はウヰヂチングドレスを略禮服としても宜しい。

以上陳ぶる所の男女の大禮服以下は、參朝、宴會、祝賀等の場合に用うべき

ものであつて婚禮又は凶事等の際に用ふべきものは、其の條に於て詳説する考であるから、爰には略くことゝした。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

和服ノ禮裝標準ハ左ノ如シ

上着、冬物ハ黒無地五ツ紋夏物ハ無地五ツ紋ヲ正式トス但シ場合ニ依リ
縞物等ヲ用フルモ妨ナシ

喪服ハ通例淡黒色無紋ノモノヲ用フ

下着、冬物ハ白又ハ鼠色、夏物ハ白無地ヲ正式トス但シ冬物ニハ小紋形更
紗形及縞物等ヲ用フルモ妨ナシ

肌着、襦袢

帯、角帶ヲ正式トス

袴、襦高袴ヲ正式トス

羽織、黒五ツ紋ヲ正式トス

足袋、白

〔注意〕

袴ハ前ヲ先ニ着ケ後紐ハ正シク前ニテ結ヒ前後不揃ナラサルヤウニ

穿ツヘシ

羽織ハ襟ノ折返シ紐ノ結ヲ正シクスヘシ

洋服ノ禮裝標準ハ左ノ如シ

品目	服種	
	禮服(晩餐會夜會又ハ特種ノ場合等ニ着用ス)	通常服(儀式及普通ノ饗應等ノ場合ニ着用ス)
燕尾服	高帽	高帽(但シ場合ニ依リ黒ノ山高帽ヲ之ニ代用ス)
上 _コ 衣 _ト	無地黒絨	無地黒絨又ハ紺絨
チヨッキ	色及地質「コート」ニ同ジ	「コート」ニ同ジ但シ夏季ハ白「リンネル」等ヲ用フルモ妨ナシ
ズボン	色及地質「コート」、「チヨッキ」ニ同ジ	目立タザル縞絨ヲ用フ
シャツ	白(釦ハ白)	白(釦適宜)
カラア	立襟又ハ折襟	立襟又ハ折襟
ネクタイ	麻地白ノ蝶形若クハ一字結	適宜、但シ白ヲ用ヒズ
手袋	白ノ革製	茶色又ハ鼠色ノ革製
靴	黒ノ革製護謄塗	黒ノ革製
靴下	適宜	適宜

外	袴 無地絨、形適宜	適宜
---	-----------	----

備考

凶事ニ於ケル通常ノ場合ハ「ネクタイ」ハ黒手袋ハ黒若クハ鼠色ノモノヲ用ヒ尙黒紗ヲ左腕ニ纏ヒ又黒紗ヲ以テ帽ノ中帯ヲ覆フナトノ慣例アンハ相當ノ注意ヲ爲スヘキモノトス

〔注意〕「シャツ」「カラア」ハ注意シテ共ニ雪白ノモノヲ着用スヘク其ノ下「シャツ」ヲ現ス等ノコトナカルヘシ

手套ハ兩手ニ穿ツカ又ハ右手ノミヲ脱スルモ左手ノ手套ハ之ヲ脱セサルヲ例トス

黒靴ハ室ノ内外共ニ磨キタルヲ用フヘク又室内ニ入ルトキハ泥除靴ヲ脱スルヤウニ注意スヘシ

第五章 授受進撤

第一節 授受進撤の心得

授受進撤は作法中最も注意すべきもの、一である。若し此の授受進撤が法に適はないときは、或は人に不便を感じしめ、或は進退周旋の際思はざる過失を演じ、或は些少の失敗に狼狽し、其の他無禮不作法に陥り、折角の應對響應も却つて賓客に不快の念を起さしむる事がある。故に平素之を習熟して、如何なる時如何なる場所でも差支ないやうにして置かねばならぬ。而して又授受進撤を正しく行はんとするには、必ず先づ坐作進退に習熟せねばならぬ。此の坐作進退は日常缺くべからざる要件で、即ち吾人が總ての動作に於ける根本である。故に若し此の根本に於て不完全であるならば到底其の目的を達することの出来ぬは當然である。然れも、只授受薦

坐作進退
は動作の
根原

平素の注意

撤の技にのみ長じたからとて、其の器具物品は汚穢に塗れ、茶菓調味は塵埃に覆はれ、位置雜然として規律なく、或は藏所一定せずして尋ねるにあらざれば用に供することが出来ぬといふやうでは、これまた其の目的を全うする譯にはゆかぬ。是等のことは朝夕に心を用ゐてすら、往々蹉跌を生ずることがある。然るを初めより整理を怠り、其の順序を誤るやうでは、事に臨んで周章狼狽は免かるゝことは出来ぬ。そればかりではなく甚だしきに至つては、或は彼れを罵り此れを詰り、喧噪怒號空しく時間を徒費し、人をして齟齬せしむるが如き醜態を演出することが無いとも云へぬ。されば是等のことは平素から注意して置かねばならぬのである。依つて左に其の要點の二三を擧げて置かう。

注意の一

一 凡そ物には大小長短廣狹輕重の別があつて、其の上にも猶ほ大にして輕きものもあれば、小にして重きものもある。又其の形にも方圓があり、物質にも草木金石等があり、或は乾濕あり、固形流動等があるが、作法上より

云はゞ、事に親切物に丁寧なると、之を授くるものは受くるものゝ便を圖り、受くるものは授くるものゝ不便ならざるやうに注意することが肝要である。

注意の二

二 人に對しては上下の序を誤らぬやうにせねばならぬ。故に古來三段三持、二手の傳がある。今其の秘函を開いて之を順次に説明しよう。此の三段と云ふは把持せるものゝ高低である。而して之に猶ほ食器と然らざるとの二がある。食器は我が氣息の掛かるを忌む所から、其の他の物よりは稍々高く持つのである。そこで食器の三段は、貴人には我が眼の高さに持ち、上輩には我が口の高さと平均、同輩には我が乳と高さを同じ程に持つのである。食器以外の物は、貴人には口と平均、上等は乳と平均、同輩には帶の上邊の高さと同じ程に持つ事である。けれども其物の大小長短廣狹輕重等により、或は時宜の如何により相應の斟酌あるべきは勿論である。

注意の三
三持の傳

三 三持と云ふは持ち方である。是は所謂捧げ持、進め持、授け持の三種

である。捧げ持とは兩手を仰向けて、其の物の下から捧げ上ぐるやうに持つのである。進め持とは左右から把持し、授け持とは上方から把持するのである。

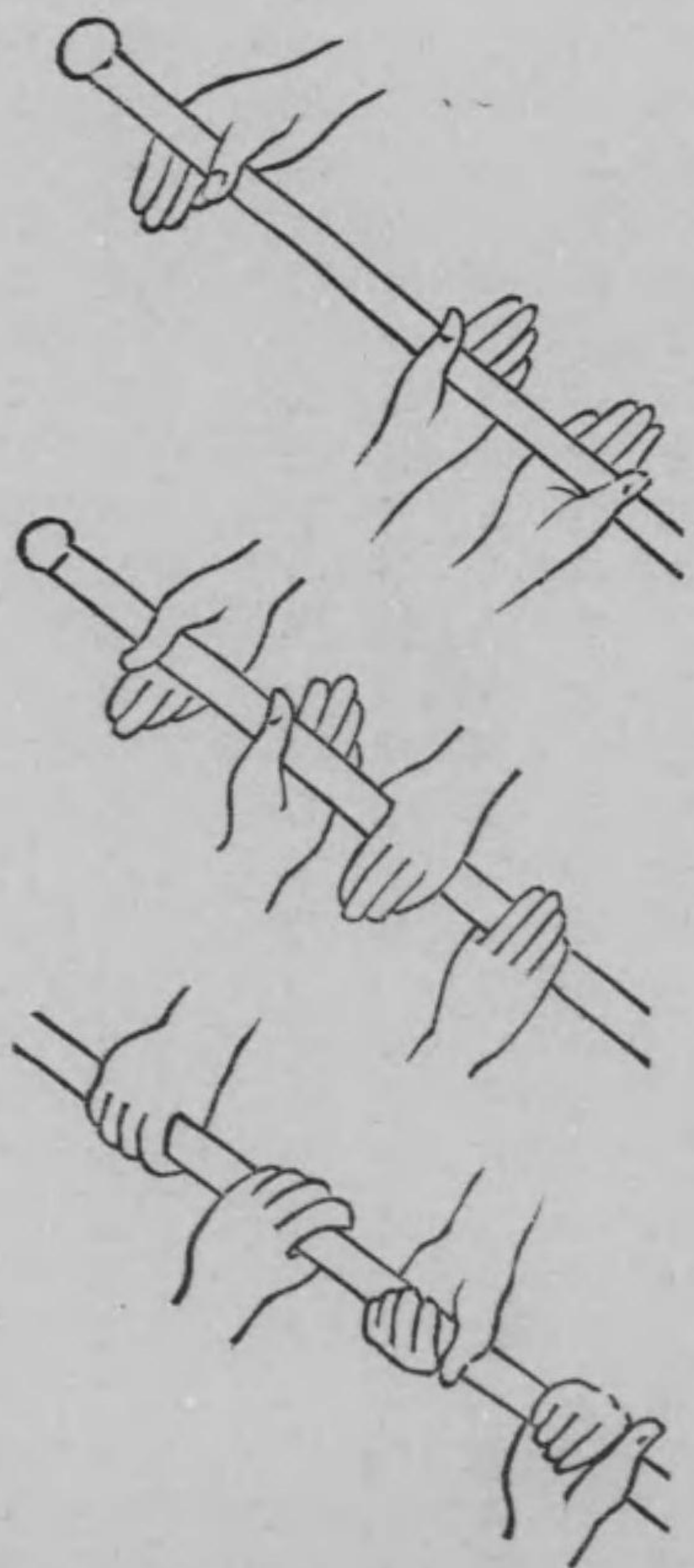
注意の四
三手の傳

四 三手とは授受の法則である。此の法則と云ふのは貴人上輩には上

第十三圖

第十四圖(其二)

(其二)

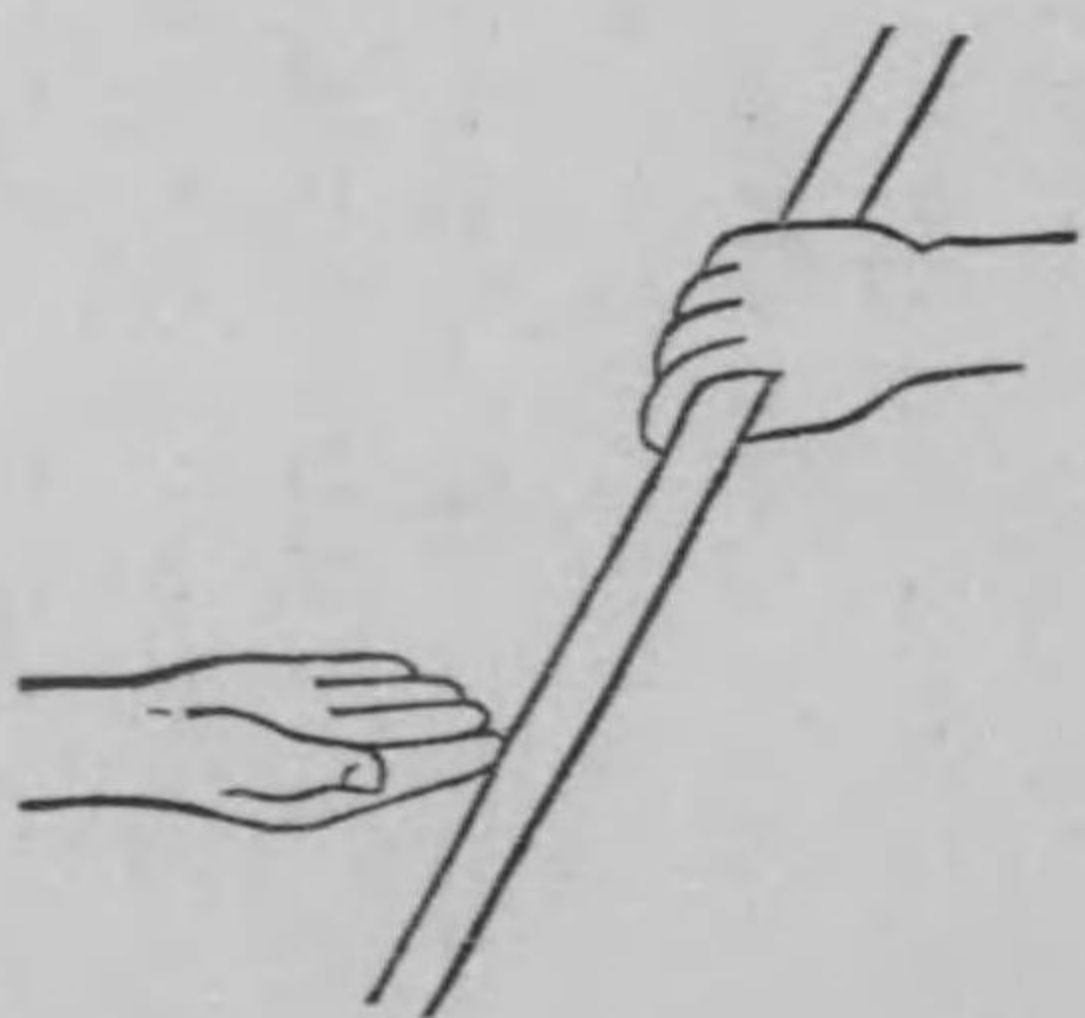


第五十圖

(一 其)



(二 其)



手を取らせ、同等には中手を取らせ、下輩には下手を取らすのである。而して上手と云ふは我が持ちたる手より上の方を取らすことで、中手と云ふのは我が持ちたる手と受取る人の手と互に入違ひに持つことで、下手と云ふのは我が持ちたる手より下の方を取らすのである。

以上の三持三手も三段と同じく、物の大小長短廣狹輕重其の外形體の如

何によつて、兩手に持ち難きものもあり、又持方の明かならざるものもある。けれど、是等の變化活法は、態度を以て示し口頭を以て説くのでなければ、筆紙に托して完全に説明がし難い。併し此の三段、三持、三手の法則を基礎としたものであるから、諸子も亦是に依つて研究するならば、當らずと雖も遠からざるを得るであらう。

注意の五

五 座にあるものを取り上げんとするときは、縦へ人の面前でなくとも必ず跪いて取らねばならぬ。又自己に物を進められたときは、會釋の上成るべく手で受けるか、或は手を添へて受けるやうにするのである。但し是等も物と所と場合とに因つて一定することは出来ぬが、此の心を以てすれば可い。又我が使用し了へたものは、撤するもの、都合のよいやうに注意し、人の撤せんとするとき手に持つて渡すか、或は少しく押し出すのである。

注意の六
授受進撤
の順席

六 又作法には進退薦撤の順序と云ふことがある。是は左右と進んだならば右左と退き、左手右手と取れば右手左手と置き、一二三と薦むれば三

注意の七

二一と撤するが法である。例へば上座の人から一二三と席順に物を進めた時は、是を退くるに下座の人から上座へ、三二一と退くるのである。また本膳二の膳三の膳と薦めたときは、三の膳二の膳本膳と撤するのである。

七 凡そ人に物を薦むるには、面前からするのが至當であるが、時と場合とによつては下座の後方から薦むることもまた撤することもある。西洋料理等の皿などは洋風に準じて、左側の後方より薦め、右側の後方より撤するのである。併し西洋でも、ナイフ、スプーン等を食卓上に進むるには右側の後方より薦め、フォークは左側の後方より進むるのである。

注意の八

八 卓上其の他何れの所でも布帛等薄き敷物を敷いた上では、妄りに物を押し出し、又は引き寄するやうなことをしてはらぬ。是は布帛を移動せしめ、或は波形を作つて上なる物を傾け、若しくは轉倒せしむる恐れがあるからである。假令布帛の如き薄いものでなくとも、薦撤等の際動搖し易きか、又は波形を生ずる恐れあるものは、能々注意せねばならぬ。

注意の九

九

總じて物を薦撤するときには、姿勢を亂さざるは勿論、懷中若しくは袂から紙或は「ハンカチーフ」其の他の物は總て落さないやうに注意せねばならぬ。また薦撤の際には、貴人上輩に對しては深い會釋を爲し、同輩には淺き會釋をするが法であるが、時宜によつては省略することも少くない。會釋を行ふべき時機は、物を薦むるときは薦めた後に行ひ、撤する際には其の席に着いたとき行ふのである。また人に對座せんとするときには、先づ彼我の距離を考へ、三尺程隔たらうと思ふなら四尺程の所で立ち止まり、四尺程隔たらうと思ふなら五尺程の所に立ち止まるやうにするのである。而して物を薦めんとするときには、手に持った儘適當の所に坐し若しくは跪いて、其の物を一とまづ我が前に置き、取り直して薦むるのである。立禮の際は其の置くべき卓に近寄り、前の如く一とまづ我が前に置くこともあり、また場合によつては其の儘進むこともある。

對座の距離

注意の十

一〇

大い物か或は重い物を進むには二人で持ち出で、下に置くときは兩人とも、客は近い方の膝を突い、女子は兩の膝を突く、て遠い方の膝を立て、持ったものを靜かに、下に置き持出す時は後の方を持つたものは先に退き、先の方を持つたものは後に残り、其の物を正しく直して退くのである。また三足ものを薦むるときには、其の品の大小に拘らず、一足を客に向けて、るやうに置くのである。足を客の左右にすると云ふ説もあるが、是は理由のないことで、足一つを客の方にするは、總て三足ものは決して足ある方には轉倒せぬものであるから、古來是を以て正しとするのである。

〔參照〕(文部省師中作法要項)

物ヲ授受進撤スル際ニハ相當ノ禮ヲ爲シ粗忽ナラサルヤウニ注意スヘシ

物ハ總テ先方ニ向ケ受ケ易キヤウニシテ出スヘシ

物ヲ進ムルニハ兩手ニテ出スヘク其ノ手輕ノモノハ右ノ手ノミニテ出ス

モ妨ナシ

總テ物ヲ撤スルニハ、進メタルトキノ作法ニ準シテ之ヲ行フヘキモノトモ座禮ニ於ケル進撤ハ着座ノ後之ヲ爲スヘシ

物ヲ進撤スルニハ正面ヨリスルヲ禮トス但シ卓ニ向ヘル人ニハ場合ニ依
リ左側後方ヨリ進メ右側後方ヨリ撤スルコトアルヘシ
總テ客ニ供スル器具ハ特ニ注意シテ之ヲ清潔ナラシムヘク又飲食物ハ新
鮮ナルモノヲ選フヘシ

(同省小學校作法要項)

物品ヲ授ケ又ハ進ムルニハ丁寧ニ取扱ヒ先方ニ受ケ易カラシムルヲサウ出
スヘシ。

物品ヲ授ケラレ又ハ進メラレタルトキハ會釋スヘシ

第二節 茶菓

一 茶の進撤受方並に其の心得

茶には煎茶、抹茶、出茶^{だて}などの數種がある。又珈琲、紅茶なども此の種に屬
すべきものである。けれども此の珈琲、紅茶等は別項に於て説明し、爰には
舊來のものを講述することとした。上世は茶は藥として進めたのであつ

茶と菓子 との先後

たが、後世は日常の飲物と成つたのである。又煎茶、抹茶等には夫れ々々茶
人の定めた法式があるが、是等は普通一般の式作法としては用を爲さぬか
ら拘泥せぬが宜しい。是等の茶式が世に行はるゝやうに成つてから、茶と
菓子とを進むるに其の先後を論ずるやうに成つた。それは茶の湯などで
は、先づ菓子を進め次に茶を進むべきものとし、其の他は先づ茶を進め次に
菓子を進むべきものゝ如くに云つてゐる。併し此の兩説は皆作法の活法
を知らぬ所から起つた誤説である。茶と菓子とは決して先後を論ずべき
ものではない。何れにても速に調べ得るものを先とするが宜いのである。
彼の茶の湯の場合に菓子から先に進むるも此活法に基いたのである。何
となれば茶の湯では多く客を招いて後初めて火を興し茶具、飲器を拂拭し、
湯の沸煮するを待つて茶を調ふるのであるから、客をして退屈させないや
うに調べ易い菓子から進むるのである。是等の事は只茶菓の上のみでは
ない。總て斯の如く時宜に従つて法に反かざるを作法の活法と云ふので

ある。併し茶と菓子との先後を主従上より云へば、茶は主にして菓子は従であるから、茶を先にし菓子を後にするが正式であるが、時宜に従ふことも必要であるから、深く心を用ゐねばならぬ。

若し時によつて茶も菓子も之を調ふるに多少の時間を要することあらば、祇園香煎又はアラレ或は所縁の色、是は紫蘇の細末に鹽を和したるもの等を進むるが宜い。之を調へるには先づ湯を茶碗に容れ、次に以上の中何れにても便宜なるものを湯の上に散らすのである。又煎茶を調ふるには、先づ薬罐にでも土瓶或は急須にでも水を容れて火にかけ、時に沸いた湯あらば其の湯を用ひて沸騰せしめ、其の間に茶を焙じて湯の沸騰せる所に容れ、手早く蓋をなし置き、茶漉で漉して進め、普通の出茶は、沸騰せる湯なければ前の如くして湯を沸し、平生の如く仕立、最初に茶に注いだ湯を捨て、二度目のものを進むるのである。而して茶を進むる時は必ず臺に据ゑるものであるが、其の茶臺には茶托、平茶臺、高茶臺等がある。現今廣く用ゐらるゝ

煎茶

茶托にて
茶の進方

ものは茶托で、平茶臺、高茶臺等は上流の家庭若しくは地方などでは用ゐて居る所もあるが、普通の場合には極く少いやうである。されど全く不必要と云ふ譯でもないから、先づ茶托から順次に説明して置かう。

(イ) 茶托にて茶を進めんとするときは、先づ茶托に茶碗を載せて左掌に据ゑ、右の手で茶托の右の右端を摘み、前に陳べた三段の法則に準じて適當の高さに持ち、客の前に到つて、座禮ならば着座し、全く坐ることも又跪くこともある。時宜に依る立禮ならば其のまゝ卓に近づき、一旦我が前に置き、上輩には茶托の兩端を兩手で摘み、同輩ならば左手を突き、片手で茶托の右端を持ち、適當の所に進め、上輩には深き會釋、同輩ならば淺き會釋をなして退くのである。

(ロ) 平茶臺にて進むときは、茶托に準じて宜しい。しかし茶碗大ならば次に陳ぶる高茶臺の如く、左の手を臺と茶碗とに掛けて持つも宜しい。客に進め方は、只茶に限らず、總てのものは殆ど同一であるから、以下特別な

平茶臺に
て進方

ものゝ外は省略するにより、進め方を述べざるものは、皆前の茶托の條に準ずべきものと思つて貰ひたい。

高茶臺にて進方

(ハ) 高茶臺は一名天目臺とも云ふのである。天目臺とは天目茶碗を載せる臺であるからである。茶は此の高茶臺で進むるが本式で、其の他のものは略式である。高茶臺で茶を進めんとする時は煎茶には蓋をして持つて出づべきものである。持つて出る方法は蓋のあるものも蓋の無いものも同一であるから、爰には蓋のあるものに就いて説明して置く。

第六十圖



高茶臺の持ち方は、先づ右の手で臺を持ち、左の手は拇指食指中指の三指で茶碗の下邊を持ち、薬指小指は少しく屈めて臺の下に添へ少し差出して持出るのである。而して客の前に至つて坐し、一旦我が前に置き、右の手で

蓋の摘みを持ち、左の手を添へて蓋を取り、臺の縁に掛けて進めるのである。平茶臺は略式であるから、煎茶の場合でも蓋をせぬこともあるが、若し蓋あるものは爰に述べた所に従つて宜い。

茶の受け方

茶を進められたときは茶托と茶臺とに拘らず、必ず相當の會釋をするが可い。茶の如き濡れ易いものは、先方の下に置くを待ちて臺に手を掛けて會釋するが過ちなくて宜い。けれども上輩が自身に進めらるゝか、又は貴人より賜つたものならば、一と膝進み出で、兩手で受取るが作法である。

茶の飲み方

又茶の飲み方に就いては、昔は貴人上輩の前では茶碗のみを取上げて飲み、同輩の前では茶碗大ならば臺に据ゑながら飲み、小ならば碗茶のみ取つて飲むと云ふ事もあつたが、今日では唯茶碗のみを取上げて飲むが、時世に適するであらうと思ふ。茶碗の取り様は、先づ臺と共に取り、臺をはづして右の膝前に置き、左手に茶碗を持つて飲むのである。けれど貴人上輩の前では右の手を開き、左の手の下に重ね、少しく下座の方へ向いて飲むのが法

である。而して飲み了つたならば、貴人上輩の前では其の茶碗を臺の左に並べて置き、同輩以下の前では臺の上に置いて宜しい。世には臺に茶碗を伏せて置くものがあるが、是れは却つて宜しくない。斯の如きは茶式ではいざ知らず、作法上では古禮にも故實にもなき徒^{いたづら}ごとであるのみならず、或は時に茶臺を汚すやうな事も無いとは限らぬ。斯かることもあらば最も不作法となるのであるから慎まねばならぬ。

同席者に對する茶の飲方

また同席者ある場合に茶を飲むときは、向座の人々に會釋して飲み、向座遠ければ次座の一人に會釋飲むが正しい飲み方である。茶を飲むに當つては、如何に渴した時でも、息づかひ荒く口音高きは尾籠であるから必ず靜かに飲まねばならぬ。

茶碗の撤し方

茶碗を撤せんとするときは先づ客の前に進み、茶碗若し臺と並べてあるならば、先に臺を取つて我が手許に置き、次に茶碗を取つて臺に据ゑ、若し茶碗の臺に据ゑてあるときは其の儘取つて我が前に置き、而して蓋あるもの

〔修身書配
卷四の十八
高五の十六
高二の二十

は蓋をして持つて退くのである。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

茶ヲ進ムルニハ茶托又ハ茶臺ニ載セ兩手ニテ持出テ程ヨキ所ニ置リテ出スヘシ

茶ヲ受ケルニハ茶臺ノモノハ兩手ニテ茶碗ノミヲ取り茶托ノモノハ先方ノ置ケニ任スヘシ但シ場合ニヨリテハ兩手ニテ受ケルコトアルヘシ

茶ハ茶碗ヲ左掌ニ載セ右手ヲ添ヘテ靜ニ飲ムヘシ

(同省小學校作法要項)

茶ハ茶碗ヲ茶臺茶托又ハ盆ニ載セ兩手ニテ持出テ程ヨキ所ニ至リテ進ムヘシ

茶ヲ喫スルニハ茶碗ヲ右手ニ取り左掌ニ載セ右手ヲ添ヘテ飲ムヘシ

二 珈琲紅茶の進め方及び受け方

珈琲或は紅茶等を進めんとするときは、茶碗の把手を客の左にして受け

方
紅茶の進め
方
珈琲及び

第二編 普通作法 授受進撤

皿の上に載せ、匙は柄を客の右にして是も受皿の上に仰向けに客の手前の方に置き、角砂糖を其の匙の上に載せ、茶托にて茶を進むる時の如く持ち出で、進めるのである。但し角砂糖は別の容器に盛り、砂糖鉢を添へて出すを宜しとすれど、多人数の客若しくは立食等の如き場合ならば、前の如く匙の上に置くが便宜である。此の場合には角砂糖を一個半程を載せ置くが可い。其れは人によつて甘きを好む人は悉く用ゐ、また甘きを好まぬ人は一個でも半個でも任意に用うるが爲である。又牛乳を添ゆる時は其の容器に入れて程能き所に進め置き、客の任意に任せるがよい。若し此方から注ぎ加へて進めんとするときは、可否を其の客に問うて好む所に従ふが宜しい。

珈琲紅茶の飲み方

珈琲或は紅茶等を進められたときは、先づ茶碗の把手及び匙の柄が左右何れにあるかを見て、茶碗の把手左に、匙の柄右にあらば匙を右手で取り、匙の上なる角砂糖を茶碗の中に入れ、若し別に容器に盛つて添へられた時は匙を取らない前に、匙で攪拌して、匙は元の位置に復し、右手で受け皿を持ち、左手にて茶碗の把手を乗つて飲むのである。また茶碗の把手が右にあらば、左手に皿を持ち、右手で茶碗を把つて飲むも宜い。又時宜によつては把手の何れにあつても其れに拘らず、把手ある方の手で、其の把手を取り、唯茶碗のみを取り上げ、明きたる手を茶碗に添へて飲むも可い。若しまた牛乳を注ぎ加へやうと思ふなら、角砂糖を容るゝ前でも後でも便宜に依るが宜しい。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

- 珈琲紅茶等ヲ進ムルニハ茶碗ニ受皿ノ上ニ置キ、匙ヲ添ヘ兩手ニテ持出テ
- 茶碗ノ把手ヲ客ノ左方ニ向ケテ出スヘシ
- 珈琲紅茶ハ先ツ之ニ角砂糖ヲ入レ匙ニテ攪拌シ次ニ匙ヲ皿ニ置キ皿ノ儘
- 茶碗ヲ左掌ニ載セ右手ニテ把手ヲ持チ靜ニ飲ムヘシ

三 菓子調進及び受け方

干菓子及
び蒸菓子

菓子には干菓子、蒸菓子、水菓子などのあるは人の知る所であるが、古は唯菓子とのみ云ふときは多く果物を指したので、干菓子、蒸菓子の類は作り菓子と呼んだものである。又菓子、果物等を盛るべき器には、菓子皿、菓子盆、菓子鉢、縁高、高坏臺など種々あるが、菓子は白木の縁高に盛るが本式である。但し羊羹などのやうに粘るものは土器に盛るのが正しいのであつて、塗縁高、陶磁器、其他菓子盆等に盛るは略儀である。又菓子を盛るには高立龜足等を以て飾るのが正式ではあるが、今は正しい儀式等の場合でなければ用ゐないから爰には省略することゝした。併し菓子の色合、形状等の配合を注意して、美しく盛り附けることが肝要である。

水菓子

また水菓子類を調へるには、林檎梨等の類は外皮を去り肉を稍々厚く剥ぎ取り、柿の如きは外皮を除き、堅に二つに切つて心を去り、又大なるものならば横に切り、小なるものは横に切目をつけ、鳳梨は皮を去つて四五分程輪切として白砂糖をかけ、瓜の類は堅に皮を剥いで輪切とし、土用過ぎては堅

に二つに割り、又横に五分程に切り、時宜によつては堅に四つ割りとするもよい。蜜柑の類は皮を除き一袋づゝ取り放ち、能く筋を去り猶ほ袋を堅に裂き、夏蜜柑等は肉のみを取り、何れも砂糖をかけて出す。略儀には皮のまま出すもまた輪切にするも宜しい。葡萄は房を程能く鉄み切り、水で能く洗ひ、又枇杷、豆柿等の總て小なるものは洗つて出すが宜しい。以上陳ぶる所は唯其の一例に過ぎぬが、此の他のものは形と品とに依つて適宜に調へるが可い。是等は何れも容器に盛り、干菓子などには箸を添へ、蒸菓子、水菓子等には楊枝やうじ或は小串こくわいとは竹などを四五寸程の長さにして楊枝の如く削りたるものなどを添へるがよい。また箸を添へるも可いが、水菓子には塗箸若しくは角金屬等の箸は用ゐぬが可い。但し肉刺にくさしは添へても宜しい。又細小なるものには匙を用ふるが便利である。

引菓子
また菓子果物等を進むるに當り、數人に對して一容器を進むると、各一人と盛りづゝ進むとの二つがある。而して前者を取り菓子と云ひ、後者を

引き菓子又は銘々菓子と云ふのである。此の銘々菓子は菓子によつて紙に取つて進むこともある。此の時の紙は二枚を重ねるが本式ではあるが、略しては一枚を二つに折つても宜しい。紙を折るには截口を正しく揃へる必要はない。却て少しく筋違に折るが古來の例である。けれども紙の角と角とを合せて三角形に折るは、凶事等の場合には兎に角、普通或は吉事等の際には忌むべきことである。それは其の折つた形が佛家の用うる額紙に似て居るから古來是を忌み嫌ふのである。

菓子器の扱方

菓子果物等を進めんとするときは縁高、高环臺等を除くの外は、折敷でも盆にでも相當の臺に載せ、箸は膳に置く時に臺に置き、箸を置きたる方を我が向になし、左右の手で臺を持ち、若し三足の臺ならば其の足の間より左手を入れて臺を掌に据ゑ、右の手を足に添へて持ち出で、三足の物は足一つを客の方に向けて置くべきである。又容器でも臺でも綴目あるものは其の綴目の方を我が方にして据ゑるのである。客の前に至らば例の如く一旦

我が前に置き、蓋あらば蓋を除去し、箸を取り菓子器の中に客の取り易いやうに、箸の太き方を我左にして載せて進めるのである。又紙に盛つたものは、紙を折つたときは折目を客の方になし、折らない紙ならば左右に長くして進めるが法である。また數人列座の時は、引菓子ならば上座から引き、取菓子ならば上座の客の前に進めるのである。また主客對座の時は雙方の身分の異同によつて置き方があるけれども、普通に要がないから省略することゝした。

菓子の受け方

次に菓子を進められたとき、それが取り菓子ならば次席の人に辭儀を陳べ、次に懷紙を出して之に二つでも三つでも能き程に取り、箸を元のやうに置き、次客の方に其の器を向け直して押し進めるのである。また引き菓子ならば別に取るに及ばないが、皆一同に引き終つた後に一同を見合せて賞翫するがよい。凡て人より進められたものを固辭するは却つて失禮である。故に古より式退辭退のことなりは三度を越ゆべからず、三度を過ぐる

は尾籠なりと云つて居るのである。また引き菓子には各自銘々に與へられたものであるから、歸宅の時は其の残つたものは自ら包んで持ち歸るが禮である。然るに今は主人の方から包んで與へなければ其の儘に捨て置くが法のやうになつたけれど、是また主人側の好意に反くものである。然し世の趨勢であるから如何ともすることは出来ないが、成るべく此の弊風を改めねばならぬ。

菓子喰方

また喰ひ方に就いては、普通には別に原則のあるものではないが、羊羹などの如く押切り得るものは楊枝で押切り、其の楊枝にさして喰ひ、饅頭などの如く中に餡の入つたものは、餡の落ちぬやうに割つて喰ひ、大豆粉小豆粉を外部から附けたものは、容器ながら取り上げて喰ひ、水菓子の類は楊枝或は小串で程能く突き刺して喰ふのである。されど此の楊枝小串等で支持し難いものは楊枝或は小串から抜き取つて喰ふが宜しい。また密柑などを皮の儘で進められたときは、靜かに皮を去り、其の皮及び核などは懷紙を

出して包み、左の袂に入れて置くがよい。楊枝も使用したものは二つに折つて袂に入るべきではあるが、親しき間柄であるか若しくは時宜によつて皿又は臺の隅に見悪くからぬやうに纏めて置くも宜しい。但し洋式の折ならば親疎に拘らず皿の上に置いて可いのである。

〔修身書配〕

〔修身書配〕
卷四の十八
卷五の二十六
高

〔参照〕(文部省師中作法要項)

菓子果物ヲ進ムルニハ之ヲ器ニ盛リテ盆ニ載セ其ノ物ニ箸楊枝匙又ハ小刀等ヲ添ヘテ出スヘシ

菓子類ハ箸又ハ小楊枝ニテ之ヲ取ルヘシ各自ニ對シ器物ニ盛リテ出サレタルトキハ物ニ依リテハ器ヲ取上ケテ食スヘシ

(同省小學校作法要項)

菓子果物ヲ進ムルニハ器ニ盛リテ載セ箸又ハ楊枝ヲ添ヘテ出スヘシ但シ果物ハ皮ノマ、盆ニ載セ小刀ヲ添ヘテ出スコトアルヘシ

菓子類ハ箸又ハ楊枝ニテ取リテ食スヘシ、又各自ニ對シ器物ニ盛リテ出シタルトキハ物ニヨリテハ器ヲ取上ケテ食スヘシ

第二編 普通作法 坤受進撤

第三節 用具

一 座布團の進め方及び受け方

座布團の沿革

布團は一説に圓座から出たものであらうと云つて居る。圓座は上古禁中に用ゐられたもので、藁或は蒲で組んだものである。此の藁で組んだものを和名抄には和良布太と云つてゐる。又圓座は後には綾綿などで包んで作つたと云へば、蒲で作つたものを蒲團と呼び、遂には蒲を布に更めたものであらう。また一説には、卓氏藻林卷の五なる器用類に「僧坐禪蒲墩也」とあり、又留青全集卷の七季枝藻が達磨の贊にも「誰か知らん他れが蒲團の上九年の心云々」とあれば、僧家の具なるべしとも云はれて居る。何れが是なるか詳かではないが、我が國のものとしては前説が正しからうとも思はれる。

客來の節は先づ客室に席を設けて客を其の所に案内するが至當である。

座布團に就ての心得

が、臨時の來客などの折は、客を案内したる後布團を進めることもある。布團には無地、小紋、縞物或は總模様あるものなどがある。而して無地、小紋等の如く上下左右の別なきものは、何れを前後に進めるも差支はないが、若し長短あらば左右に長くするのである。又縞物は縞筋を左右にし、總模様あるものは其の頭の方を客の左に成るやうに進むるのである。又座布團には折れるものと折れぬものとの二つがあり、進め方に上輩と同輩との別がある。折れるものと同輩に進めるには、之を二つに折つて其の合せ目の中間を右の手に持ち、左手は折目の端を下から添へ、我が右側に引附けて持ち、折れざるものは布團の一邊なる中央を右手で持ち、左手を上端の左角に拇指を上にし四指を横にして添へ、我が右側に引附けて持ち出で、客の前で着座し、折りたるものは其の折目を持つたま、折目を客の方に向けて置き、一重を取つて我が前の方に開き、兩手で下座の方に偏せて進めるのである。又折れないものは客の前で着座し、右手は持つた儘で、左手を放ち掌を開き

折たる座布團の進め方

折れざる座布團の進め方

布團の下に入れ、中程を支へて客の前に出し、次に兩手を以て押し進めるのである。

上輩への進方

上輩に進めるには、折れるものも折れないものも同様に左掌を布團の下から差し入れて、中程を支へ、右手は右端の我方に少しく寄つた所を持つて出で、前に云つた同輩に進めると同じ手順で進めるのである。

前より着き方

後より着き方

座布團は元來貴人上輩の面前にては用ゐぬが禮であるが、若し再三進められたならば兎に角意に従ふがよい。又座布團は前に云つたやうに、客來の時は先に座に敷いて置いて客を請ずるが法であるから、之に着くにも布團の前からするのが正式であるが、場合によつては後からも左右からも敷き、或は我が膝の下に引き入れて敷くこともある。前から着くときは先づ布團の前で跪き、次に上座の膝を布團の上に突き、次に下座の膝を進めて突き、又兩手を膝の前に軽く突き、上座の方へ體を旋らして向き直つて着くのである。後から着くには布團の後方に跪き、下座の膝から順次に進めて着

横よりつき方

普通の敷やう

くのである。左右何れにしても横側から着くには、布團の側面に跪き、先づ布團に近い方の膝を擧げて布團の上に突き、次に他方の膝を前に突いた膝に寄せて突き、次に足をも布團の上に載せて着くのである。親しき人の前ならば左右の手を膝の兩側に突き、順次に兩足を爪立て、兩手を後方に譲つて突き、兩膝を揚げ、兩手で布團を膝の下に引き入れ、次に上座の膝と手を突き、其の次に下座の膝と手を突いて全く坐るのである。そして布團は餘り多く膝の前に出さないが宜い。餘り多く出たのは何となく誇り顔に見えるものであるから、上輩などに對する時は、體を少しく前へ出す程に敷くが可い。

座布團より下り方

布團から下る時は體を下座の方に退け、布團を引き出す時は下座の方へ引き出すのである。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

座布團ヲ進ムルニハ兩手ニテ持出テ適當ナル位置ヲ見計ラヒ靜ニ先方ニ

二 煙草盆の進め方及び心得

煙草盆の沿革

煙草は寛永の頃始めて外國から傳來したものであるから、其の當時は上輩貴人の前で喫煙するのは無禮なものと思はれたので、正しき席上では客に進めることも無かつたのであるが、別に定まつた法式も無かつたのである。けれども幕末に近い頃から、一種のもてなしとして進めることゝなつたから、隨て之が進撤の法式も出來たのである。

煙草盆の組付方

煙草盆も其の始めは盆の上に火容と灰吹と煙草との三品を組附けて進めたのであるが、後には専用の煙草盆も出來たのである。後世は其の形も種々なものが出て來て、其の組附け方も多少の相違が生じたけれど、總じて火容は煙草盆の左方、灰吹は右方に置き、若し左右に揃へて置くことの出來ないものは、左方の手前の隅に火容を置き、右方の向隅に灰吹を置き、又煙管

進め方

及び煙草をも添ふるときには、大形おほがたのものを用ゐて、中央に火容左方に煙草右方に灰吹を置き、手前の方に煙管の吸口を右にして縁に掛けて置く。但し之は長方形なる煙草盆の場合である。若し正方形のものならば、煙草を左に火容を右に灰吹を向に揃へて置き、煙管は前に云つたやうに手前の方に置くのである。

客に進めんとする時は、先づ塵を拂ひ灰を和らげ形よく火を容れ、灰吹には水を少しく入れて、又全體を能く拭ひ、把手あるものは是を左右にし、始めから客の方に向けて持ち出して進めるのである。又巻煙草を進める時も以上述ぶる所に準じて組附けて進むれば宜しい。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

煙草盆ハ灰吹ヲ客ノ右又ハ右向フニナルヤウニ向ケ兩手ニテ其ノ兩側ヲ持出テ、進ムヘシ

三 火鉢の進め方及び持方心得

火鉢の形

火鉢には角形、圓形、正方形、長方形、筒形等の形状及び手炙てあぶり、獅頭火鉢等あつて、是等にもまた大中小がある。因つて手炙の如きは煙草盆と同様に左手に据ゑて右手を右側に添へても、左右より兩手を掛けて持つても良い。又大形の物で一人で持ち難いものは兩人で持ち出すので、其の進め方は本章第一節の十に陳べた所に依るのである。其の他のものは左右の手を火鉢の下にかけ、帶の邊に確と持ち決して指先のみを掛けて持たぬやうにせねばならぬ。總て何でも重いものを持つときは、假令手掛け或は鑲等の附いたものでも、茶釜などの如く他に持つべき所のないものは兎も角も下に手を掛け得るものは、其の手掛或は鑲等に手を掛けぬが宜しい。そは時に蒲をはづし或は鑲のはづれることが無いとも限らぬからである。

炭の注意

木炭には堅炭、土釜、櫻炭等種々あるが、火持のよいのは櫻炭である。櫻炭がなければ土釜でも可い。先づ火鉢の灰を掻きならし、火の勢能く起つた所を客の方にして火を容れ、若し炭を加へる時は火の起き易いやうに間を

持方の注意

隙かして置くべきではあるが、井桁に積んだり鐘木形に置き或は炭から炭へ橋を掛けるやうには置かぬものである。又火箸は臺の上足の間に置くが正式であるが、足のないものは、角火鉢ならば客の手前に火箸の頭を右縁に掛けて置き、また圓形のものならば、客から見て右の方に寄せて立て、出すが宜しい。而して足三本のもものは前にも云つたやうに、足一つを客の方に向けて置くことを忘れてはならぬ。

火箸

〔参考〕(文部省師中作法要項)

火鉢ハ兩手ニテ持出テ手掛アルモノハ其ノ手掛ナキ側ヲ先方ニ向ケテ進ムヘシ又椅子ニ着ケル人ニ火鉢ヲ出スニハ相當ノ臺ニ据エ、先方ノ右側ニ置クヲ例トス

〔注意〕火鉢煙草盆ハ常ニ塵埃ヲ拭ヒ灰ヲ均ラシ置キ又出シタル後火ノ立消エサルヤウニ注意スヘシ

(同省小學校作法要項)

火鉢煙草盆ヲ進ムルニハ兩手ニテ持出テ程ヨキ所ニ置クベシ

第二編 普通作法 授受進撤

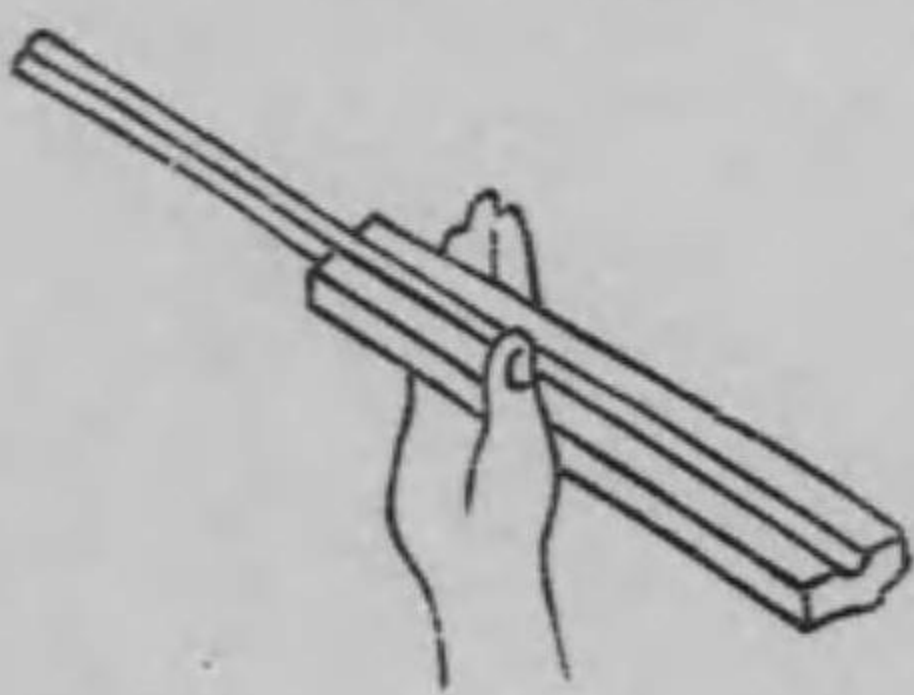
〔修身書解
卷四の十八
高四の二十八〕

四 扇子團扇の進め方及び受け方

扇子は進物としても又其の場にて使用せんが爲にも進めることがある。進物とする時のことは猶ほ進物の條に陳べることとして、爰には其の場で使用する爲に進むる作法を陳べようと思ふ。扇子を人に進めるには、先づ

普通扇子の進方

一ノ圖七十第



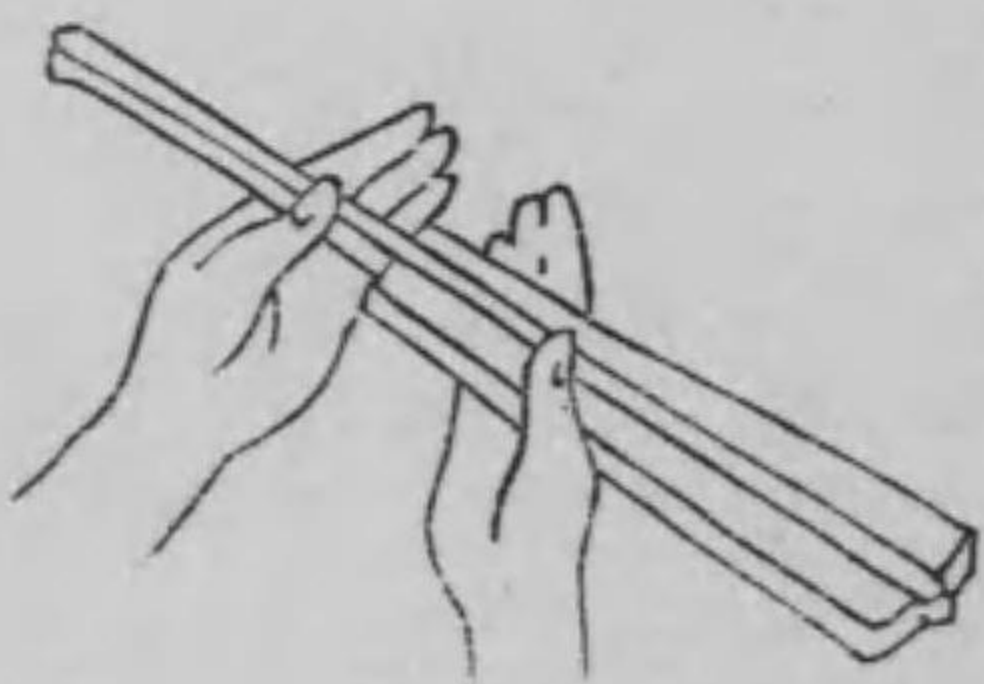
上輩への進方

に進めるには前の如くにして持出で、上より三寸ばかり下の方を右の手で持ち、左の手を仰向け、右の手より下の方を掌に据ゑる兩手で進めるのである。

要目おもめの方を自分の方にし、右手で中程を持ち、要目の方を少し斜に左に向け、左手を其の端に添へて持ち出で、同輩には左手を放して下に突き、右手に持った儘先方の右の手に取り易きやう、要目の方を向ふに向け、少しく筋違すぢがひへて進めるのである。又要目の方を持つて立て、出す事もある。上輩

團扇の進方

二ノ圖七十第



又古は出家には右の方に置き、婦人には要目を右の方へ向けて横に置くと云ふ説もあつたが、今日では僧侶には手に渡しても差支ないが、女間では古禮のやうに必ず下に置いて渡すべきである。

團扇も扇と同じく柄を我が方にし、右手で柄の上端を持ち、左手で下端を執り、少しく斜にして持ち出で、扇と同様に右手に持ったまゝ、同輩には左手を床について渡し、上輩には右手の下に左手を仰向けて添へ、兩手で進めるのである。之もまた右手に柄の上端を持った儘立て、渡すこともある。

扇團扇の受け方

扇或は團扇を進められた時は、先方下輩ならば左手は膝に置いたまゝ、右手のみで受け取り、先方が同輩ならば先づ左手を下に突き、右手を出して其の柄を乗ると共に左手を舉げ、掌を仰向け、其の上に引き載せて會釋するの

である。此際注意すべきは我が手先が先方の手に觸れぬやうにすることである。而して此の受取り方は、扇團扇のみならず、小刀、書狀、書籍其の外片手で授受すべきものは、多くは此の手順で宜しい。

〔参照〕（文部省師中作法要項）

扇子團扇ヲ進ムルニハ要又ハ柄ヲ手前ニシテ持出テ向直シテ之ヲ出スヘシ

五 旋風器の出し方

旋風器の出し方については別に定まつた法則があるではないが、先づ車翼を向にし、右手で車柱の下部を持ち、左手は臺の下より支へ持ち、程よき所に据ゑ、次に電線を差し込みて送電し、車翼廻轉の遲速を加減するのである。而して風力の微弱なるは其の効薄けれども、さりとて餘りに強烈なるも宜しくないから、能く暑熱の如何を考へて、適度の加減を爲すことが肝要である。

る。又車翼を人の方に向くべきは勿論ではあるが、正面よりするは却つて宜しくない。それも距離の隔つた所ならば兎に角、近い所ならば少しく斜に向くるが宜しい。爰に注意を要するは、ランプ煙草盆其の外飛散し易いものに風の當らぬやうにすることである。

〔参照〕（文部省師中作法要項）

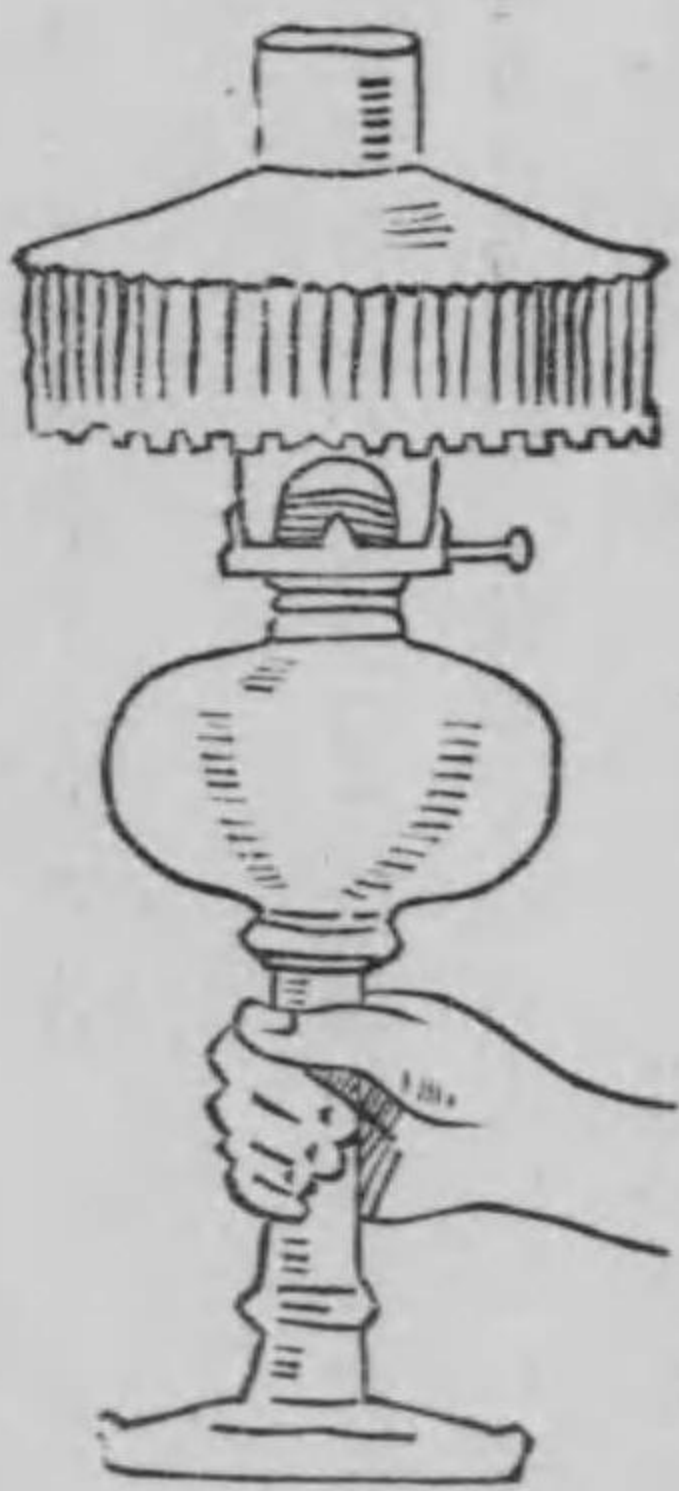
旋風器ヲ出スニハ車翼(ワケ)アル方ヲ前ニシ適宜ノ位置ニ之ヲ据ユヘシ

六 燭臺、ランプの出し方

燭臺、ランプ等を持ち出でんとするとき、先づ右手で棹の中程を持ち、

左手を臺に添へて持ち出で、三足のは足一つを上座に向けて置くのである。但し足の有無に拘らず、疊の縁に懸らぬやうに置かねばならぬ。是は

圖八十第



燭臺

燭臺ランプ等のみならず、煙草盆でも火鉢でも其の他何でも此の心得が肝要である。

蠟燭の心のとり方

又蠟燭の心を取るには、蠟燭の立つたまゝで取るが本式である。但し私の席上ならば抜き持つて取るも宜しい。心を取る故實は心壺も心剪も共に持ち出で、取るのである。其の持ち方及び取り方は、まづ心壺を左掌に持ち、心剪を右手に持つて燭臺の許に至り、心壺の蓋を取つて臺に置き、壺を蠟燭の際まで持ち行き、右手で火を消さぬやう且つ灰の散らぬやうに注意して心を剪り、心壺に入れて蓋をして退くのである。若し蠟燭を抜き持つて心を剪るならば、先づ心壺を臺に置き、次に蓋を取つて壺と並べ置き、左手で蠟燭を抜き心壺の口際まで持ち行き、静かに心を剪つて其の中に容れ、壺は直に右手で蓋を爲し、蠟燭は元の如く臺に立て、次に其の心壺と心剪とを持つて退くのである。

蠟燭の立替方

又蠟燭を立て替ゆるには、此方より火を點して右手に蠟燭のみを持つて

手燭の持ち方

出ることもあるが、道々蠟の落つる憂があるから、手燭に立て、持ち出すが宜い。手燭の持ち方は、右手に柄の本際もとぎはを持ち、左手を柄の末にかけて持つのである。而して燭臺の許に至り、手燭を右の方に置き、右手で手燭の蠟燭を抜いて上に持ち揚げ、次に左手で燭臺の蠟燭を抜き、右手の蠟燭を燭臺に立て、左手のものは手燭に立て、持つて退くのである。

釣ランプの出し方

又釣ランプを持ち出す時は、先づ自在を持出で、適當の處に懸け、次にランプに火を點して持ち出で、掛くるのであるが、時宜によつては自在とランプとを共に持ち出づることもあり、又二人して一人は自在を持ち、他の一人はランプを持つて出ることもある。

〔参照〕（文部省師中作法要項）

燭臺「ランプ」等ハ豫メ點火シ兩手ニテ持出ツヘシ

七 料紙、硯函の進撤及び心得

料紙と硯箱

料紙硯は文臺に載せて進めるが本儀であるが、略しては文臺に据ゑないでも可い。其の時は紙の折目を我の左にし、硯は海の方を我の方にし、料紙の上に載せて両手で持出で、一旦我が前に置きながら、左手で紙を引き出だして左方に置き、硯函は我が前に置き、両手で蓋を取つて右方に置き、上輩には墨を磨るべきや否やを問ひ、墨を磨ると仰せあらば硯箱を取直して磨り、磨つたならばまた之を向け直して左右より持ち、先方の右手の前に進め、次に紙を取つて左手の前に進め、次に蓋を取つて箱の右に並べて進めるのである。又一法には紙の折目を我の右にし、硯箱は我の方に向け、紙と重ねて持ち出で、前の如く紙を左に、硯箱を我の前に、蓋を左に置き、水を注ぎ墨を磨り筆を染め、硯箱より順次向け直して進めることもあるが、古來手跡よき人などは他人の磨つた墨を嫌ふこともある故、墨は問うて後に磨るを禮とするのである。また一説には紙を硯箱の上に載すると云ふ説もあるが、これは順逆の理に違つて居る。然しながら特に敬ふべき理由ある料紙なら

又一法

一説の進方

ば箱の上に重ねるのである。又硯箱の蓋は内優りうちまさと言つて、内面を美しく拵へた蓋は仰向けて置くと云ふ説もあるが、其れは何となく自慢のやうに見えるから唯俯向けて置き、若し人の硯箱ならば仰向けて置くが宜いと古傳にも云つてある。是等は大に心すべきことであらうと思ふ。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

料紙硯函ヲ進ムルニハ料紙ヲ硯函ノ上ニ載セ手前ニ向ケテ兩手ニテ持出
テ先方ノ前ニ至リテ己ノ前ニ置キ料紙ヲ蓋ト共ニ取り先ツ墨ヲ磨リ硯函
ヲ先方ニ向ケテ出シ次ニ料紙ヲモ蓋ト共ニ向直シテ硯函ノ左先方ヨリ見
テニ出スヘシ

八 小刀、ナイフ等の進め方及び受け方

小刀、ナイフ等は本節の四に陳べた扇子と同じ取扱ひで進むれば可い。即ち柄の上端を右手に持ち、柄を向ふにして先方の取り易いやうに少し斜に人の右の方に柄を向くるやうにして進めるのである。但し刃を人の方

に向けぬこと、小刀類のみならず、刀物は身を手に持たぬやうにすること、下に置いて進めるとき、柄を人の方にし、刃を内側に向けること、は忘れてはならぬ。又立て、渡すこともあるが、取扱ひは扇子に變る所はない。總て柄あるものは此の扱ひであると心得て居ても宜しい程である。又受け方も團扇と同一である。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

小刀又ハ「ナイフ」等ハ柄ヲ先方ニ向ケテ出スヘシ

(同省小學校作法要項)

刀物團扇等ヲ進ムルニハ柄ヲ先方ニ向ケテ出スヘシ

九 帽の進め方及び受け方

其一

帽子を人に進めるには、シルクハット山高、中折等の如きは中帯の結び目を我が右にし、學生帽、烏打帽の如く底あるものは、其の底を人の方に向け、頂きは何れも上になして、右の手で我が右なる帽子の縁の少し手前の方を捕ち、

其二

左手は掌を伸べて左方の縁の下から受けて進めるのである。又大禮服及び宮内省小禮服に用うる帽、其の他海豹帽の如く平たく疊まるものは左掌に載せ、右手を添へて進めるのである。又同輩以下には片手で渡すことも両手で渡すこともある。

帽子の受方

帽子を進められた時は、我が身上輩ならば如何やうに取るも宜いが、同輩ならばシルクハット山高、中折帽は右手に我が前なる縁を持ち、左手は左縁を下から受け、又底あるものは底を右手に執り、大禮用の帽或は海豹帽の如く平たく折るゝものは、我が前の方を持ち、何れも左手を下から添へて會釋するのである。また場合によつては片手で受けることもある。

頭巾頸卷なども平たく折るゝ帽子のやうに進め、或は受取つて宜しい。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

帽ヲ進ムルニハ其ノ内面ヲ下ニシ前部ヲ先方ニ向ケ兩手ニテ縁ヲ持チテ

出スヘシ之ヲ受ケルニハ右手ニテ取ルヘシ

第二編 普通作法 授受進撤

(同省小學校作法要項)

帽ヲ進ムルニハ其ノ前ヲ先方ニ向ケ内面ヲ表ハスコトナク兩手ニテ縁ヲ持チテ出スヘシ

一〇 傘杖等の進め方及び受け方

洋傘と杖とは授受の作法は別に異なる所がないから爰には唯洋傘の取扱方のみを擧げて置くが、若し杖を進める場合には洋傘と同一にすれば宜しい。

洋傘の出

洋傘を人に進めんとするときは、曲つた柄ならば其の曲りを我が前に向け、柄を上を先を下にして柄の端より凡そ四五寸程下の方を左手に持ち、人の右手に取り易いやうに出すのである。又上輩に參らするには柄の曲りを上に向け、右手は傘の先を左手は中央より少しく柄に近い方を共に下より受け、柄の方を斜に向ふに出して少しく高く上げて進めるのである。ま

上輩への進方

雨傘の進め方

た雨傘は傘の先を、同輩ならば上より上輩には下より持ち、左手は中程を下より受け、洋傘の如く柄の方を向ふにして少しく高く上げて進めるのである。また開いた傘を進めるには、右手で奥の弾金こもりかねに近い方を、同輩ならば上より持ち、貴人上輩ならば下より持ち、左手は握りに近い弾金の邊を下より持ち、柄に曲りあるものは其の曲りを上に向け、左手を少しく上げて差出して進めるのである。

開きたる傘の進方

受取り方

受取り方は、疊んだ傘ならば握りを右手に持ち、同輩以上の人から渡された時は左手を傘の中程に添へて會釋するのである。また開いた傘ならば上輩は右の如く右手を握りの上から執り、同輩は右手は握りの上より左手は柄の中程を下より持つて受けるのである。

(参照) (文部省師中作法要項)

傘杖等ハ兩手ニテ持チ柄ヲ先方ノ右手ノ方ニ出スヘシ

(同省小學校作法要項)

第二編 普通作法 授受進撤

(修身書配 卷四の十八 高二の二十八)

第四節 文書

一 書翰の進め方、受け方、及び見方の心得

同輩へ出し方

書翰を人に進めるには我が讀むが如く字頭を向ふにして左手で持出で、口上で云ふことがあるなら、上輩には右手を突き、同輩ならば右手を膝に置き、左手は書翰を持つたまゝ膝の上に支持して言ふがよい。是を渡すときは、右の手で狀の向ふの右の角を持つて字頭を我が方に向け直して、上輩には右の手で我が手前なる狀の右角を持ち、兩手で進め、同輩には右手を突き、片手で渡すのである。斯の如く小さい物或は餘り大きくなく軽いものは手に渡すべきものであるが、先方で手を出さない時は、敢て手を出すを待つに及ばぬ。其の儘下に置いて進むるも可い。又書狀の如きは字頭の方を高く左に靡かして進むべきものであるが、今普通では前のやうに略儀で進

上輩へ進め方

めるがよい。又上輩以上の人には、折敷まきにでも盆にでも或は扇子等に据ゑて進めることもある。

書翰類を進められた時は、本章第三節の四に陳べた扇子團扇の受取り方に準ずれば宜しい。

書狀の見方

また同輩以上の居らるゝ席上で書翰を受取つた節は其の儘懷中し、自然其の室を退いた後に見るべきである。けれども至急を要するものならば、上輩の席上ならば謝辭を陳べて次の間に退いて見、また同輩の席ならば同じく謝辭を述べ、少しく下座に向つて讀むのである。

(参照) (文部省師中作法要項)

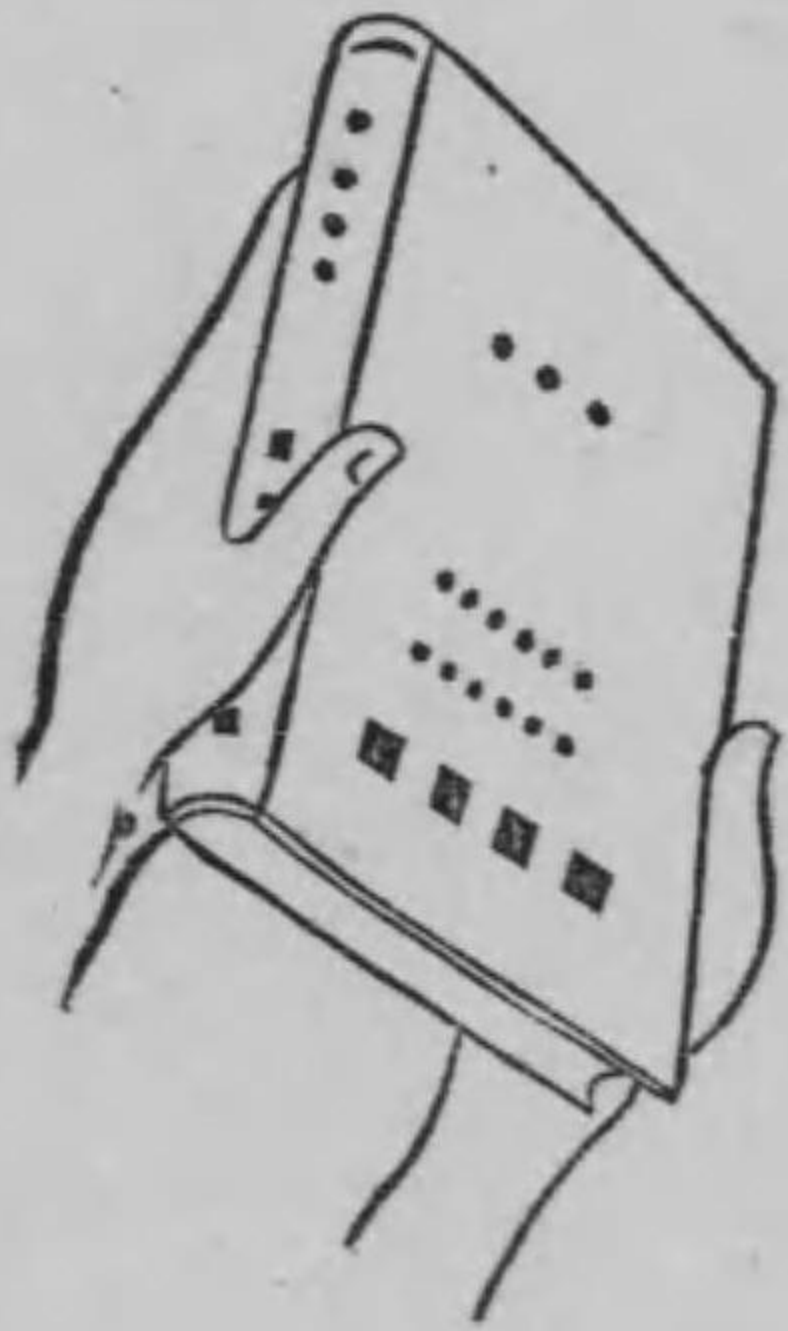
書翰ヲ進ムルニハ表書ヲ上ニシ手前ニ向ケテ持出テ向直シテ出スヘシ

二 書籍の進め方、受け方、及び見方の心得

進方の手

書籍は一、二冊にして軽きものならば、書翰の時の如く我が讀むやうに字

第九十圖



て進めるのである。但し折本などの如く過つてバラ／＼になり易いものは下に置いて渡すのである。

又一二冊の書籍でも重いものか冊数の多いものは、始めから人の讀むやうに字頭を我が方になし、持出で、下に置いて進めるが宜い。一説には人の前に至り下に置いて取廻はして進めると云ふものもあるが、四五冊以内のものならば斯くするも可いが、其れ以上になれば取廻し悪いから始めから前のやうに人の方に向けて持ち出すが宜しい。

頭を向ふにして持出で、客の前に至つて座に着き、右手を放して書籍の向ふの右角を執つて、左掌上で取廻して眞横まなこに向け、再び右手を放つて向ふの右角を持つて取廻し、全く人の讀むやうに向け

受取り方

受取り方は一二冊のものならば手紙などの如く、我身上輩の時は右の手で受取り、同輩の時は左手を下に突き、右手を出して我が手前なる書籍の右の一角を乗り、直に左手を上げて掌上に引き載せて受取るのである。又上輩より受取る時は、両手を出し、右手で左掌に引き載せて請取るのである。

書籍の見方

書籍を人から進められた時は、特に全體を通讀する必要あるものは別として、然らざるものは先づ始めを見次に中程を見、終りに巻末を見べきものである。殊に廻讀すべきものは、自分のみ長く見て居らぬやうにして手早く次席のものに渡さねばならぬ。又他人と交換して見るべきものならば、自分のみ早く見了りて、他人の讀み居るを數々注視するやうな事は慎まねばならぬ。又尊敬すべき書類は一禮の上巻を披き、見了つたならば又一禮して巻を閉づるものである。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

書籍ヲ進ムルニハ順序ヲ整ヘ手前ニ向ケ兩手ニテ持出テ其ノ冊數少キ場

合ハ其ノ儘先方ニ向直シテ出スヘク冊數多キ場合ハ一旦之ヲ己ノ前ニ置キ兩手ニテ取廻シ先方ニ向直シテ出スヘシ

三 辭令書、卒業證書等の授受及び心得

辭令書類授け方

凡そ物には捧ぐる格と授ける格との二様がある。捧ぐるものは先を少しく擧げ、授くるものは先を少しく下げるやうにすべきものである。辭令書卒業書等の如きは授ける格に従ふべきである。故に是等を授けるときは、先づ其の書類を取上げ一應氏名等の誤りなきかを驗し、折りたるものは元の如く折り、然らざるものは其の儘にて取廻し、字頭を我が方にし先を少しく下げて渡すのである。

受け方

又辭令書或は卒業證書等を拜受せんときは、先づ姿勢を正して授ける人の前凡そ三四歩の手前に立止り、丁寧に普通立拜を爲し、再び進みて書類を差出されたる時、疊みたるものならば兩手を同時に出し、右手にて右

注意

の一角を執りて左掌の上に引き載せ、開きたるものは左右兩端の中程より少しく手前の方を兩手にて受け、慎みて軽く會釋を爲し、前に立拜を行ひたる所まで逆行し、疊みたるものは右の拇指を上折（まが）の間に入れて開き、又開いてあるものは其の儘一見し、疊んだものは元の如く疊み、丁寧に普通立拜をなし廻旋して退くのである。此の際拜受した書類を帯より下に垂して拜し或は立歸るは往々見受ける所であるが、是は甚だ無禮な振舞である。凡そ上輩貴人などから拜受したものは、已むを得ない理由があるのでなければ帯から下には下げぬものであるから、拜受した書類等は凡そ我が胸部と平均程に持つて退くやうにせねばならぬ。

座禮の際の受け方

また座禮の際は等を拜受するときは、凡そ三四尺程手前まで進んで坐して普通座禮を行ひ、膝で前の方に進み兩手で拜受し、前に拜した所まで膝で退き、右に陳べたやうに一覽した後持つたま、慎んで普通座拜を行つて退くのである。

若し一人で數通を一度に拜受する場合には、一々披見るには及ばない。

〔参照〕（文部省師中作法要項）

辭令書卒業證書等ヲ授ケルニハ之ヲ先方ニ向ケ其ノ折リタル場合ニハ右手ニテ開キタル場合ニハ兩手ニテ其ノ上部ヲ持チテ渡スヘシ。

辭令書卒業證書等ヲ受ケルニハ授ケル人ノ前凡ソ三步ノ處ニテ立止マリテ敬禮シ再ヒ進ミテ取り其ノ儘三步退キ一見ノ後敬禮シ廻旋シテ退クモノトス

（同省小學校作法要項）

辭令書卒業證書等ヲ受ケルニハ授ケル人ノ前凡三步ノ處ニテ立止マリテ敬禮シ再ヒ進ミテ兩手ニテ取り其ノ儘三步退キ一見ノ後敬禮シテ退クモノトス

第六章 招待及び應招

第一節 招待の心得

一 準備の概要

招待の目的

人を招待して應應すると云ふ事は交際上缺くべからざる要件である。

依つて世界各国皆是を重んじ、毫も忽にせぬのである。而して其の方法形式等に至つては、國々によつて其の趣きを異にするけれども、禮を以て迎へ禮を以て應じ、賓主共に満足に且つ愉快に局を結び、將來の交誼の資たらしめんとするは更に變る所はない。そこで此の満足と愉快とは偶然に得らるべきものではなく、必ず賓主の禮儀作法を重んずると、然らざるとに因て定まるのである。殊に主人側の用意周旋は應應の生命であるから、主人夫婦は勿論下女下男等に至るまでも、苟も無禮不作法のこと無く、假令微細の

命應の生

ことなりとも決して等閑に附せざるやう十分の注意を拂はねばならぬ。此の故に人を招待せんとする時は先づ自己の身分と其の主旨とにより、豫め饗應の程度及び方法を考定し、以て是が相應の準備をなし、家屋庭園の洒掃裝飾より配膳給事等の式法に至るまで注意の上に注意もし、來客をして少しも嫌厭の感を起さしめぬやうに勉めねばならぬ。

〔參照〕(文部省師中作法要項)

人ヲ招待シテ饗應セントスルトキハ其ノ趣旨ニ從ヒ分ニ應ジテ相當ノ準備ヲ爲シ誠意ヲ以テ客ヲ待遇スヘシ

二 家屋庭園の洒掃及び裝飾

凡そ家屋庭園は禮法上より見れば、宏大華麗なりとて是を以て誇りとするに足らぬ。よしんば儉造なる家屋でも、狹隘なる庭園でも、衛生に適ひ且つ便利にして洒掃裝飾共に能く行き届き、人をして快感を起さしめ得るも

のが、眞に禮法に適つたものと云ふことが出来るのである。總て洒掃などは家屋と庭園とを問はず、常には塵埃に埋め荒蕪に委せ、何か事あるに臨んで俄かに洒掃せんとするも、到底十分なる結果を收むることの出来ないばかりでなく、却つて雅致を失ひ趣味を減ずるの恐れがある。故に平素から我が身の清潔優雅を圖ると共に洒掃整理裝飾に留意し、突然に人の來訪に接することがあつても、更に醜からぬやうにして置かねばならぬ。是等は不斷に怠ることなければ、縦へ人を招待せんとする時に當つても、特に多大の時間と勞力とを要することなく處理することが出来るものである。而して洒掃は何れを密にし、何れを粗にすると云ふことはなく、總て丁寧なるべきは云ふまでもなき事であるが、平素吾人の目に附く所は清潔を保つことが出来るが、普通人の氣附かざる所は、多く塵埃の堆積し易いものである。されば室の内外を問はず、隅々隈々等に至るまでも深く注意し、天井軒裏などに蜘蛛の巣がかゝつたり、縁側廊下などに足跡を印したり、紙片、絲屑布切

洒掃の要點

れなどが散亂したり、樹陰物かげなどに不潔物を掃き寄せて其の儘に放置する等のことなきやう心を用ゐねばならぬ。又庭園などは只掃き清めればかりでは未だ完全な仕方と云ふことは出来ぬ。假令木葉雜草でも時に雅致を添ふるものであるから、是の理を考慮し、よしんば雅趣を添ふることは能はざるも、せめては是を失はぬやうにせねばならぬ。

既に内外の洒掃終らば庭園は時宜によつて水を打つ等のこともある。

又園遊會等の場合には相應の裝飾をも施さねばならぬ。室内も之と同じく人を招待せんとする時は、特に心を用ゐて裝飾を施さねばならぬ。

裝飾は日本風と西洋風とによつて其の趣きを異にしてゐる。そは日本では清淡にして雅致あるを貴び西洋は濃厚華麗なるを賞するからである。我が國では是に對し古來一定の法式などもあるが、要するに是等は皆人をして眼を喜ばしめ、心を樂ましむるの目的に過ぎぬのである。されば強ひて古例を追ひ古式に従ふの必要はない。各自任意に裝飾配置して宜しい。

日本室の裝飾

然れども裝飾は元來色彩及び形狀の配合によつて善惡良否の分るゝものであるから、宜しく此の點に留意して同色同形を一方にのみ偏せしめたり、或は濫りに一方を實にして他方を虚にするやうなことは、所謂片飾りといつて古來人の忌むところである。此の故に若し日本室を裝飾せんとせば先づ床の間の廣狹から違ひ棚及び書院の形狀、幅物と繪様、床壁と表装の色合、其他精細に注意して成るべく同形のもの同色のものを避けなければならぬ。例へば大床に細小なる幅をかけ、小棚に廣大なるものを置き、祝賀の席上に不吉なる繪様を用ゐ、茶色の床壁に茶色の表装をかけ、鶴の幅物に鶴の置物、雀の繪様に鷹の置物、梅の畫幅に同木の造花、或は生花等を置くが如き、或は違ひ棚と書院若しくは床の間とに、同種の配列同一の裝飾等を爲すが如きは、何れも避けるやうにせねばならぬ。又零れ易き液體は棚の上段に置かぬやうにし、巻物及び其の他轉び易いもの小さい物などは成るべく相當のものに据ゑて飾るが可い。また插花と置物とを置くときは、插花

は下座に置物は上座に置くといふ説もあるけれども、是等は時宜によるべきものである。但し幅物の落款は隠さぬやうにするが法である。此の外額面の配置などに就いても其の室の模様によつて適應するやうに懸くが可い。

西洋室の裝飾

また西洋室の裝飾については、先づストーブの邊から椅子テーブルの位置、額、陳列棚、幕、窓かけ、寢臺等の配列及び陳列品の配合色合ひに注意し、時宜に應じて机上に適當なる花木を挿むなど、能く濃厚華麗ならぬ様に裝飾をするが宜しい。併し餘りに多くの色彩を雜へたのは、是れ亦却つて趣味を失ひ、或は野卑に陥るの恐れもあるから、大に注意を拂はねばならぬ。

三 席次の定め方

床の間の源

和洋何れの家屋でも、室内には多く上下の別がある。日本では近古より床ある方を上とし、違棚の方を其の次とし、又床に近い方を上とし、遠い方を

下とするが如く云ひ慣はして居る。然し床は押板の變形である。押板とは其の昔佛教徒が、己が書齋の壁に佛像をかけ、是に香華を手向くるが爲に、其の佛像の前なる床上に敷いた板の事である。違棚は其の佛具等を納めるが爲に設けた棚である。又書院と云ふのには、是れ亦佛家の經文を筆寫する所謂書齋である。而して此の書院の爲に一室を使用すること能はざるものが、机の高さと等しき棚を造つて、太陽の光線を得るに都合よい所に張り出して、筆寫したものである。故に床の間も違棚も書院も皆書齋にあるべきもので、客室にあるべきものではない。それであるから必ずしも床を以て上座としたのではない。上座であるから押板を置いたに過ぎぬ。然るを後世客室の裝飾用として營造したに過ぎない。其れも上座に設けられたるものならば、上座の標準として使用するも最ではあるが、邸宅の都合によつては、室の入口などに設けられたのも少くない。尤も床に神佛の像をかけ、之を祭祀する席上ならば、強ひて斯の如き特別なる理由あるにあら

ざる限りは不便を忍んで上座とするの必要はない。「縁端のしげに居るが月見の上座なり」など云へる古句もあるが如く、便宜に委せて席を設くるが至當である。されど世の習慣を破り、人の感情を害するも禮でないから、是等は曲げて其の習慣に従ふも、別に社會に對して利害あるのでもないから、そこは當事者で宜しく取計らふが可い。併し参考の爲め席の上下を別つべき標準を左に掲げて置かう。

席の標準

- 一 尊敬すべき人の居らるゝ方を上とし、其の反對の方を下とすること。
- 二 入口に遠き方を上とし、入口に近き方を下とすること。
- 三 室の正面を上とし、其の反對の方を下とすること。
- 四 我が向ひて右の方を上とし、左の方を下とすること。
- 五 床ある方を上とし、床なき方を下とすること。

西洋室の上座下座

以上の五ヶ條を斟酌して、其の場の便宜に應じ、席の上下を選定して宜しい。又西洋室では右に記せる第五の條項を

圖 十二 第

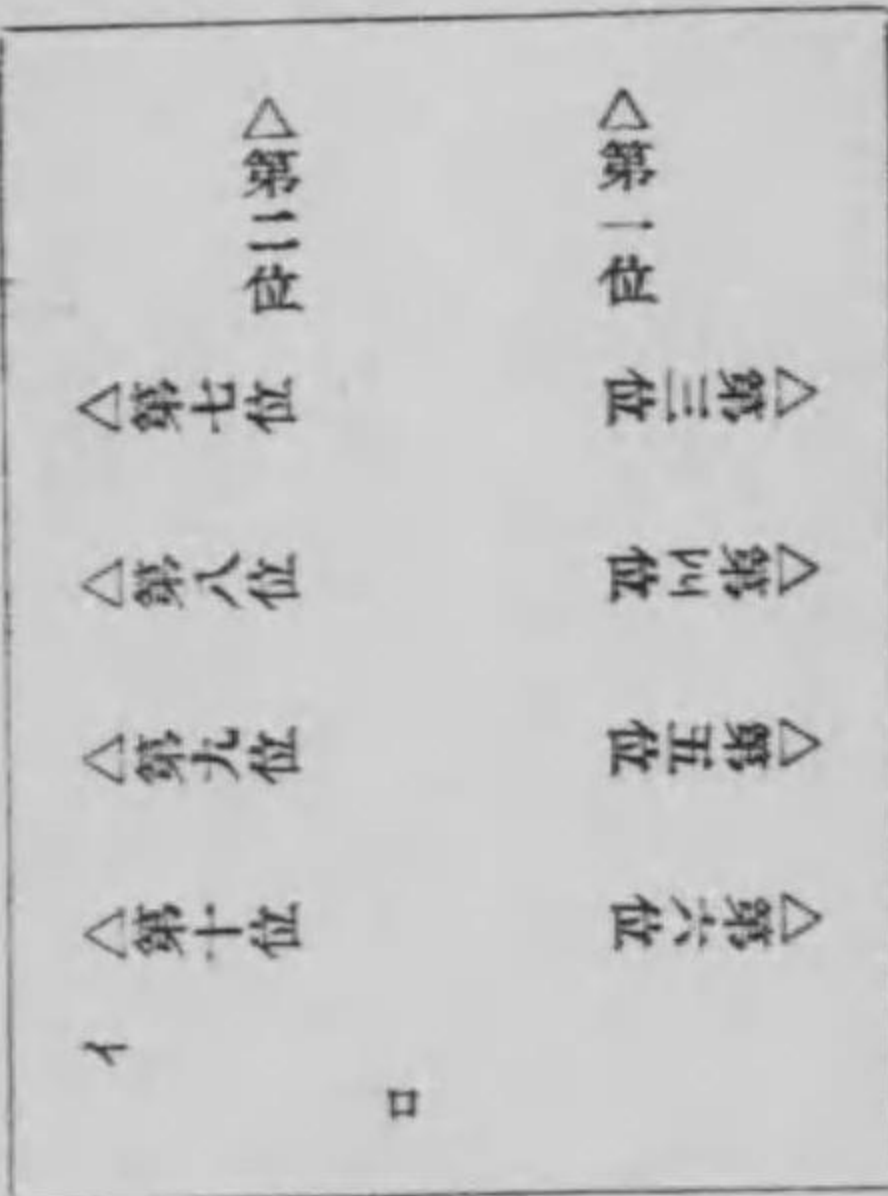
一ノ禮坐



主人はイ
ロの中便
宜により
何れにて
も宜しい

圖 一十二 第

二ノ禮坐



主人はイ
ロの中便
宜により
何れに居
るも宜し
い

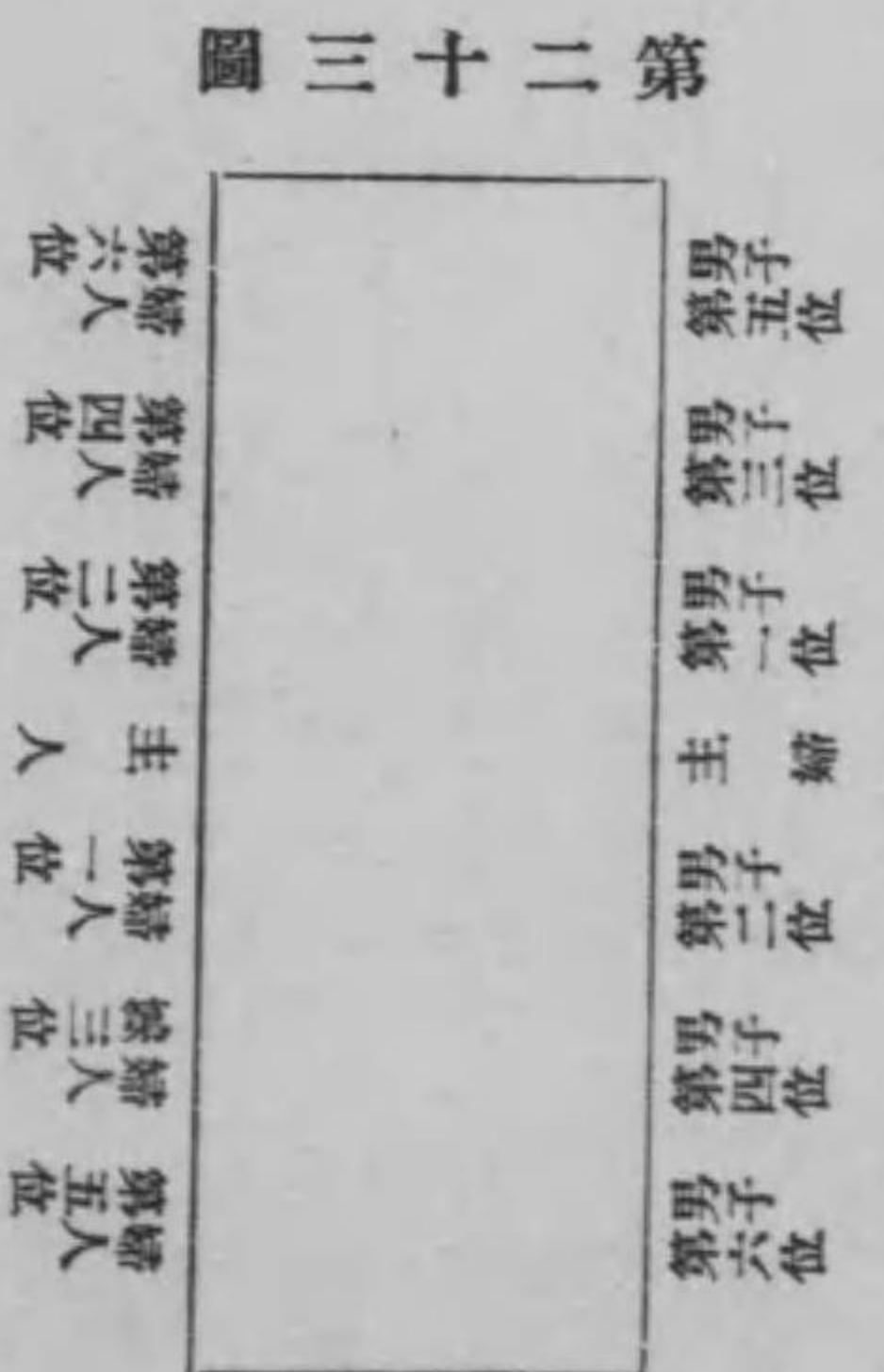
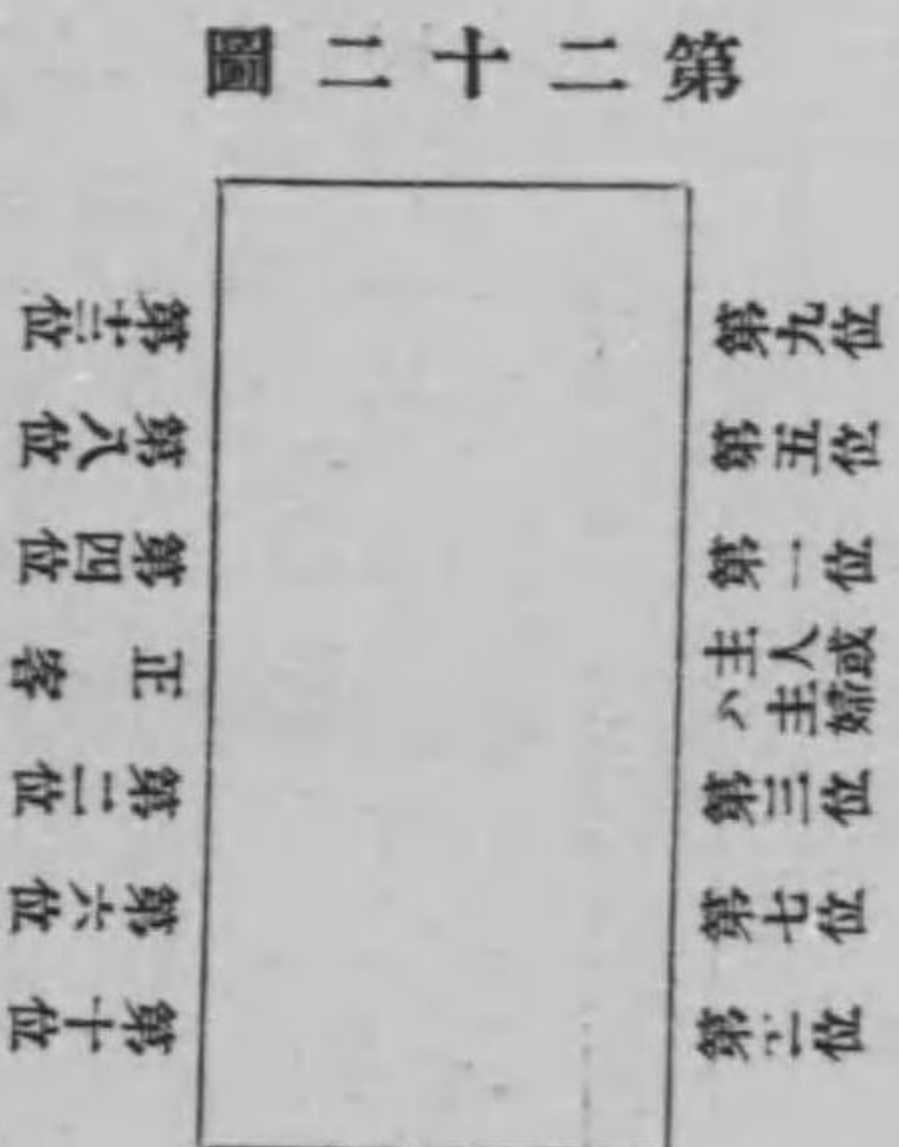
マントルピース(暖爐の飾棚)ある方を上とし、其の反對の方を下とすること。

と變更すれば、其の餘の標準は皆應用して宜しい。以上陳べた通りであるから、客の席次を定むるには、上に坐禮と立禮との場合を別ちて圖に示したから、其の適當なるものを選んで、夫れに準ずるが可い。而して客の席次は正客は

勿論第一位に着かしめ、其の他は身分の上下年齢の多少等によつて定め、若し多数の人を招待する場合には、小札を作つて來客の姓名に尊稱を附記し、其の席順に従つて配布して置けば、着席の際に當つて雑沓を免かるゝの便がある。

(立禮ノ一) 男子若しくは女子のみの場合

(立禮ノ二) 夫妻共に出席する場合



〔参照〕 (文部省師中作法要項)

客ノ席次ハ正客ハ格別トシ其ノ他ハ身分年齢等ニ依リテ定ムルヲ例トス

坐禮ニ於ケル席次ハ床前ヲ第一位遠側ナトアル方ヲ第二位床脇ヲ第三位トシ主人ノ席ハ之ヲ最下位ニ設クヘキモノトス

〔注意〕 日本室ノ上座下座ハ通例床アル方ヲ上座トシ、床ナキ場合ハ入口ヨリ遠キ方若シクハ正面ノ方ヲ上座トス

立禮ニ於ケル席次ハ、食卓ノ長邊ノ一方ノ中央席ヲ主人若クハ主婦ニ又之ニ對スル席ヲ正客ニ充テ以下主人ノ右方席ヲ第一位正客ノ右方席ヲ第二位主人ノ左方席ヲ第三位正客ノ左方席ヲ第四位トシ以下之ニ準スルヲ普通トス

夫妻共ニ列席スル場合ニ於テハ夫妻ハ中央席ニ相對スルモノトシ主人ノ右方席ヲ婦人ノ第一位主婦ノ右方席ヲ男子ノ第一位トスルヲ例トス

〔注意〕 西洋室ノ上座下座ハ通例煖爐飾棚(マントルピース)アル方ヲ上座トシ之ナキ場合ハ入口ヨリ遠キ方若クハ正面ノ方ヲ上座トス

四 招待の手順

案内状

先づ人を招待するの手順としては、第一に案内状を出さねばならぬ。案

内状は餘りに日時の接近しない内に出すやうにせなければ、人には各業務があり又都合もある。故に當日に接近した案内は人に迷惑を及ぼすことがあるから少くとも七日以前に出すが宜しい。而して案内状には其の招待すべき理由と日時と場所とを明記せねばならぬ。若し當日に招待すべき所謂正客のある場合には、其旨をも附記するが法である。又時に依つては應招者の服装を記入する事もある。而して其の當日に至らば、定時より凡そ二三十分以前までに用意萬端を調べ、各自相當の服装を爲し受持を定めて來客を待つやうにするのである。客の來着した時は、主人は必ず玄關まで出で、之を迎ふべきものである。主人は只客を迎へるのみならず、退出的際も亦玄關まで送るが禮である。而して客の外套傘、履物等は勿論、其の他着用品携帶品等は丁寧に處理し、假にも錯雜紛失等の事なきやうに注意せねばならぬ。

又招待するに當つて注意すべきは忌中にある人である。是は如何に親

當日の注意

密なるものにもせよ、宴會饗宴等には招待せぬが道である。

〔修身書配 高一の十九〕

〔参照〕 (文部省師中作法要項)

人ヲ招待セントスルトキハ其ノ事由日時場所等ヲ明ニシ凡ソ七日前ニ口頭又ハ書狀ヲ以テ案内スヘシ
 忌中ノ人ニ對シテハ招待ヲ爲サ、ルモノトス
 客ノ着用品若クハ携帶品ハ紛失等ノコトナキヤウ丁寧ニ整理シ置クヘキモノトス
 人ヲ招待シタル場合ニハ主人ハ勿論其ノ席ニ出入スルモノモ亦相當ノ服装ヲ爲シ且ツ特ニ坐作進退ニ注意スヘキモノトス
 客ノ參着シタルトキ又退出スルトキハ主人ハ之ヲ支關等ニ迎送スルヲ禮トス

(同省小學校作法要項)

人ヲ招待セントスルトキハ其ノ事由日時場所等ヲ明カニシ凡ソ七日以前ニ口頭又ハ書狀ヲ以テ案内スヘシ

第二編 普通作法 招待及び應招

忌中ノ人ニ對シテハ招待ヲ爲サ、レモノトス
人ヲ招待シタル場合ハ主人ハ勿論其ノ席ニ出入スル者モ亦相當ノ服裝ヲ
爲スヘシ

第二節 應招の心得

人より招待せられた時は成るべく之に應ずるが禮である。而して列席した以上は殊に我が振舞に注意し、假令配膳給事接待係など時に失態を演ずるやうなことがあつても、決して覺察冷笑する等のことがあつてはならぬ。成るべく先方の進退周旋に對して便宜を與へ、且つ同席者の親疎好惡に論なく、必ず能く己れを慎み、謙遜辭讓を旨とし、苟且にも傲慢無禮の舉動を現はしてはならぬ。左に列記せる所は其の一斑に過ぎぬが、其意の存する所を覺悟して過なきやう心掛くるが肝要である。

一 招待を受けた時は成べく速に諾否の返答をするがよい。それは先に種々準備の都合があるからである。

應招者の 注意要件

二 一旦招待に應ずべき答をした以上は、決して約に反いてはならぬ。若し已むを得ざる事故の突發して出席が出来ぬならば、直に其の旨を陳べて謝するが可い。

三 招待を受けた時は、出席の有無に拘らず、其の當日より一週間以内に謝禮の爲め訪問するが法である。然れども此の時の訪問は、殊に主人に面會を求むるに及ばない。又招待を受くるも、只親しき間柄で何となき催しであるならば此の際は特に謝禮の訪問をせぬとも宜しい。たゞ他日其の人に逢つたら軽く謝辭を述べれば可い。

四 招待を受けた時は、定刻より凡そ五分か十分程も前に出席するやうにせねばならぬ。總て定刻あるものは、其の時刻より餘りに早きも、また遅刻すること無禮であるから、必ず時刻を錯らぬやうに注意せねばならぬ。

五 起居進退は勿論應對談話等に至るまで決して喧噪に互らざるやうに、且つ又卓上に肘を突き、椅子を振り動かし、身體を顫動するが如き振舞は

固く慎まねばならぬ。

六 辭讓は禮の端なりと云ふ事もあるが餘りに度を過すは却つて無禮である。故に古來式退は三度を越ゆべからずと戒めて居る。さりさて餘りに不遠慮なるも尾籠であるから、其の邊は宜しく時機に従ふが最も肝要である。殊に主人自ら薦められたものは喜んで受けるが禮としてある。

七 他人の面前に於て妄りに耳鼻手足を弄し或は頭首肢體を掻き噴嚏欠伸嘔噎等は深く慎むべきである。

〔參照〕(文部省師中作法要項)

〔修身着配
高〕の十九

招待ヲ受ケタルトキハ速ニ出席ノ有無ヲ答フヘシ
出席ノ旨ヲ答ヘタル後止ムヲ得ザル故障ノ爲ニ出席シ難キトキハ速ニ其ノ旨ヲ通シ深ク謝スベシ
服装ハ招待ノ趣旨ニ適スルヤウニ注意スヘシ
參着ハ定刻前約十分以内ナルヲ宜シトス
客室ニ入りタルトキハ先着者ニ對シ敬禮ヲ爲スヘシ

看席ハ主人ノ指圖ニ從フヘク固辭スルハ宜シカラス其ノ指圖ナキ場合ニ於テ同席者尊長ナルトキハ己ハ下座ニ看クヘシ
饗應ノ席ニ於テハ儀容ヲ整ヘ不快ノ顔色倦怠ノ態度アルヘカラス
饗應終リタルトキハ相當ノ時間ヲ見計ヒテ退出スヘシ已正客ナラサルトキハ正客ノ退出ヲ待ツヲ禮トス
招待ニ對スル答禮ハ成ルヘク速ニ自ラ往キテ之ヲ述ヘ、若クハ禮狀ヲ送ルヘシ。

(同省小學校作法要項)

招待ヲ受ケタルトキハ謝意ヲ表シ速ニ參否ヲ答フヘシ
出席ノ旨ヲ答ヘタルトキハ其ノ約束ヲ違フヘカラス止ムヲ得サル故障ノ爲メ不參スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ通シ深ク之ヲ謝スヘシ
出席ノ場合ハ時刻ヲ違フヘカラス
招待ニ應ジ出席セントスルトキハ相當ノ服装ヲ爲スヘシ
招待ニ對スル答禮ハ成ルヘク速ニ自ラ往キテ之ヲ述ヘ若クハ禮狀ヲ送ルヘシ
饗應終リタルトキハ相當ノ時間ヲ見計ヒテ退出スヘシ已正客ナラサルトキハ正客ノ退出ヲ待ツヲ禮トス

第七章 食事及び饗應

第一節 食事の心得

是れまで記述した所を熟讀堅守せば、別に食事饗應の場合でも異つた禮法のある譯ではない。されど爰に更めて其の心得とすべきものを摘出して置かう。

凡そ膳に向つた時は、正客より先に食事を初めてはならぬ。總て膳其の他のものを出されたる時は、一同に引き終るを待ち、正客若しくは上席者の初めらるゝを見ば之に従ふのである。さりとして自分のみ遅るゝも又禮法でない。また食事中上輩貴人より談話せらるゝ事があつたら、口のものゝ嚙下して箸を置いて答ふべきである。物を含んだまゝ、或は食ひながら應答するは無禮である。私の會合でも食事中容儀を亂し、或は呼吸荒く口音

高く噪急に飲食し、器具の取扱を荒くする等の事は野卑の極である。若し食事中已むを得ざる事由があつて席を起つ事もあらば、先づ膳を少しく上座の方に寄せて、其れより次座の人に挨拶して後に起ち、此の際衣服などの物に觸れぬやうに氣を附けて起ち居すべきである。又配膳の人が我が前の膳を上げ下しする場合は必ず手を加へて、先方の便宜のやうにするが作法である。又酒食の量を過し、或は物の多からん事を望み、或は他人の器中を窺ひ、或は他人の盃蓋を強請し、或は器を見苦しく食ひ散らし、膳を汚すなどの事も深く慎まねばならぬ。猶ほ主客の心得ふべきことも少くはないが、其の必要な所は次に陳べるごとゝする。

(参照) (文部省師中作法要項)

(修身書配)
卷一の十七
卷二の十五
卷三の十四
卷四の十一

食事中ハ儀客ヲ亂サ、ルヤウニ注意スヘシ

食物ハ之ヲ噪急ニ食スルコト無ク口ヲ閉テ咀嚼スヘシ

食器ハ手荒ク取扱フヘカラス

第二編 普通作法 食事及び饗應

食事ハ食器中ノ見苦シカラサルヤウニ之ヲ爲スヘシ
食事中ハ成ルヘク座ヲ離レサルヤウニ注意スヘシ

(同省小學校作法要項)

食事ノ始終ニハ挨拶ヲ爲スヘク食事中ハ容儀ヲ亂スヘカラス

食物ヲ身邊及器中ニ取り散サ、ルヤウ注意スヘシ

食物ノ好惡ヲ云フヘカラス

食事ノトキハ口ヲ鳴ラスヘカラス

食器ヲ手荒ク取扱フヘカラス

食事中ハ四邊ヲ見廻スヘカラス

食事中ノ談話ニハ話題ニ注意スヘク、又食物ヲ口ニシナカラ談話スヘカラス

ス

食物ハ急キ喰フヘカラス

第二節 日本食及び其の饗應

饗膳には古は式三獻雜煮三獻等の儀式より五五三七五三等の饗のこと
もあつたが、是等は次第に略せられ、徳川時代に至つては此の五五三七五三
等の調膳も、古の様とは全く異なるものもあるやうになり、今は中酒等の盃事
も殆ど行はれざることゝなつたのである。併し式三獻雜煮三獻等は、大に
簡略せられたが、其の法式は婚禮式などの如き儀式には用ゐらるゝことも
あれば、それは儀式の條に於て述べることにする。而して爰には配膳給仕、飲
食の仕方、獻盃、執酌等の作法を述べようと思ふ。

配膳者の 注意

配膳とは饗膳を客に配進することを云ふので、此の配膳の役に従ふもの
は、身體を清潔にし清淨にして其の場に適當なる衣裝を爲し、萬事不潔なら
ぬやう心を用ゐ、呼吸は鼻腔よりし口は常に閉ち、妄りに言語を發せぬやう
にするが可い。

而して配膳の方式には(イ)行列、(ロ)上座歸(かみざが)(ハ)千鳥掛(ちどりが)等の種類がある。

行列配膳 (イ)行列配膳とは一行或は二行に列つて配膳する仕方である。一列のど

きは片側づゝ交互に配膳し、二列のときは左右に別れて兩側に配膳するのである。

上座歸

(ロ)上座歸とは、例へば配膳者四人ならば二人づゝ二組となり、初め一組の配膳者左右に並び出て、左右なる上座の客に据ゑ、一列となつて中央を退き、次の組は先の組の膳を据ゑて立つを見れば左右二列に並んで出て、其の次の客に据ゑるのである。斯くの如く出るものは二列となり、退くものは一列となつて、進む配膳者の間を通つて歸るのである。

千鳥掛

(ハ)千鳥掛とは初め一列になつて出て、左右に別れて膳を据ゑ、又元の如く一列となつて退く仕方であつて、此の配膳法は座席の狭い場合に至極便利である。

配膳者は以上の外に猶ほ進撤の法をも心得て置かねばならぬ。依つて是等も亦順次に説明しよう。

吸物膳の進方

(イ) 吸物膳進め方。吸物膳を供せんとする時は初より箸の附きたる方

を我が向ふに爲し、兩手にて持出で、客の前に茶器、煙草盆、其の他何でも並んで居るならば、持ち出た膳は上座の方に斜に置き、其の並んだものを寄せ、或は撤すべきものならば下座の方に移し、然る後膳を正しく据ゑ、撤すべきものは持つて退くのである。

酒の進方

(ロ) 酒の進め方。吸物膳が出たならば次に酒を持參するのである。酒は銚子、瓶子、燗鍋、銚子等の種類に依つて持方を異にするが、今普通には燗德利を用ふる場合が多いから、是でも宜しい。燗德利の持方は瓶士の持方と同じで、上の細い所と太い所の間の邊を右手に持ち、左手は底に添へて、少しく我が左方に偏せて持出で、客の盃を差し出すのを待つて注ぐものである。酒は幾度進めても同じ仕方である。

取り肴

(ハ) 取り肴の進め方。若し取り肴を進める時は、是を相當の物に載せて持ち出で、上座の方に置き皿を取つて吸物膳の中に載せ、臺は持つて退く。

本膳

(ニ) 本膳の進め方。飲酒の後に本膳を進めるは後世の慣であつて、今普

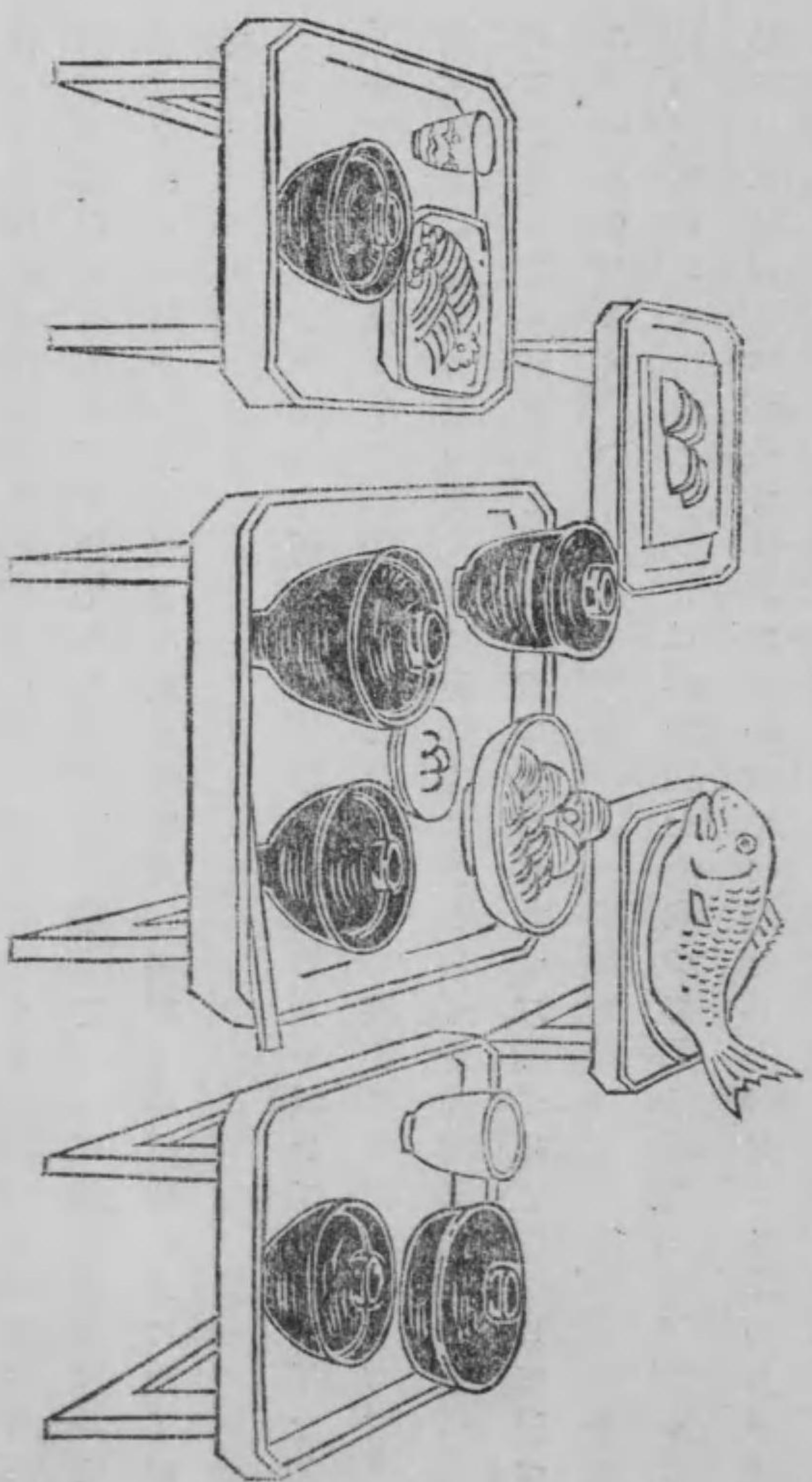
通では此の順序に依ることが多いから、酒の終るを待つて本膳を進めるのである。本膳を持出でた時は、吸物膳の時の如く先づ上座の方に斜に置き、次に吸物膳を引いて下座の方に斜に置き、次に本膳を進め而して彼の吸物膳を持つて退くのである。

膳二、三の

(は) 二の膳及び三の膳の進め方。二の膳三の膳を進めるときは、二の膳は客の右、三の膳は客の左に、何れも本膳と並べて据ゑるのである。

焼物臺引

(へ) 焼物及び臺引の進め方。焼物は後世向詰と呼んで必ず本膳の向ふに置くべきものゝやうに思ふて居る者もあるが、斯く一定して居ない。又臺引は本來配膳者が持参した時、主人が之を受取り客の前に進み、自ら参らすべきものであるが、是も今は多く臺の儘据ゑるやうに成つたのである。而して焼物のみ出すときは、本膳のみならば、右即ち二の膳を置くべき所に進め、二の膳が出て居るなら、客の左即ち三の膳を置くべき所に進め、三の膳迄出で居る時は本膳の向ふに置くのである。又臺引と共に進める時は、本



膳と二の膳とを進めてある時は、焼物は本膳の左即ち三の膳を置くべき所に進め、臺引は向ふに置くのである。又三の膳まで進めた時は、焼物は本膳と二の膳との間の向ふに置き、臺引は本膳と二の膳との間の向ふに置くのである。

飯の再進

(ご) 飯の再進。飯鉢を臺に載せ其の手前に匙臺を置いて之に杓子を仰向けて載せて持出で、客の箸を置かれた時兩手で蓋の裏を向ふにして取り、飯鉢の手前で露を切り、仰向けて臺の上に置き、杓子の中に入れ、客の前に進んで上座の方に置き、碗を受け取つて左掌に載せ、二杓子ほど掻除けて盛つて進むるのである。

汁の再進

(ち) 汁の再進。汁の再進には客の碗を受取つて是に盛つて持出で、進めるのと他の碗に盛つて持出で、空いた碗と引替へるのと二様がある。但し何れにても便宜に従ふのが可い。而して再進の時は蓋を取去つて後碗のみを進めるが法である。元來食器には蓋のないのが本式で、古は膳を進

湯の進方

めるとき蓋のあるものは悉く蓋を除いて進めたのであるが、後は只飯碗の蓋のみを取つて進めるやうに成つたのである。

(り) 湯の進め方。食事が済んだら本式では二三の膳を引いて湯を出すのであるが、普通はお茶でも宜しい。湯を出すには湯桶ゆづに入れ臺に据ゑて持出で、右手に把手を持ち、左手を口の下に添へて注ぐのである。此湯桶の出た時は水をも出すが正式である。水は水注に容れ持つて出で下に置いて置き、客の請ふに従つて參らすのである。但し婚禮には水注は出さぬが故實である。又茶の注ぎ方は常の通りで宜しいから省略する事とした。

後菓子
の進方

(ぬ) 菓子の進め方。干菓子ならば陶器類に盛り、其他は縁高に盛り、三方或は足打に据ゆるが本式ではあるが、略した時は盆に乗せても可い。而して此の菓子は本膳と引替にするのである。

後の茶の
進方

(る) 茶の出し方。茶には濃茶と薄茶とがある。濃茶は臺の上に服紗を四つに帖たはみ、角を向ふにして置き、其の上茶碗を据ゑ、薄茶は服紗を用ゐず

膳の組附方

直に臺に据ゑて持ち出で菓子を引いて其の跡に進めるのである。
以上陳べた所は略式饗膳法であるが膳の調へ方に就いて、近來は本膳に平へらを附け又二の膳に刺身さしみを組附けるものもあるが是等は後世物を知らぬ私流の輩が仕出しでかした虚事であつて平は一汁三菜の時は本膳にも据ゑるが一汁五菜以上は決して本膳には据ゑぬものである。又二の膳には杉箱が附くべきもので假令是を他の器に略しても只容器を變へるのみであるから刺身は附かぬのであるから能く心得て居らねばならぬ。

飲食の作方

次に飲食の作法に就いて少しく陳べて置かう。吸物膳を進められ主人の挨拶があつた後先づ蓋を取るのである。蓋の取方は只吸物のみではなく總て右にあるものは右手で蓋の絲底を摘み左手を添へて取り湯氣の落ちぬやうに注意して右の方に置き左にあるものは左手で絲底を摘み右手を添へて取り左に置き中央にあるものは右側にあるものと同じにする。而して蓋を取つたならば椀は両手で取上げて左掌に移し次に右手で箸を

椀の蓋取り方

箸の取り方

吸物の食方

盃の受方

食膳の受け方

取るのである。箸の取方について男は上より取り女は下より取る云ふ説もあるが是等は古來箸の附方の變遷を知らぬ所から起つた妄説であるから是等の愚説には従ふに及ばぬ。箸は男女に拘らず上から取るが本式であるが略しては下から乗つても宜しい。次に箸を左手四五の指の間に挟んで能く揃へ箸で身を押へて汁を吸ひ身を食ふのである。されど箸を取らぬ先に汁を吸ふ事もある。其時は右手を添へ兩手で飲むのである。次に酒は盃を左掌に載せ右手を添へて差出して受ければ可い。又自分の飲んだ盃は安りに人に送るべきものでない。況して上輩には謹むべき事である。それも先方より請はれた時は盃洗で能く洗つて進め洗はぬものを望まれたときは酒を少しく飲み残り魚道を流して進めるが法である。取肴は残さず食ふが主人に對する禮であるから心得て置かねばならぬ。食膳を進められた時は吸物の條に云つたやうに先づ飯の蓋次に汁の蓋次に向ふなる器の蓋を取り斯くして本膳のものゝ蓋を取り終つて後二の

飯の食方

もの、蓋を取り、其次に三の膳の蓋を取るのである。而して第一に飯碗を
 乗り、次に箸を探り二箸三箸ほど食ひ、次に本膳の汁を食し、其次に飯を食
 ひ、次に本膳の中央に和交わまじあらばそれより食ふのであるが、和交がないなら
 鱈を食ひ、又飯を食ひ、斯くして本膳のものを一通り食ひ終らば、次に二の汁
 より初めて二の膳のものを食ひ、次に三の膳のものを食ふのである。而し
 て本膳のものでも汁のあるもの及び本膳以外のものは手に取り上げて食
 ふべきである。食ひ終つたら最後に飯を少し残して湯を受け、香の物を食
 ふのである。又焼物臺引等も食ふべきものであるが、取り悪いもの食ひ悪
 いものには手を着けぬが可い。

食事の注

凡そ飲食に際して忌むべき事は古來種々あるけれど、其の重なるものを
 擧ぐれば左の通りである。

(うつり箸) 是は菜を食つた次に飯を食はずして直に他の菜を食ふこと
 である。

(もきばし) 是は箸についた物を口で取ることである。

(込みばし) 一度口に入れそれを亦箸にて押込むるを云ふのである。

(惑ひばし) 是は彼れか此れかと菜に箸を着け惑ふを云ふのである。

(ねぶり箸) 箸を深く舐りつゝ、食ふことを云ふのである。

(さぐり箸) 汁の身などを有りや無しやと探つて食ふのをいふのである。

(空事ばし) 取らうと箸を着けかけて、取らずに箸を引くことである。

(固め食ひ) 飯を箸にて碗の内にて押し固めて食ふことである。

(もろ起し) 是は碗と箸とを一度に取り上げることである。

(膳ごし) 是は二の汁を左で取り、三の汁を右で取るを云ふのである。
 之を袖ごしとも云ふて居る。

第三節 食事難載

一 茶漬の膳

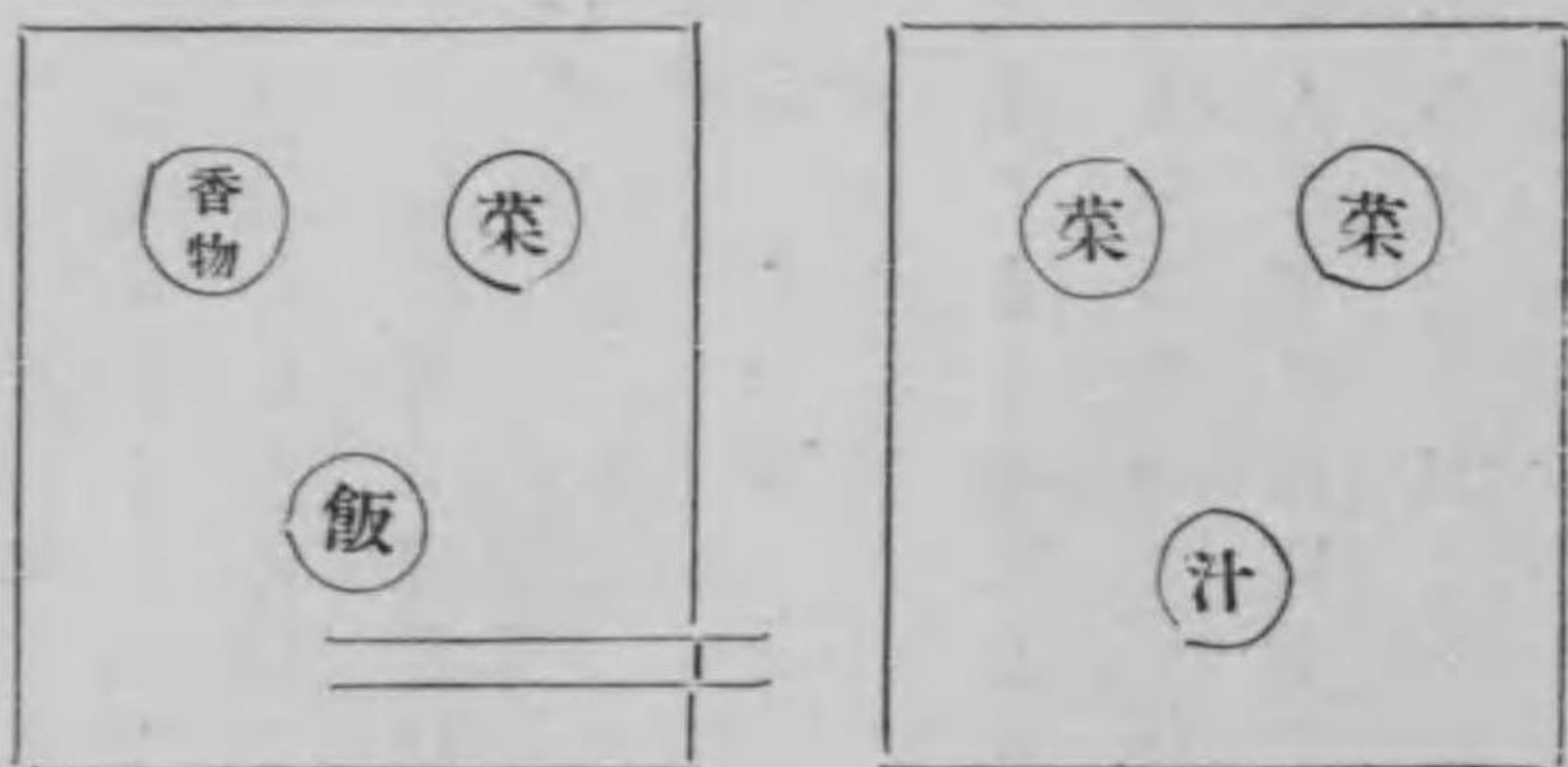
湯漬の起

能く人が茶漬に香の物と云ふが、是も時に依つて人に進める事もある。殊に飲酒の後などに常の飯の食ひにくい時などが、却て此の茶漬を賞美する者が多い。併し茶漬とて茶の調へ方には別に替ることなく、矢張り常の膳部の通り菜も汁も附くので、只異なる所は始めから茶を掛けて喰ふと、茶を掛けずに喰ふとの相違ばかりである。一體飯に茶を掛ける事は近世の慣はして、古は湯漬と云つて湯を掛けたのである。而して此湯漬の起りと云ふは、室町將軍慈昭院の時、將軍が酒後に飯を食せんとしたが、酒に酔つた爲め湯漬として食せられてから、漸く流行するやうに成つたと云ふ説もある。それであるから、進退記にも、湯漬の汁菜に至るまで拵へ様飯に替る事なしと云つてある。依て其際には客が小汁(二)の膳三の膳の汁を云ふを食

した後に湯なり茶なり相應の物を出すので、其の時客は是を飯椀に受けて

一旦膳に置き、若し合客あらば一同が湯を受けたる後、他の人の様子を見計らつて箸を取るのである。又茶湯等を掛けた時の食事法は、先づ三箸喰つた後に湯或は茶を受けると云ふ説もあるが、此の説に必ずしも従ふ要はない。始から湯或は茶を受けて先づ飯を喰ひ、次に左の手先に香の物があるから之を喰つて、それより後は何れの菜なりとも喰つて宜しい。併し汁は實ばかり喰つて汁は吸はぬものである。それも老人ならば吸つても差支はない。常の飯の時は茶を受けてからは再進おかはしを受けぬものであるが、茶漬湯漬等の

第二編 普通作法 食事及び饗應



茶漬湯漬の膳立方及び据え方

時は何程替へても宜しい。但し湯漬茶漬等の再進を受くる時は勿論喰ひ果てた時も椀の中に飯を残さぬやうに食ふべきである。最も幼きものならば喰ひ残しても苦しくはない。また湯漬茶漬等の節は著に生臭氣なまきの移らぬものを喰ふが宜しい。故に魚類等ならば干物いものの如きものを喰ふがよろしい。

二 盃に酒の受け方及び酌の心得

盃は貴人より頂戴した時は差し上げて酒を受け、我が飲んだ盃ならば下げて受くべきである。總體酒を受ける場合には、盃は高く上げぬが宜しい。下戸の人などは盃に多く入れらるゝ事を迷惑に思つて高く差し上げるものもあるが、是は宜しくない。却て脇に引くが宜しい。若し貴人の前などで是非盃を受けねばならぬ時は、盃に酒を受けながら酌の人に目遣をするのである。其時は酌人も其心を察して注意すべきが法である。若し無案

内なる酌人が無理に押し附けて酒を注いだならば、假令下戸でも盃を上げたり引いたりせずして、其の酒は飲まずして捨てるまでも、其の席では争はぬが宜しい。併し貴人主人などの前で捨てられぬ時は、たとひ迷惑に思ふも飲むが法である。

三 客の持参せる酒

客人の持参せる酒は、先づ初獻に主人が酌に立つて客に飲ますべきものである。それも客が早く酌に立たれた時は、已むを得ないから主人より飲み始むるのである。

四 盃に酒の注ぎ様

盃を持出で、客に据ゑ、銚子を兩手に持つて少しく退いて待ち居り、客の盃を差し出された時少しく差し寄つて酒を注ぎ、注いだならば又少しく退

いて待つて居るのである。酒を注ぐ時は銚子を盃につけぬが可い。又盃を持つた人に餘りきをひ懸りたるも悪しく、及び腰なるも宜しくない。能き程を見はからつて寄ることが肝要である。又盃に餘り多く注ぐことも第一の卒忽である。殊に酒など好まざる人に多く注ぐは宜しくない。

五 敷居越しの酌

敷居越しの酌は古から嫌ふことである。故に飲む人も酌する人も敷居越しにならぬやうに注意せねばならぬ。若し座敷が狭くして敷居の中に這入られぬ場合は、左の手を敷居の内へ突いて酌をするが可い。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

椀ノ蓋ヲ取ルニハ片手ヲ椀ニ添ヘ他ノ片手ニテ之ヲ取り左方ノモノハ左側ニ右方ノモノハ右側ニ置クヘシ又食事終リタルトキハ蓋ヲ爲シ置クヘシ

〔修身書配〕
卷一の十五
卷二の十六

食事ノ順序ハ先ツ飯ヲ食シ次ニ汁ヲ吸フヘシ其ノ他ハ適宜ニテ可ナリ汁アルモノハ勿論本膳以外ノ食物ハ總テ食器ヲ取上テ食スヘシ配膳給仕ハ上座ノ客ヲ先ニスヘシ膳ヲ撤スルトキ亦同シ配膳了リタルトキハ主人ハ客ニ對シテ挨拶ヲ爲スヘシ客ハ場合ニ依リ之ニ對シテ謝辭ヲ述フルコトアルヘシ客ハ挨拶終リタル後ニ箸ヲ取ルヘシ又同席者アル場合ハ尊長ノ箸ヲ取りタル後ニ之ヲ取ルヘシ

臺ニ据エタル盃ヲ受クルニハ先ツ一禮シテ兩手ニテ之ヲ取り酌ヲ受ケ其ノ飲ミ了リタルトキハ盃ヲ臺ニ置クヲ例トス

〔注意〕尊長ニ對シテ獻盃スルハ禮ニアラス

(同省小學・校作法要項)

饗應ノトキハ主客共ニ服装ヲ取り亂サ、ルヤウ注意スヘシ配膳給仕ハ上座ノ客ヲ先ニスヘシ膳ヲ撤スルトキモ亦同シ給仕ノ際ハ容ヲ整ヘ進退ヲ端正ニシ特ニ手指ヲ清潔ニスヘシ膳ヲ進ムルニハ先方ニ向ケテ其ノ中程ヲ持チ高ク捧ケ氣息ノカ、ラヌヤ

第二編 普通作法 食事及び饗應

ウニシテ持出ツヘシ
 膳ヲ進メラレタルトキハ會釋スヘシ
 配膳了リタルトキハ主人ハ客ニ對シ挨拶ヲ爲スヘシ
 客ハ主人ノ挨拶アリタル後箸ヲ取ルヘシ同席者アルトキハ尊長ノ箸ヲ取
 リタル後ニ取ルヘシ
 碗ノ持方ハ兩手ニテ取り左手ニ載セ拇指ヲ碗側ニ當テ支フルモノトス
 碗ノ蓋ヲ取ルニハ片手ヲ碗ニ添ヘ他ノ片手ニテ取り膳ノ左方ノモノハ左
 側ニ右方ノモノハ右側ニ置クヘシ
 飯汁其ノ他ノモノヲ盛り換フルニハ盆ヲ持テ其ノ器ヲ受ケ又ハ進ムヘシ
 客ハ兩手ヲ以テ授受スヘシ

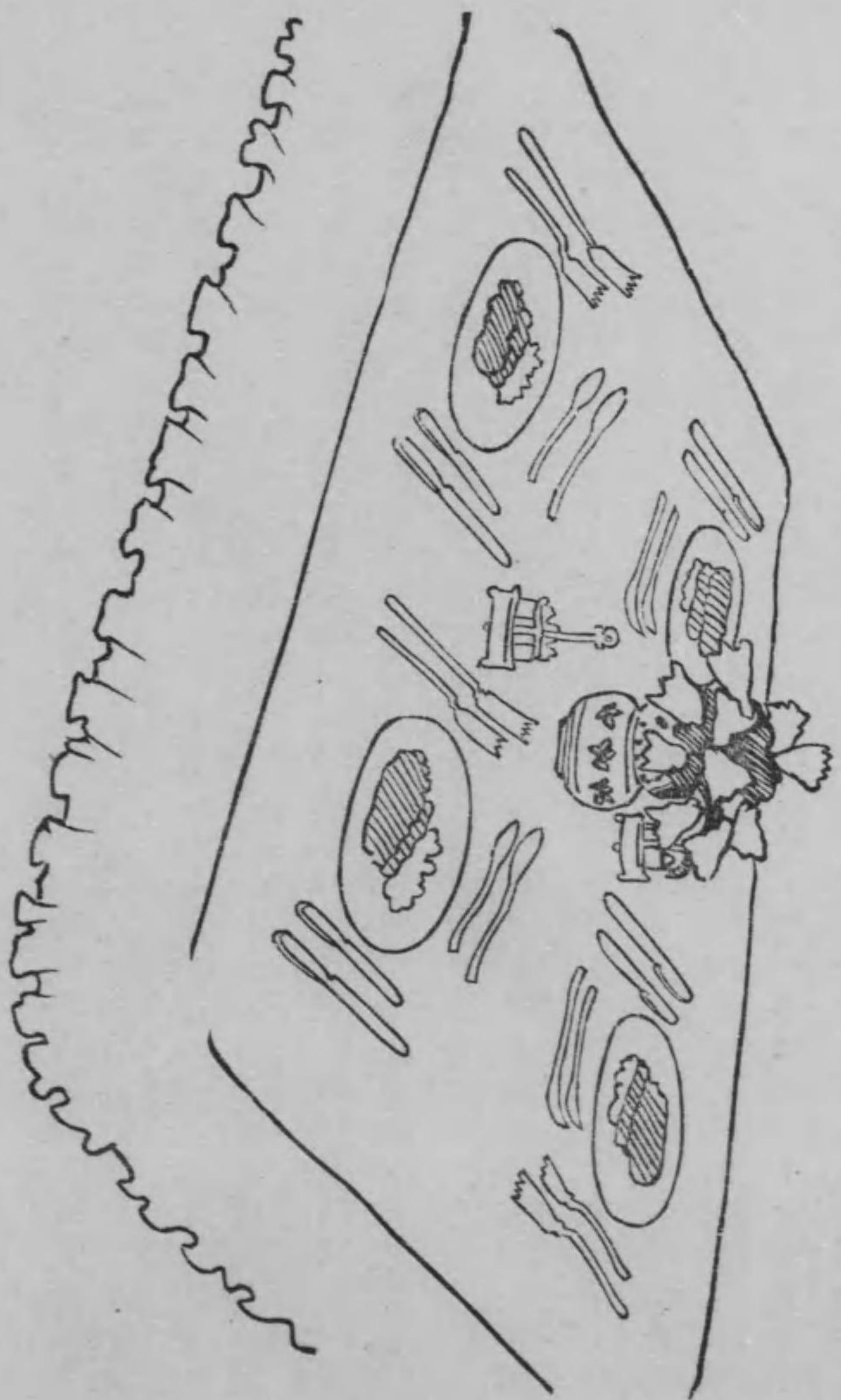
第四節 西洋食及び其の饗應

夫れ禮の精神は萬國共通にして、人體の構造もまた異なるものではないけ
 れども、衣食住及び風俗習慣の差異により、其の趣きに相違せる所はあるが

又似通つた所も少くはない。依つて今西洋食及び其の饗應を陳ぶるに當
 り、和洋合一せる所は省略することゝしたから、茲に擧げない所は、宜しく本
 邦の禮法を以つてするが宜しい。猶ほ一言して置かねばならぬのは、邦人
 は只一口に西洋と稱するが、其の中にも英國あり、米國あり、獨佛、露墨、其の他
 多數の國々があつて、何れも一樣ならざるは人の能く知る所である。され
 ば其の禮儀作法に於ても、多少異なる所あるは勿論である。依つて茲には諸
 國のものを斟酌し、我邦人に適する所を陳ぶるのである。

招待の準備

洋式によつて人を招待して饗應せんとするときは、先づ家屋庭園の洒掃
 裝飾より、其の他總て招待の準備等は既に述べた所に準じても宜しい。而
 して其の當日に至らば、食堂に便宜と體裁とを考へて食卓を並べ清潔なる
 白布を覆ひ、客の數に應じて食器等を配列するのである。今卓上配置に就
 いて云へば、客一人に對し右にナイフ、左にフォーク、向ふにスプーンを置き、中
 央にナブキンを帖み、上に食パンの一片を載せて皿の上に置き、コップをナイ



アの向に置くのである。而して卓上の所々に生花、果物、菓子、香料、食鹽等を配布して置くのである。

案内

既に準備調は、男子客ならば主婦、婦人客ならば主人、男女混交の時は主婦が先導し、先導者ならざる主人若しくは主婦は、列の最後から入るが正式である。各自の席が定まつたならばナブキンを取つて膝に掛け、給仕の配布せられた食品を食するのである。左に其の食方及び注意の要件を陳べよう。

食事法

まづ食方から云へば、スープはスプーンを右手に持ち、向ふの縁で掬ひ、手前の縁の稍前の方から吸ふので、汁が少くなつたらば皿の手前を上げて掬ふのである。スプーンで掬ひ方は向ふへ送つて掬ふので、日本人が在來の掬方と違つて居るから注意せねばならぬ。スープを飲み了つたら、スプーンは仰向けて少し斜に其の皿の中に入れて置けば宜い。パンは必ず指で摘み切つて食ふもので、魚肉其他柔かなものは、其の摘み切つたパンであしら

ひ、フォークで刺して食ふのである。其の他の肉はナイフで切り、フォークで食ふので、如何なる場合でもナイフで口へ運んではならぬ。食終つたならばナイフとフォークとは一處に皿の中へ入れて置き、猶ほ食ふべきものは是等を皿の縁に八字形に掛けて置くのである。而して最後に果物を食ふので、食ひ了つたならば指洗器の水で指先を洗ひ、又口の邊を拭ふならば手巾にて拭ひ、ナフキンの端を濡らして拭ふは宜しくない。拭ひ終つたならばナフキンは卓上に置くのである。又食事中に骨などの口に入つた時は、静に出して醜くからぬやうに其の皿に置いて可い。併し皿の中の骨なども醜くからぬやうにせねばならぬ。

舉觴の禮

又酒に就いて云ふと、酒は幾種進むもよろしいが、其の性分に依つてコップが異なるので、強い酒には小盃を用ゐ、弱いものは大盃を用ふるものであるから、其の強弱によつて數個のコップを出して置くのである。酒は縦へ給仕が注いでも嫌ひならば飲まなくても可い。總て嫌なものは一寸右手を舉

げて斷るべきである。また給仕がシャンペーンを注いだときは、其のコップを捧ぐる禮がある。其の仕方は正客と主人の立つを見れば一同も立ち上り、共にコップを捧げ、正客と主人との側に居るものは、コップを主人のコップに觸れ、遠きものは只捧げて觸るゝ眞似をして皆飲乾して仕舞ふので、之を舉觴の禮或は乾盃の禮とも云ふのである。此の時の酒は男女に拘らず飲むべきものである。

食事の全く終つたときは、男子は喫煙室に女子は他室に移るのであるが、都合によつては男子は其の食堂で珈琲或は紅茶等を供し、又は煙草及び消化を助くべき酒類を供するものである。

此の外夜會園遊會等も饗應に輕重の相違はあるが、前に陳ぶる所に依つて斟酌すれば宜いのである。

(参照) (文部省師中作法要項)

食堂ニ入りタルトキハ直ニ着椅スヘシ椅子ト食卓トノ距離ハ成ル可ク之

第二編 普通作法 食事及び饗應

禮儀作法精義

ヲ接近セシムヘシ

着椅ノ後ハ兩手ヲ輕ク卓上ニ置クヲ宜シトス

着椅シタルトキハ卓上ノ「ナッフキン」ヲ取りテ膝上ニ展ヘ食事準備ヲ爲スヘシ

〔注意〕「ナッフキン」ハ頭下ニ挟ミ若クハ胸部ニ懸クル等ノコトナク目立タサルヤウニ之ヲ用フヘシ

「ナッフキン」ヲ以テ顔頭ヲ拭フヘカラス

食品ヲ各自ノ前ニ配置セラレタルトキハ便宜ニ食シ始ムルモ支差ナキモノトス

「ナイフ」ハ右手ニ「フォーク」ハ左手ニ持ツヘシ但シ「ナイフ」ヲ要セサル魚肉野菜ハ「フォーク」ノミヲ右手ニ持チテ食スヘシ

「スプーン」ハ右中ニ持ツヘシ

〔注意〕「フォーク」ハ其ノ凹ミタル方チ下ニ向ケテ用フヘキモノトス

「ナイフ」ニテ食品ヲ喫シ又「フォーク」「スプーン」等ハ深ク口中ニ入ルヘカラス

「ナイフ」「フォーク」「スプーン」等ヲ使用スル際ハ肘ヲ左右ニ張ラサルヤウ又音ノセサルヤウニ注意スヘシ

食事中一時「ナイフ」「フォーク」ヲ措カントスル場合ハ之ヲ八字形ニ皿縁ニ掛ケ置クヲ通例トス

一皿ノ食品ヲ食了シタルトキハ「ナイフ」「フォーク」ヲ皿ノ上ニ揃ヘ置クヘシ但シ「スプーン」等ニ在リテハ「スプーン」ヲ皿ノ上ニ抑向ケ置クヘシ

多衆ト會食スル際ハ己ノミ特ニ後レサルヤウニ注意スヘシ

卓上ノ菓子果物ハ給仕ノ進ムルヲ俟チテ之ヲ取ルヘシ

「スプーン」ハ「スプーン」ノ向縁ニテ揃ヒ前縁ニテ音ノセサルヤウニ吸フヘシ

「パン」ハ「ナイフ」ヲ用ヒス指ニテチキリ適宜「バター」ヲ附ケテ食スルヲ例トス

宴應ノ際食堂ノ準備整ヒタルトキハ主人ハ先ツ正客ヲ食堂ニ案内シテ自己ノ席ニ就キ賓客一同ト共ニ著椅スルモノトス

盃ヲ舉ケテ主客ノ健康ヲ祝スル場合ニハ主客一同起立シテ之ヲ舉ケ互ニ

目禮ノ後乾盃シテ著椅スルモノトス

食後ノ「フヒンガー」「グラス」ヲ出サレタルトキハ之ニテ指頭ヲ洗ヒ又便宜唇

チモ洗フヘシ此際水ニテ嗽キ若クハ器中ニ吐出スヘカラス
食事了リタルトキハ客ハ主人ニ從ヒテ徐ニ客室若クハ控席ニ移ルモノト
ス

第八章 言語應對

第一節 呼稱及び敬語

人に對するの要道は本書の始めに於て詳説したれば、再び爰に云ふの必要もないが、猶ほ心を用ゐねばならぬことは言語である。假令恭敬慈愛謙遜辭讓等の意思が充實して居ても、言語の用法に於て當を得ざるときは到底野卑の誹りを免るゝことは出来ぬ。殊に自他の呼稱及び敬語の適否は直接に人の感情を動かすことの多いものであるから、其の身分階級に應じて相當の呼稱及び敬稱敬語を用ゐねばならぬ。然れども是等を適當に使用せんとするには、又待遇の深淺輕重を知らねばならぬ。是等に就いては「進退記」に「人を敬するに公私の別あり。公の敬とは雲上禁裡は云ふも畏し、大臣以下其の官職等級によりて相當の敬意を表し、又我が主人を始め其の

進退記

兄弟親類其の外主人の敬ふ人は殊更に敬ふを云ふ。私の敬とは我が父母は勿論伯父叔父伯母叔母兄弟姉妹師匠知識の人等を敬ふを云ふ。公儀又は他人の前にて私敬を爲すべからず。師匠などは他人の前なりとも其の人も同門の一人ならば敬すべし。知識の人なども他人の前なりとも同一に信する人の中にては敬ふべし。公儀なりとも尊長も信する人ならば猶ほ以て敬ふべきなり。又若輩としては老人をば同輩なりとも敬ふべし。是も私敬なれば公儀にては其の位相應に扱ふべしとある所を考慮し呼稱の適否敬稱敬語の用法を知り以て錯らないやうにするが肝要である。

〔参照〕(文部省師中作法要項)

皇室ニ關スル談話ニハ必ス敬稱語ヲ用フヘシ

稱呼ハ自他ノ身分ニ相當シ正シクシテ且野卑ナラサルモノヲ用フヘク又

人ト談話ヲ交フル場合ニハ相當ノ敬語ヲ用フヘシ

自稱ハ通常私ワタクシト稱スヘシ同輩ニ對シテハ僕ボクト稱スルモ差支ナシ

〔修身書配〕
卷二の十六
卷三の十七
卷四の十八
卷四の十九
卷五の二十
高五の廿
高二の廿七
高二の廿八

對稱ハ通常貴方アナタト稱スヘシ同輩ニ對シテハ君ト稱スルモ差支ナシ
對話者以外ノ人ニ就キテ語ル場合ハ相當ノ敬稱敬語ヲ用フヘシ但シ自己ノ家族親戚等ニ就キテハ之ヲ用ヒサルヲ通例トス
官公職爵位學位等ハ他稱若クハ對稱ノ場合ニ於テハ其ノ人ノ姓ニ此等ノ名ヲ附稱シテ差支ナシト雖モ自稱ニハ之ヲ用ヒサルモノトス
親任官其ノ他高貴ノ人ニ對スル對稱ニハ通常其ノ官職名爵名等ニ「閣下」ヲ附稱スルモノトス但シ陸軍部内ニ於テハ將官以上ニ「閣下」佐官以下ニハ「殿」ヲ附稱スルヲ例トス
「薨去」「卒去」「死亡」等ノ語ハ一定ノ用例ニ從ヒ注意シテ之ヲ誤用セサルヘシ
(同省小學校作法要項)
皇室ニ關スル談話ニハ必ス敬語ヲ用フヘシ
他人ノ氏名ヲ稱スルニハ相當ノ敬語ヲ用フヘシ。但シ人ニ對シテ自己ノ家族親戚ノ氏名ヲ稱スル場合ニハ敬語ヲ用ヒサルヲ例トス

第二節 應對の心得

言語は吾人々類の思想を表出する機關であるから、常に慎みて兇暴淫猥なるを避け、卑陋野蠻の誹りを受けざるやうに心掛くべきは勿論、假令自己に才學技藝ありとも、是を誇りがましく、耳遠き古語、六箇敷漢語、聞き馴れざる外國語などを以て談論するは、實に烏澁の極である。凡そ人と談話するに當つては、一言一句でも不明瞭な點があつてはならぬ。故に深く心を用ゐて更に缺點なきやうにする必要がある。依つて其の注意すべき要點を抄出して左に擧げる。

談話の注意要件

- (イ) 人と談話するに當つては、必ず適切なる辭句を用ゐて談話を爲し、話中濫りに同一の事項を幾度も繰り返さぬやうにせねばならぬ。
- (ロ) 談話は必ず詞少なく事の要點を述べ、如何なる場合でも世辭諂諛の言行を慎むべきは勿論、冗談戲言等は或は時に興味を興ふることも無いではないが、時と場所とを考へずして猥りに口にしてはならぬ。
- (ハ) 人の談話の腰を折り、或は中途に言辭を挿み、又は説明がましき態度

などは露程もしてはならぬ。假令自己の熟知せる事柄でも、人の語る折りは必ず慎んで聞くべきである。

(ニ) 人の面前ならずとも音聲の聞ゆべき所に在りて、決して故なきに笑ふべきものでない。假令笑ふべき節があつても、猥りに大聲を發すべきでない。若し堪へ難い場合には其の席を、何氣なき體で暫時起つが可い。

(ホ) 風俗を亂し安寧を害すべき言語は勿論、他人の悪しきことは夢にも口にしてはならぬ。萬一人より話し掛けらるゝことがあるならば、其の人の心附かないやうに話頭を他に轉するがよい。

(ヘ) 人に接近して談話する要があつても、氣息の人に掛らぬやうにすべきである。況て口角沫を飛ばして恥ぢざるは野蠻の極と云はねばならぬ。

(ト) 他人の面前で耳語してはならぬ。時に或は疑を受ける恐もある。加之ならず斯の如きは最も無禮なる行爲であるから、萬一已むを得ざる事由ある時は、時宜を見て他所にてするが可い。